

笠間市

第3期

子ども・子育て 支援事業計画



令和7年3月
茨城県笠間市

はじめに

少子高齢化が進行する現代において、こども達の健やかな成長と子育て世帯への支援は、私たちの未来を明るくするために極めて重要な課題であります。

令和5年12月、こども基本法に基づき「こども大綱」が定められ、すべてのこどもが身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども未来戦略やこども施策を総合的に推進しております。

当市においては、令和6年度に「こども部」を創設し、こどもに関する包括的な支援に取り組むための体制を強化いたしました。

そしてこの度、「第3期笠間市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「地域みんなで支え合う子育てのまち 笠間市」という基本理念のもと、だれもが子育てを楽しみと感じ、「笠間」でこどもを育てて良かったと実感できるまちづくりを実現するため、さらなる事業の向上を目指してまいります。

具体的には、妊娠・出産・子育て期の伴走型相談支援、子育て家庭の経済的負担軽減への支援、ニーズに応じた子育て支援サービス、子どもの居場所づくり、ひとり親家庭や障害等の課題を抱える子の支援、虐待防止やこどもの貧困解消対策など、多岐にわたる事業を企業や関係機関・団体との協力・連携のもと進めてまいります。さらに市民の皆様からのご意見やご要望を広く聴き、各種施策に反映するとともに、地域全体で子育て世帯を支え合い、より豊かで温かい社会を築くことができる子育て環境の整備に取り組んでまいります。

これからも、次世代を担うこども達が生まれた環境にかかわらず健やかに成長できるよう、社会全体でこどもや子育て家庭を包み、温かく支えていけるよう、さまざまな施策を展開してまいりますので、引き続き市民の皆様のご理解・ご協力のほどお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたりまして、笠間市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言、ご協力をいただきました多くの市民の皆様に対し、厚く御礼申し上げます。

令和7年3月

笠間市長 山口伸樹

【目次】

第1章 計画の基本事項.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
(1) 計画策定の趣旨・目的.....	1
(2) 計画の背景・国の動向.....	2
2 計画の概要.....	3
(1) 法的位置づけ.....	3
(2) 関連計画との位置づけ.....	3
(3) 計画の期間.....	4
3 計画の策定体制.....	4
(1) 笠間市子ども・子育て会議.....	4
(2) アンケート調査.....	4
(3) パブリック・コメント.....	4
4 計画の推進体制.....	6
第2章 こども・子育て家庭を取り巻く状況.....	7
1 人口動向.....	7
(1) 人口・世帯.....	7
(2) 婚姻状況.....	11
(3) 就業状況.....	12
2 子ども・子育て支援事業の実施状況.....	14
(1) 教育・保育施設.....	14
(2) 地域子ども・子育て支援事業.....	17
3 アンケート調査からみられる状況.....	21
(1) 子育て家庭生活実態等調査、生活状況等調査（保護者調査）.....	21
(2) こども本人調査.....	26
(3) 子育て支援を行う中で感じること（支援機関・団体等調査から）.....	33
4 子育て環境・子育て支援の課題.....	39
課題1 子育て家庭の状況を踏まえた施策の推進.....	39
課題2 子育て家庭の就業環境に対応できる保育体制の充実.....	39
課題3 妊娠期からの切れ目ない支援の充実.....	40
課題4 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進.....	40
第3章 計画の基本方針.....	41
1 基本理念.....	41
2 基本目標.....	41
基本目標1 教育・保育サービスと地域子ども・子育て支援事業の推進.....	41
基本目標2 総合的な子育て支援の推進とこどもの育成支援.....	41
基本目標3 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進.....	42
3 施策の体系.....	43

第4章 計画の内容.....	45
基本目標1 教育・保育サービスと地域子ども・子育て支援事業の推進.....	45
(1) 教育・保育提供区域.....	45
(2) 教育・保育の見込み量と提供体制.....	45
(3) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制等.....	47
(4) 教育・保育の一体的提供等の推進.....	60
基本目標2 総合的な子育て支援の推進とこどもの育成支援.....	61
(1) 親子の健康支援の推進.....	61
(2) 地域における子育て支援の充実.....	65
(3) 子育てに係る費用の負担軽減の推進.....	66
(4) 仕事と家庭生活の両立支援と子育てしやすい環境づくりの推進.....	69
(5) こどもの学びと成長を支援する取組の推進.....	71
(6) 支援や関わりが必要な子ども・子育て家庭の支援.....	73
基本目標3 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進.....	77
(1) 基本方針.....	77
(2) 重点的に取り組む項目.....	81
参考資料.....	89
1 子ども・子育て会議設置条例.....	89
2 委員名簿.....	92
3 策定経過.....	93
4 用語解説.....	94

第1章 計画の基本事項

第1章 計画の基本事項

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨・目的

わが国の出生数は令和4年に80万人を下回り、令和5年は過去最少の727,277人まで減少しています。少子化の急速な進行は、人口（特に生産年齢人口）の減少と高齢化を通じて、労働力の低下、将来の経済規模の縮小、経済成長率の低下、地域・社会の担い手の減少、現役世代の負担の増加など、社会経済に多大な影響を及ぼすことが懸念されています。特に近年では、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加、児童虐待の顕在化、女性の社会進出による保育ニーズの増大や待機児童の解消等、こどもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』を開始しています。また、「こども未来戦略」を示し、令和6年度から令和8年度までの3年間で集中的に取り組む「加速化プラン」として、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」、「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」、「共働き・共育ての推進」、「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」が提示されました。具体的な施策としては、児童手当の抜本的拡充、出産等の経済的負担軽減、保育所等の職員配置基準の改善や保育士等の処遇改善、「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設などが盛り込まれています。

本市では、平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年度～令和元年度（平成31年度）を計画期間とする「笠間市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、第2期計画を令和元年度に策定し、子育て家庭の多様な保育・子育て支援ニーズに対応する子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

第2期計画期間（令和2年度～令和6年度）の完了を控え、本市の現状と第2期計画の実績等を踏まえ、こどもの成長と子育て家庭を支援する計画として「第3期笠間市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

笠間市での子育てを市民・企業・関係団体等と協力・連携して支援していけるように、本計画に基づき、より質の高い教育・保育の提供とともに、全てのこどもが健やかに成長する子育て環境づくりに取り組むため、本計画を策定します。

(2) 計画の背景・国の動向

わが国の少子化対策は、平成元年に合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産むこどもの人数）が過去最低（当時）となった「1.57ショック」が契機となって推進されてきました。その後も少子化の傾向は継続しており、新型コロナウイルス感染症の拡大や人口構造の変化等を伴って、こどもと子育て家庭を取り巻く環境は変化しています。

子育て支援施策の動向としては、「子どもの最善の利益の実現（チルドレン・ファースト）」と「生活と仕事と子育ての調和」の視点を重視し、社会全体で子育てを支え、個人の希望が叶う社会の実現を目指すなかで、平成24年には子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部を改正する法律、認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）が成立し、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が開始されました。

子ども・子育て支援新制度は、すべての子どもに良質な育成環境を保障し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的として、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものです。このため、笠間市では第1期子ども・子育て支援事業計画を策定し、各種施策を推進してきました。その後、令和元年には幼児教育・保育の無償化が実施され、また、子ども・子育て支援法の一部改正に伴う基本指針の改正を受け、第2期子ども・子育て支援事業計画を策定して各種施策を推進してきたところです。

令和3年には、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、こどもまんなか社会の実現を目指すことが示されたことを受け、令和5年に「こども基本法」が施行されました。こども基本法では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しており、その推進を図るために新設されたこども家庭庁が、施策推進の司令塔の役割を担い、地方自治体との連携強化を図り、すべてのこどもの育ちの保障やこどもの居場所づくりなどを積極的に推進していくことが示されました。

2 計画の概要

(1) 法的位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」の基本理念（第2条）を踏まえ、同法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

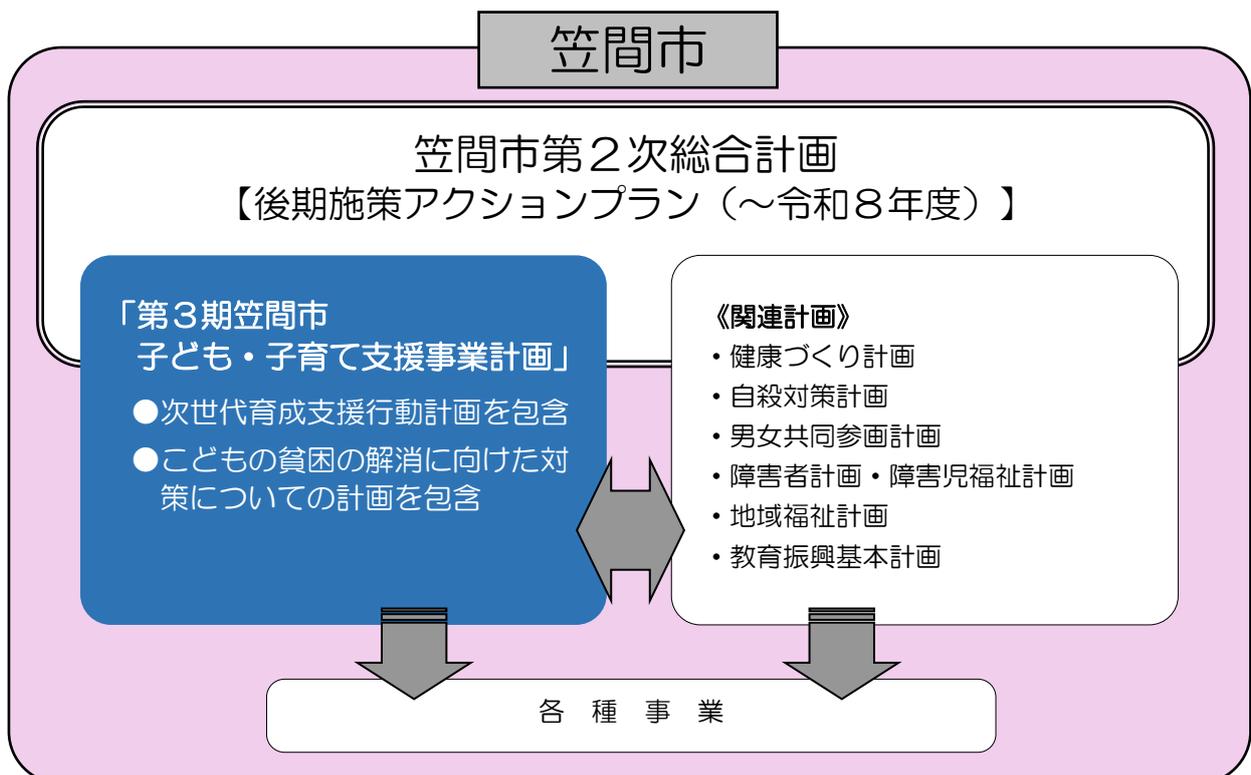
子ども・子育て支援法
第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村子ども・子育て支援事業計画）を定めるものとする。

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」の一部改正において、市町村の努力規定として定められた「次世代育成支援行動計画（市町村行動計画）」を一部包含しており、母子保健を含む成育医療等に関する計画の内容を包含します。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は、令和6年6月に一部改正され、「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する法律」となりました。同法第5条及び第10条2において市町村の努力規定として定められた「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」の内容を包含します。

(2) 関連計画との位置づけ

本計画は、市政の最上位計画である「笠間市第2次総合計画」の分野別計画のひとつ（健康・福祉施策の「子どもを産み育てやすい環境を整えます」に基づく事業計画）として位置づけるとともに、茨城県こども計画、市の関連分野の計画との整合並びに連動を図ります。



(3) 計画の期間

本計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を計画期間とします。

ただし、こどもと子育てを取り巻く社会状況の変化などにより、必要に応じて計画期間中に見直しを行う場合があります。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2期						
●計画策定	第3期笠間市子ども・子育て支援事業計画					
					●計画策定	第4期

3 計画の策定体制

(1) 笠間市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたり、「笠間市子ども・子育て会議」を設置し、本計画に係る審議をいただきながら検討・策定を行いました。会議委員は、様々な見地からの意見を反映できるよう、学識経験者、子育て支援機関代表者、教育関係者、保育関係者、保護者代表、公募市民等の計20名で編成しました。

また、具体的な計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための「基本指針」を踏まえています。

(2) アンケート調査

- ①就学前児童と小学生の保護者（5年生以外）を対象に保育所（園）、認定こども園、幼稚園及び放課後児童クラブの利用状況及び今後の利用意向、子育て環境に関するアンケートを実施しました。
- ②小学5年生と中学2年生の児童生徒本人とその保護者を対象に、生活状況に関するアンケートを実施しました。
- ③支援機関・関係団体等を対象に、こどもと子育て家庭の状況や市の施策に対する意見等を把握するため、簡易アンケートとヒアリングを実施しました。

(3) パブリック・コメント

本計画の内容について、広く市民の方からご意見を伺い、本計画の策定と今後の施策の参考にさせていただきます。

アンケート調査の実施状況は、以下のとおりとなっています。

①子育て家庭生活実態等調査

子ども・子育て支援に関するニーズ調査として、就学前児童と小学生の保護者（5年生以外）を対象に実施しました。

調査対象	就学前児童保護者	小学生保護者（5年生以外）
配布数	1,541 件	1,148 件
回答数	579 件	694 件
回答率	37.6%	60.5%
調査方法	WEB調査（保育施設・小・義務教育学校を通して依頼、一部郵送）	

②生活状況等調査

小学5年生及び中学2年生の本人と保護者を対象に、世帯の生活状況等と子どもと保護者の考え等を把握するため、生活状況等調査を実施しました。

調査対象	保護者		子ども本人	
	小学5年生保護者	中学2年生保護者	小学5年生	中学2年生
配布数	323 件	352 件	323 件	352 件
回答数	203 件	195 件	264 件	243 件
回答率	62.8%	55.4%	81.7%	69.0%
調査方法	WEB調査（小・中・義務教育学校を通して依頼）			

③支援機関・関係団体等調査

支援機関・関係団体等調査は、子どもと子育て家庭に関わっている機関・団体から子どもと子育て家庭の状況・実態を把握し、笠間市の子ども・子育て支援施策の推進のために実施しました。

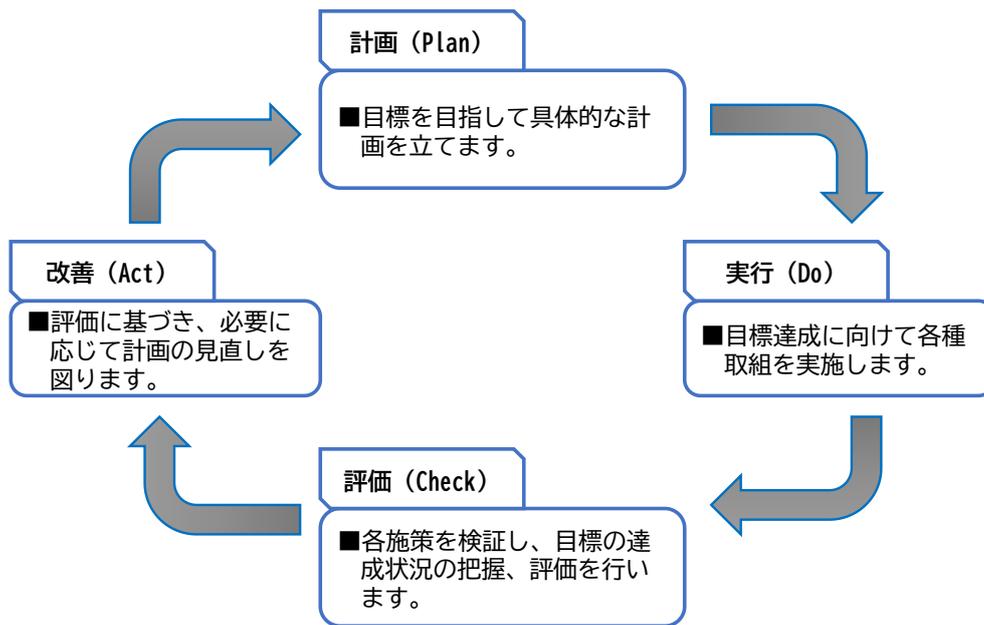
調査対象	笠間市内の子ども・子育て施策に関連する機関・団体等 （教育・保育施設、児童クラブ、子ども食堂、子ども育成支援センターなど）
配布数	68 件
回収数	61 件
調査方法	調査票（紙）を配布・回収

4 計画の推進体制

妊産婦から子育て家庭のライフステージにあわせた切れ目のない支援を提供するため、児童福祉分野と母子保健分野を一体化し、令和6年度にこども部を新設しました。

こども部を中心に、施策に関わる関係部局と連携・協力し、子育て支援に関する取組を推進していきます。

また、本計画の着実な推進を図るため、計画を立案し（Plan）、実行（Do）するだけでなく、計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Act）が行えるよう、PDCAサイクルに基づき、計画を実施していきます。



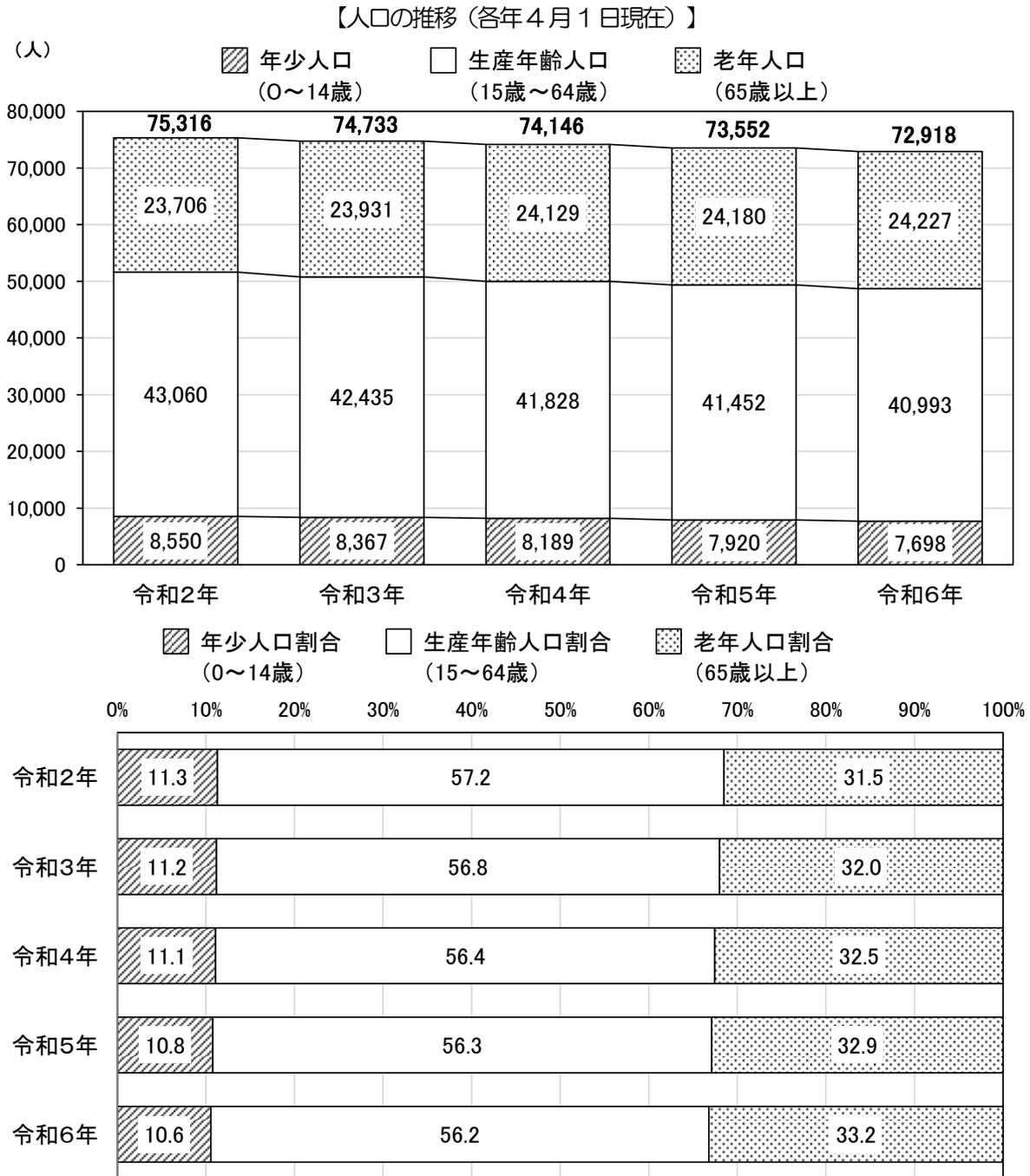
第2章 こども・子育て家庭を取り巻く状況

第2章 こども・子育て家庭を取り巻く状況

1 人口動向

(1) 人口・世帯

総人口は、令和2年の75,316人から令和6年は72,918人と3.2%減少し、14歳以下の年少人口は令和5年に8,000人台を下回っています。人口構成は、老年人口割合は微増していますが、年少人口割合・生産年齢人口割合は微減しており、年少人口割合は令和6年で10.6%となっています。



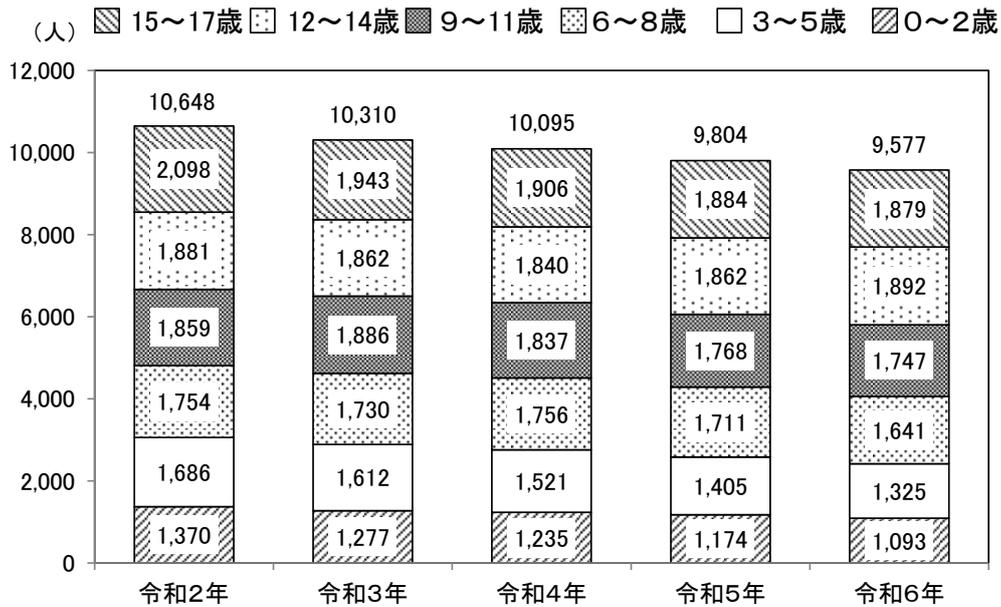
(住民基本台帳)

18歳未満のこどもの数は、令和2年は10,648人でしたが、令和5年に1万人を下回り、令和6年は9,577人となっています。年齢別では5歳以下の減少が大きくなっています。

令和5～6年の年齢別男女別変化率で計画期間のこどもの数を推計すると、毎年200～300人減少し、令和9年に9,000人を下回り、令和11年は8,235人と推計されます。

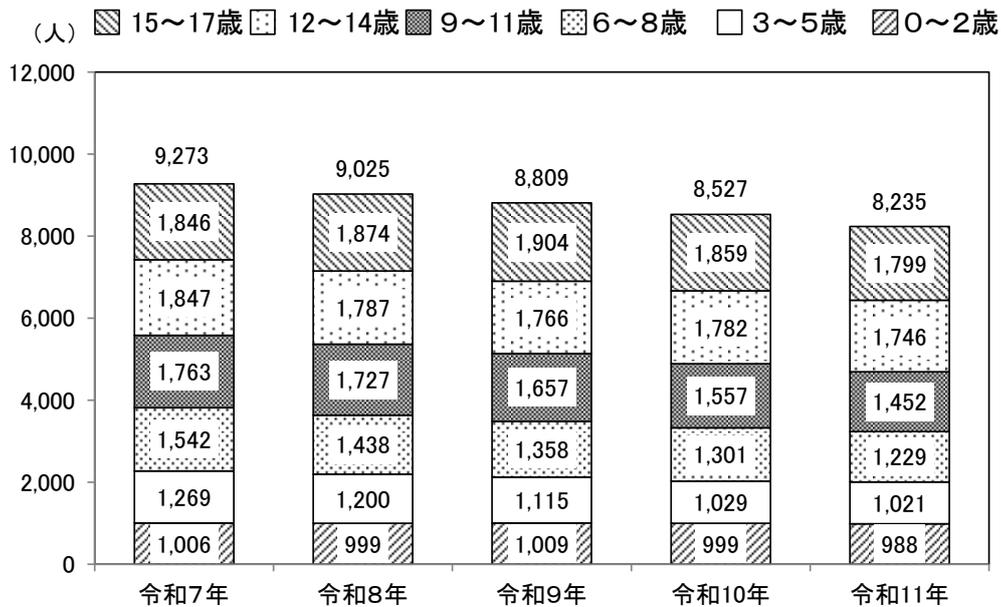
【こどもの数の推移・推計（各年4月1日現在）】

●実績



(住民基本台帳)

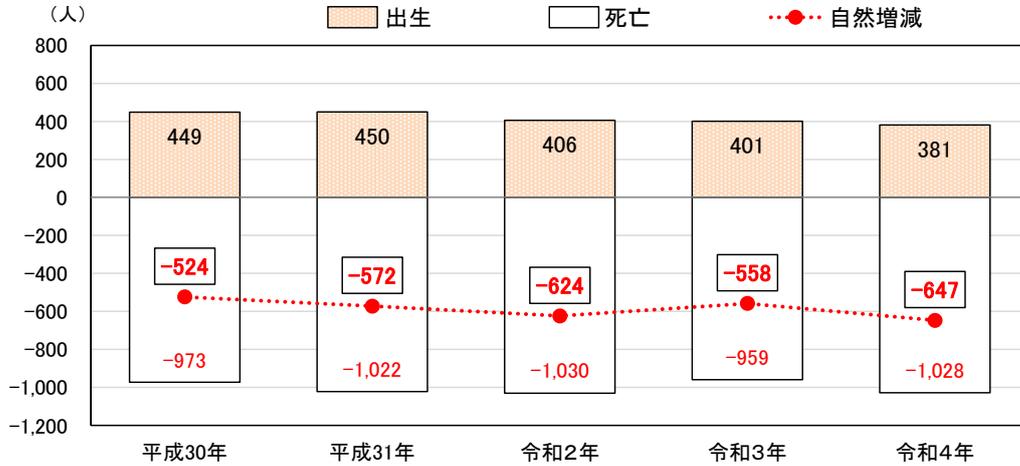
●推計



(住民基本台帳人口をもとにコーホート変化率法で推計)

人口動態では、自然減が毎年600人前後となっており、死亡数が出生数を上回っています。出生数は令和3年までは400人以上で推移していましたが、令和4年は381人となっています。

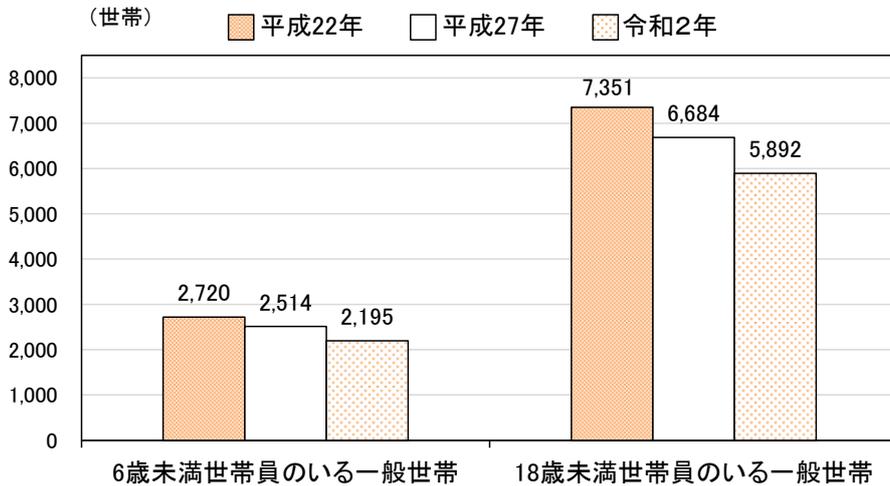
【人口動態（各年1月1日～12月31日の計）】



(総務省人口動態調査)

18歳未満の世帯員のいる一般世帯数[※]は、平成22年の7,351世帯から令和2年には5,892世帯と減少しています。そのうち6歳未満の世帯員のいる一般世帯数は、平成22年の2,720世帯から令和2年には2,195世帯に減少しています。

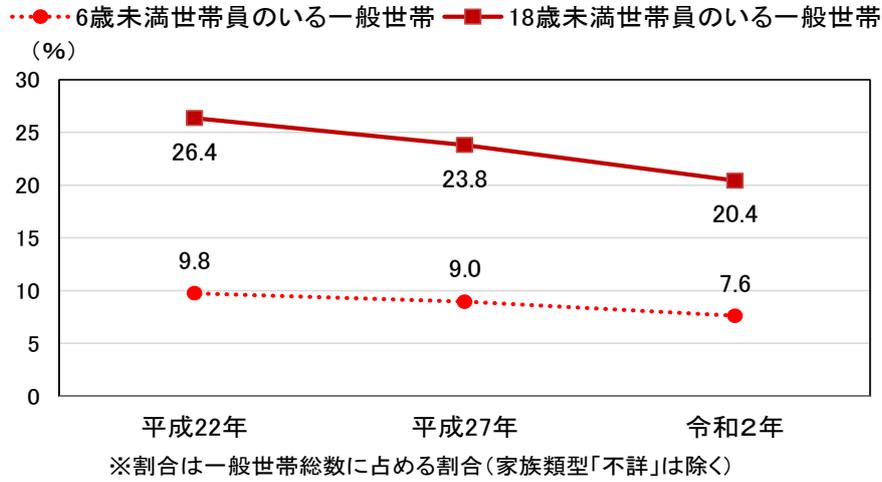
【18歳未満の世帯員のいる一般世帯数（各年10月1日現在）】



※一般世帯：高齢者世帯、母子世帯以外の全ての世帯のこと。

一般世帯の中でこどものいる世帯は減少しており、平成22年の26.4%から令和2年は20.4%となっています。そのうち6歳未満世帯員のいる一般世帯は9.8%から7.6%となっています。

【18歳未満世帯員のいる一般世帯数（各年10月1日現在）】

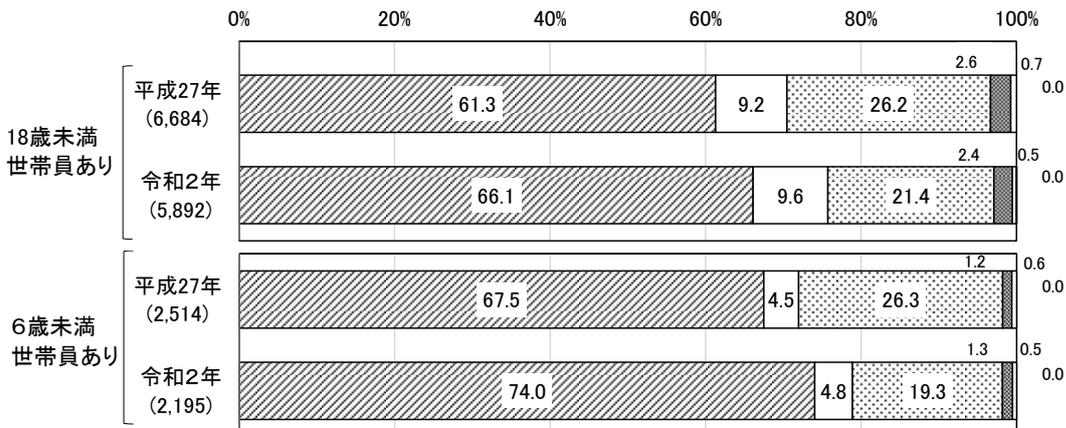


(国勢調査)

18歳未満のこどものいる世帯の世帯構成は、平成27年と令和2年では、「両親と子ども」の世帯は61.3%から66.1%に微増し、「両親と子どもと祖父母・他の親族を含む同居世帯」は26.2%から21.4%に微減しています。

そのうち6歳未満のこどものいる世帯の世帯構成は、平成27年と令和2年では、「両親と子ども」の世帯は67.5%から74.0%に増加しており、6歳未満のこどものいる世帯は「両親と子ども」の世帯の割合は高くなっています。また、「両親と子どもと祖父母・他の親族を含む同居世帯」は26.3%から19.3%に微減しています。

【18歳未満の世帯員のいる世帯構成（各年10月1日現在）】



※()は該当世帯の総数(世帯)

- 両親と子ども
 ひとり親と子ども
- 両親と子どもと祖父母・他の親族を含む同居世帯
 兄弟のみ・他に分類されない世帯
- 非親族世帯・単独世帯
 その他

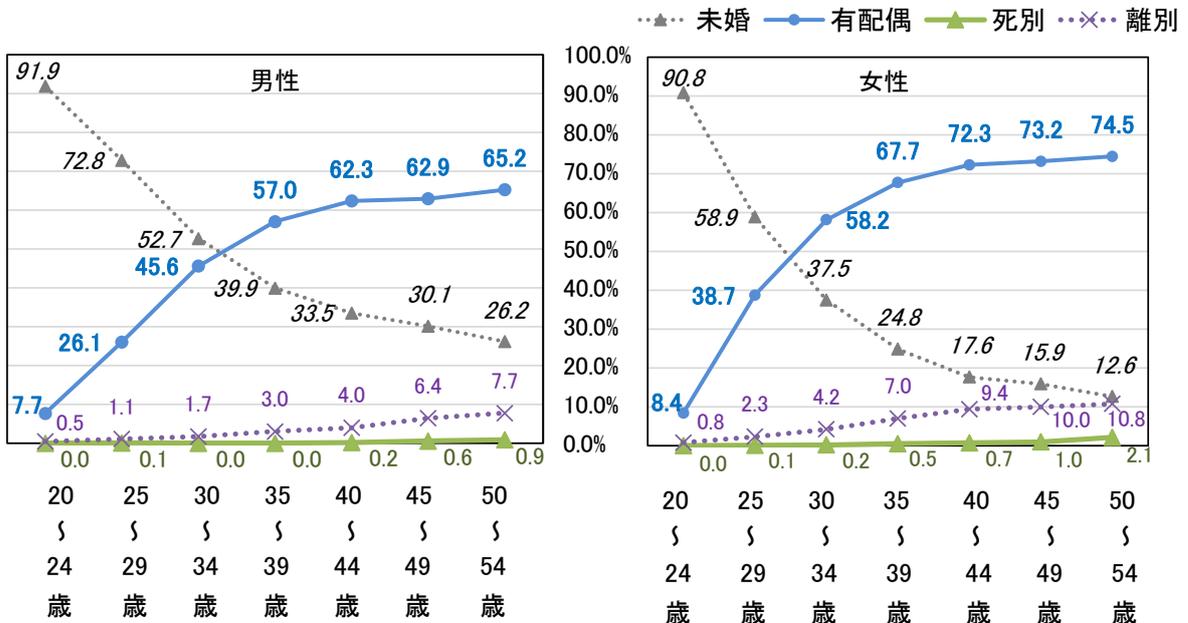
(国勢調査)

(2) 婚姻状況

令和2年の配偶関係は、男性は35～39歳、女性は30～34歳で有配偶の比率が未婚率を上回っています。

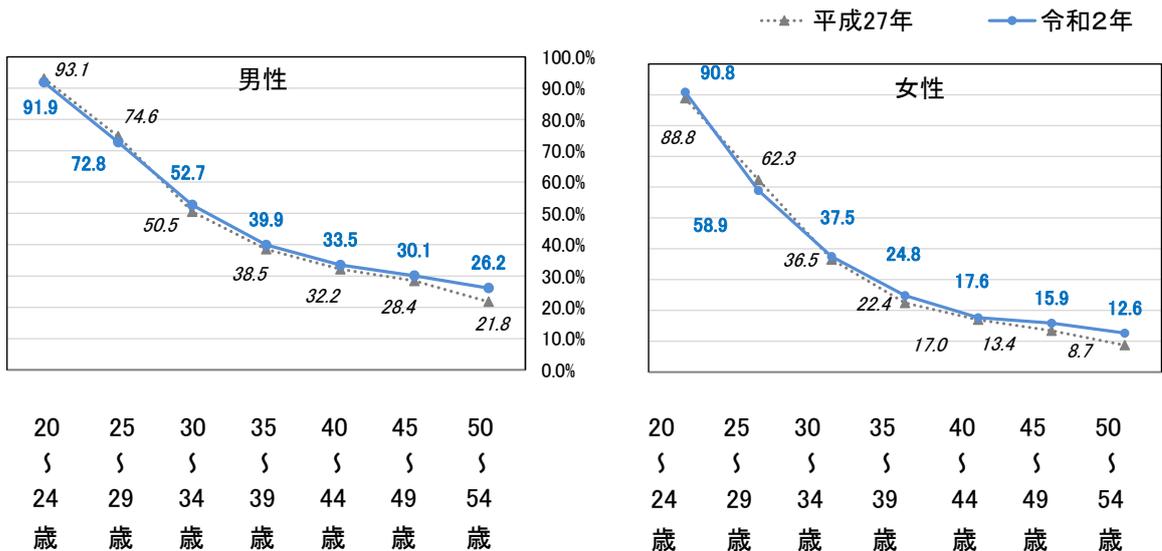
令和2年の未婚率は、男性は30歳以上の年代で、女性は25～29歳以外の年代で平成27年を上回っており、50～54歳は男女ともに4ポイント程度増加しています。

【男女5歳階級別配偶関係（令和2年10月1日現在）】



(国勢調査)

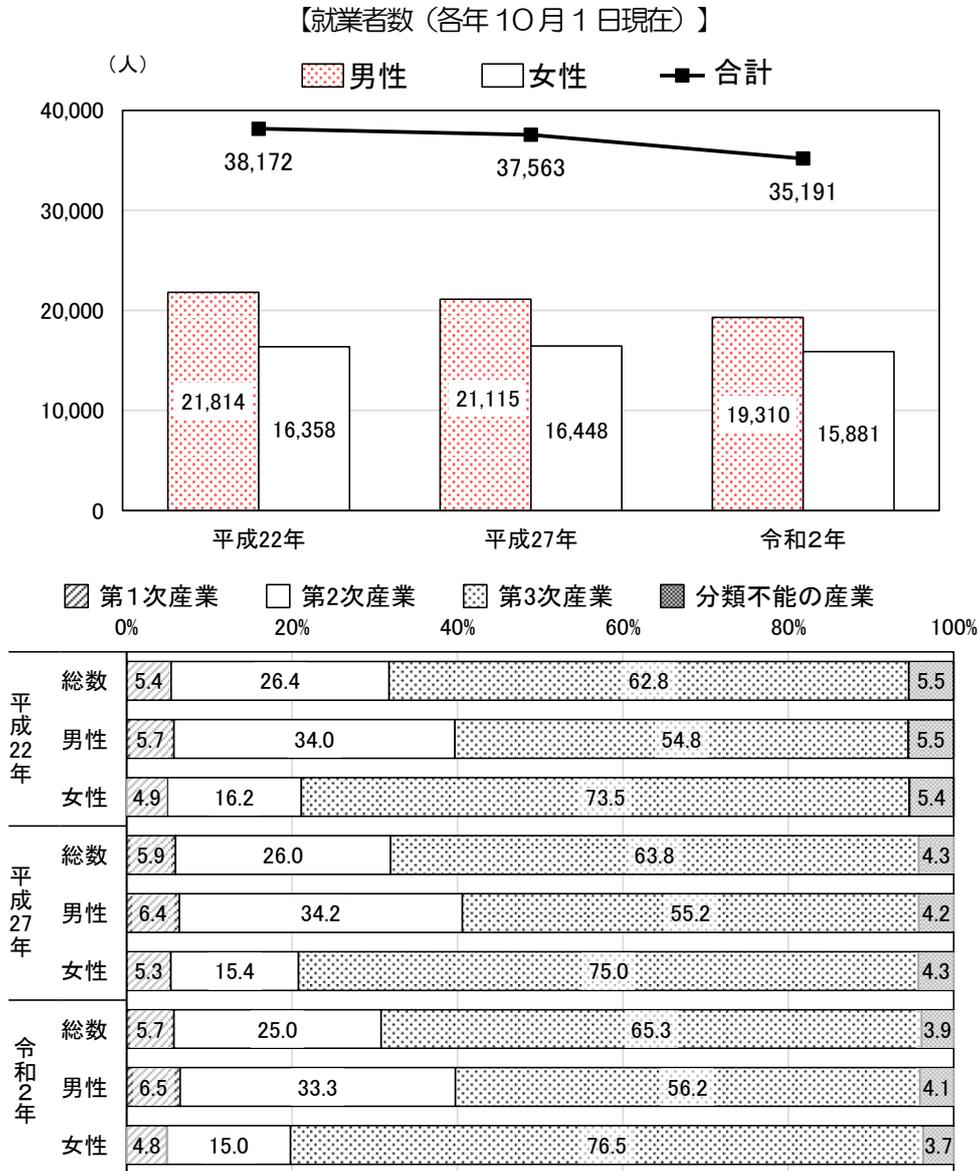
【男女5歳階級別未婚率（各年10月1日現在）】



(国勢調査)

(3) 就業状況

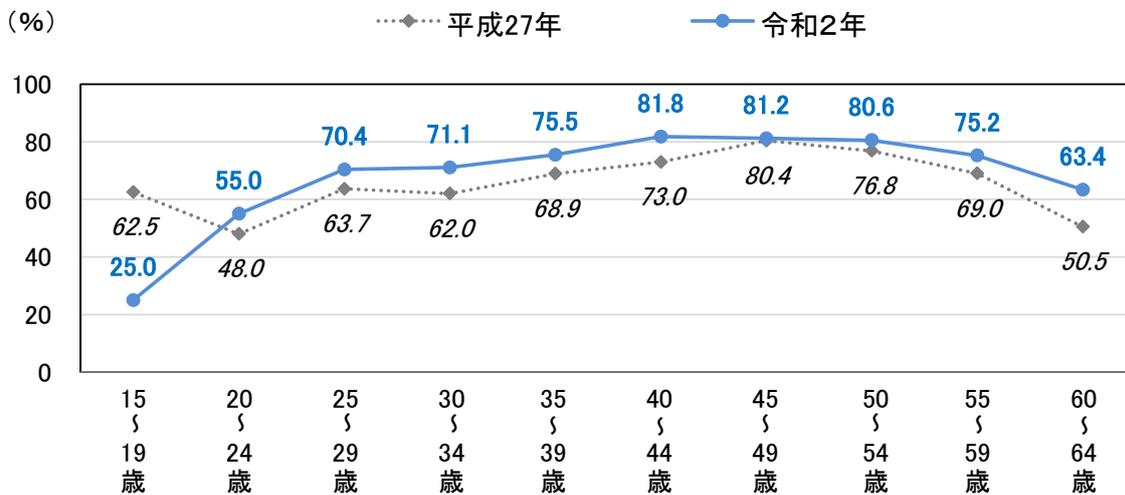
就業者数は平成22年の38,172人から令和2年は35,191人と、7.8%減少しています。第1次・第2次産業に比べ第3次産業は男女ともに従事者割合が高く、特に女性では、全ての年で70%を超えています。第3次産業割合は男女ともに増加している一方で、第2次産業の割合は減少しています。



(国勢調査)

既婚女性の就業率は、15～19歳を除いた全ての年代で令和2年が平成27年を上回っています。25～59歳で70%を超え、40～54歳の既婚女性の就業率は80%を上回っています。

【既婚女性の就業率（各年10月1日現在）】



(国勢調査)

2 子ども・子育て支援事業の実施状況

(1) 教育・保育施設

①教育・保育施設の設置状況

市内の教育・保育施設は、平成27年度以降、私立幼稚園と私立保育園の認定こども園への移行、公立幼稚園と公立保育所を統合した公立認定こども園への移行などが行われてきました。その後、公立認定こども園は公私連携認定こども園に移行し、また、小規模保育施設の設立など、教育・保育施設の受け入れ体制を確保してきました。令和6年4月1日現在の設置状況は、保育所（園）が5施設、認定こども園が9施設、幼稚園が1施設、小規模保育施設が3施設となっています。

認定区分は以下のとおりです。

【認定区分】

区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	3歳～5歳	教育標準時間認定	幼稚園、認定こども園
2号認定	3歳～5歳	保育認定	保育所、認定こども園
3号認定	0歳～2歳	保育認定	保育所、認定こども園、小規模保育施設

(年齢は4月1日時点の満年齢)

教育・保育施設の利用定員は、利用者数の動向に対応して、市と協議のうえ各施設運営者が設定します。3歳～5歳の幼児教育（1号認定）を行う認定こども園、幼稚園は、利用者数の減少に対応して利用定員を徐々に減らしており、令和6年4月1日現在、市内合計で482人となっています。また、3歳～5歳の保育（2号認定）、0歳～2歳の保育（3号認定）を行う保育所（園）、認定こども園、小規模保育施設の定員は、市内合計で1,600人となっています。

②教育・保育施設の利用状況

教育・保育施設の利用者は、令和6年4月1日現在、1,926人で、市内のこどもの数に対する利用率は79.4%となっています。認定区分別では、1号認定者は利用定員482人、利用者357人で、いずれも計画値内となっています。2号認定者は利用定員978人、利用者957人で計画値内となっていますが、2号認定者のうち4歳・5歳の利用は見込みを上回った利用者数となっています。3号認定者は利用定員622人、利用者612人と計画値に近い利用状況となっています。

第2章 こども・子育て家庭を取り巻く状況

(人)

1号			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3歳	特定教育・保育施設 (利用定員) ①	計画値	306	296	286	276	266
		実績値	285	257	215	184	152
	量の見込み②	計画値	235	220	210	202	190
		実績値	213	159	164	127	96
	差 (①-②)	計画値	71	76	76	74	76
		実績値	72	98	51	57	56
4・5歳	特定教育・保育施設 (利用定員) ①	計画値	610	590	570	550	530
		実績値	536	484	416	368	330
	量の見込み②	計画値	560	517	447	408	383
		実績値	511	446	351	302	261
	差 (①-②)	計画値	50	73	123	142	147
		実績値	25	38	65	66	69

(人)

2号			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3歳	特定教育・保育施設 (利用定員) ①	計画値	314	314	314	314	314
		実績値	300	307	323	334	317
	量の見込み②	計画値	255	256	257	258	259
		実績値	280	313	299	267	296
	差 (①-②)	計画値	59	58	57	56	55
		実績値	20	▲6	24	67	21
4・5歳	特定教育・保育施設 (利用定員) ①	計画値	635	635	635	635	635
		実績値	614	650	668	677	661
	量の見込み②	計画値	530	552	554	556	558
		実績値	614	638	653	663	661
	差 (①-②)	計画値	105	83	81	79	77
		実績値	0	12	15	14	0

※各年度4月1日現在

第2章 こども・子育て家庭を取り巻く状況

(人)

3号			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
0歳	提供体制 (利用定員)	特定教育・ 保育施設	計画値	131	136	136	136	136
			実績値	131	122	123	114	111
		地域型保育、 認可外保育等	計画値	8	13	18	18	18
			実績値	8	11	11	11	11
		合計①	計画値	139	149	154	154	154
			実績値	139	133	134	125	122
	量の見込み②	計画値	78	83	88	92	96	
		実績値	142	128	130	122	141	
	差(①-②)	計画値	61	66	66	62	58	
		実績値	▲3	5	4	3	▲19	
1歳	提供体制 (利用定員)	特定教育・ 保育施設	計画値	190	212	224	224	224
			実績値	190	191	201	207	218
		地域型保育、 認可外保育等	計画値	11	18	25	25	25
			実績値	11	15	15	15	15
		合計①	計画値	201	230	249	249	249
			実績値	201	206	216	222	233
	量の見込み②	計画値	225	230	235	240	245	
		実績値	224	206	228	231	209	
	差(①-②)	計画値	▲24	0	14	9	4	
		実績値	▲23	0	▲12	▲9	24	
2歳	提供体制 (利用定員)	特定教育・ 保育施設	計画値	238	250	250	250	250
			実績値	238	254	271	259	250
		地域型保育、 認可外保育等	計画値	12	18	24	24	24
			実績値	12	17	17	17	17
		合計①	計画値	250	268	274	274	274
			実績値	250	271	288	276	267
	量の見込み②	計画値	230	235	241	246	251	
		実績値	266	262	237	253	262	
	差(①-②)	計画値	20	33	33	28	23	
		実績値	▲16	9	51	23	5	

※0歳は各年度10月1日現在、1歳・2歳は各年度4月1日現在

(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市が実施主体であり、地域の実情にあわせて推進するものです。令和2年度から6年度までは13事業を実施しました。

①利用者支援事業

来所による相談、電話及び面接支援、出張相談等の相談業務を実施しました。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
母子保健型 (R5年度まで) こども家庭センター型 (R6～) (実施か所)	計画値	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	1	1

※各年度4月1日時点

②延長保育事業（時間外保育事業）

市内15か所の認定こども園・保育所（園）等で延長保育を実施しており、令和2年度から実施か所は1か所増加し、利用人数は年度により異なりますが、計画値内となっています。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用人数 (実人数)	計画値	673	675	666	662	664
	実績	602	530	449	589	484
実施か所	計画値	16	16	16	16	16
	実績	14	15	15	15	15

※令和6年度実績 11月末日時点

③実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具など必要な物品の購入に要する費用等を助成しました。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
世帯数（世帯）	実績	8	8	7	1	1
児童数（人）	実績	8	8	8	1	1

※令和6年度実績 11月末日時点

④多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するため、小規模保育事業（A型）すくすく保育園の設置を支援し、また、公立保育所の民営化方針に基づき、柔軟な発想と優れた運営能力をもつ民間の運営事業者を公募し、公立ともべ保育所の民営化を実施しました。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績（件）		1	0	0	0	1

※令和6年度実績 11月末日時点

⑤放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

利用定員の拡大やクラスを増設して対応していますが、利用率が増加傾向にあり、低学年・高学年ともに計画値を上回る利用実績となっています。

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
低学年 （※）	利用者数 （実人数）	計画値	794	780	794	783	756
		実績	823	820	883	889	875
	クラス数	計画値	38	39	39	39	39
		実績	38	38	40	41	41
	実施か所	計画値	19	19	19	19	19
		実績	19	19	20	19	19
高学年 （※）	利用者数 （実人数）	計画値	398	404	390	377	371
		実績	442	439	425	463	490
	クラス数	計画値	38	39	39	39	39
		実績	38	38	40	41	41
	実施か所	計画値	19	19	19	19	19
		実績	19	19	20	19	19
合計	利用者数 （実人数）	計画値	1,192	1,184	1,184	1,160	1,127
		実績	1,265	1,259	1,308	1,352	1,365
定員数（全学年）		計画値	1,332	1,371	1,371	1,371	1,371
		実績	1,332	1,347	1,394	1,427	1,427

※公設と民設児童クラブの合計数

※各年度5月1日時点

⑥子育て短期支援事業

利用できる施設等を10か所確保しており、利用者数は計画値を下回っています。

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
短期入所生活援助 事業	利用者数 （延べ人数）	計画値	140	150	160	178	180
		実績	75	53	33	42	79
	実施か所	計画値	9	9	9	9	9
		実績	3	4	2	2	3

※令和6年度実績 11 月末日時点

⑦乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる家庭に訪問しており、訪問できない場合は電話で状況把握し、全数把握をしています。出生数が減少しており、実施数が減少傾向となっています。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数 （実人数）	計画値	447	436	425	414	403
	実績	379	403	330	316	161

※令和6年度実績 11 月末日時点

⑧養育支援事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援が必要な家庭に対し、保健師等が訪問して育児の相談や助言をしており、必要に応じて要保護児童対策地域協議会ケース検討会議を開催します。複数回関わる場合が多く、年度によって実施状況は異なります。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
要保護児童対策地域協議会ケース検討会議 (件数)	実績	8	13	23	14	11
	同 訪問件数	47	42	36	90	0
家庭児童相談室、 相談員による相談 (件数)	実績	481	778	317	467	299

※令和6年度実績 11 月末日時点

⑨地域子育て支援拠点事業

市内3地区に子育て支援センターを開設し、親子の遊び場としての機能のほか、子育て親子の交流や子育てに関する相談、子育て講座などを行いました。

新型コロナウイルス感染症の影響により利用人数は減少しましたが、徐々に利用が回復してきています。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用人数 (延べ人数)	計画値	25,780	25,619	24,846	24,596	24,262
	実績	11,502	12,084	18,644	19,747	9,598
実施カ所	計画値	3	3	3	3	3
	実績	3	3	3	3	3

※令和6年度実績 11 月末日時点

⑩一時預かり事業

幼稚園型の一時的預かり事業については、幼稚園利用者が減少傾向ではありますが、利用率が高まっており、計画値に近い利用実績となっているため、令和5年度は計画値を上回っています。幼稚園型以外の一時的預かり事業は計画値内の利用状況となっています。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
幼稚園型	利用者数 (延べ人数)	計画値	25,621	24,857	23,487	22,671	22,046
		実績	21,372	22,551	16,130	23,066	10,998
	実施カ所	計画値	9	9	9	9	9
		実績	8	8	8	9	9
幼稚園型 以外	利用者数 (延べ人数)	計画値	1,165	1,107	1,014	961	883
		実績	807	591	558	861	424
	実施カ所	計画値	10	10	10	10	10
		実績	10	10	10	10	10

※令和6年度実績 11 月末日時点

⑪病児保育事業

病児対応型は地域医療センターかさま病児保育室で実施しており、利用実績は微増して令和4年度から計画値を上回っています。病後児対応型・体調不良児対応型保育は12か所で実施しており、体調不良児対応型保育の利用者数は計画値を大きく上回っています。

なお、訪問型及びファミリー・サポート・センターにおける病児・緊急対応は実施していません。

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
病児対応型	利用者数 (延べ人数)	計画値	150	149	142	138	139
		実績	80	115	145	155	165
	実施場所	計画値	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1	1	1
病後児対応型	利用者数 (延べ人数)	計画値	171	165	158	153	144
		実績	208	182	117	71	43
	実施場所	計画値	3	3	3	3	3
		実績	3	3	2	1	1
体調不良型	利用者数 (延べ人数)	計画値	1,580	1,529	1,462	1,411	1,378
		実績	4,252	3,520	2,657	3,322	1,993
	実施箇所	計画値	3	3	3	3	3
		実績	5	5	8	10	11

※令和6年度実績 11月末日時点

⑫子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

利用者見込み数と確保方策（計画値）を同程度と見込みましたが、子育て支援講座での利用が増えたことから計画値を上回る利用状況となっています。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数 (延べ人数)	計画値	168	164	161	158	153
	実績	201	230	433	526	280

※令和6年度実績 11月末日時点

⑬妊婦に対して健康診査を実施する事業

母子健康手帳交付数が減少傾向であり、延べ回数は計画値を下回っています。

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊婦健康診査	利用回数 (延べ回数)	計画値	4,471	4,360	4,250	4,141	4,030
		実績	4,797	4,917	4,103	3,810	2,313
産婦健康診査	利用回数 (延べ回数)	計画値	715	698	680	662	645
		実績	701	758	656	591	333

※令和6年度実績 10月末日時点

3 アンケート調査からみられる状況

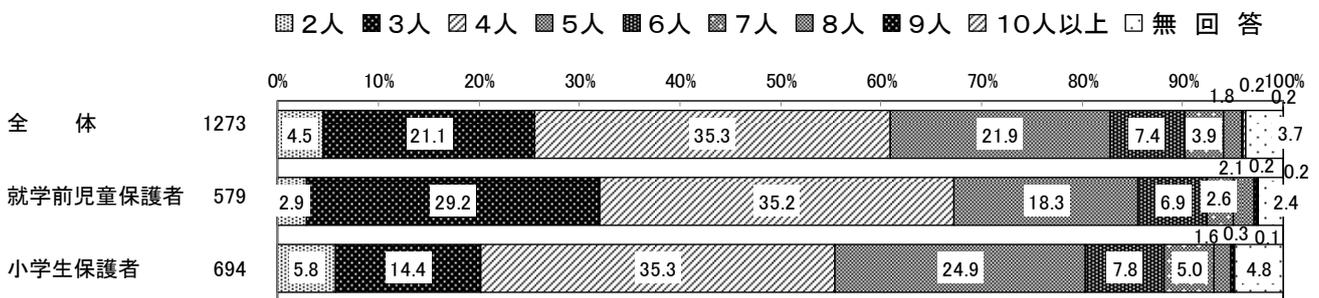
計画策定にあたり、子育て家庭生活実態等調査、生活状況等調査、支援機関・関係団体等調査を実施しました。（調査概要は5ページを参照）

(1) 子育て家庭生活実態等調査、生活状況等調査（保護者調査）

①世帯状況

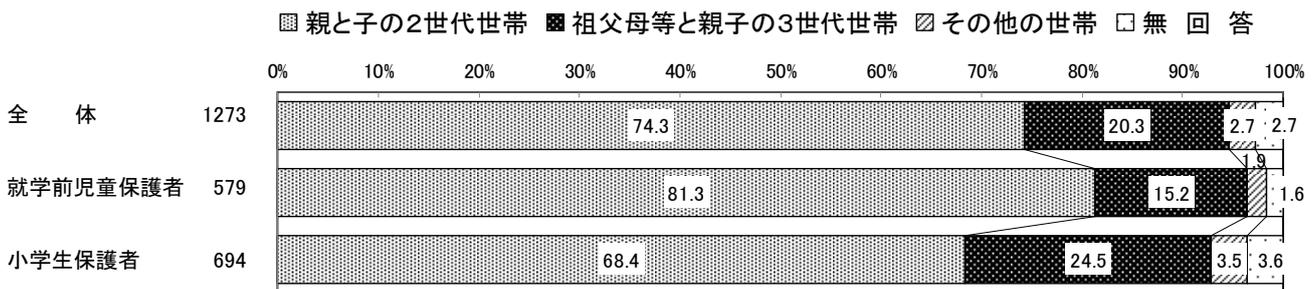
就学前児童・小学生（5年生以外）のこどもの世帯状況について、世帯人数は、全体では「4人」が35.3%と多く、「5人」が21.9%、「3人」が21.1%となっています。就学前児童保護者では「3人」が29.2%となっています。

【同居家族】



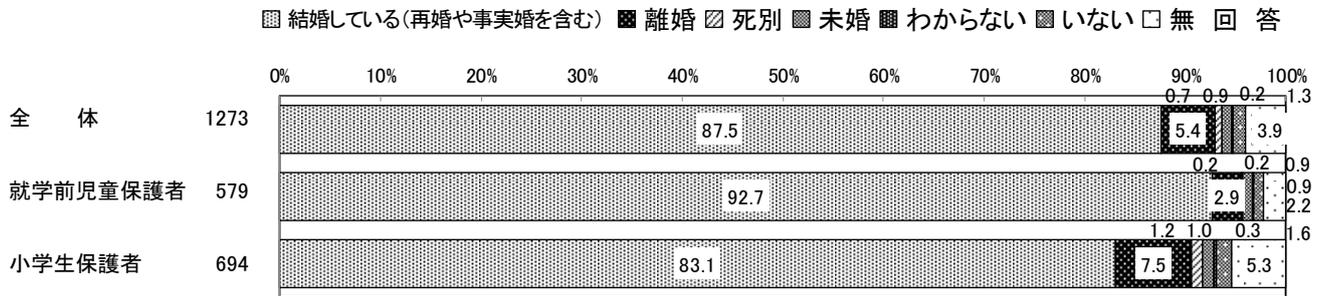
世帯構成は、全体では「親と子の2世代世帯」が74.3%と多く、「祖父母等と親子の3世代世帯」が20.3%となっています。就学前児童保護者で「親と子の2世代世帯」が81.3%と多くなっています。

【世帯構成】



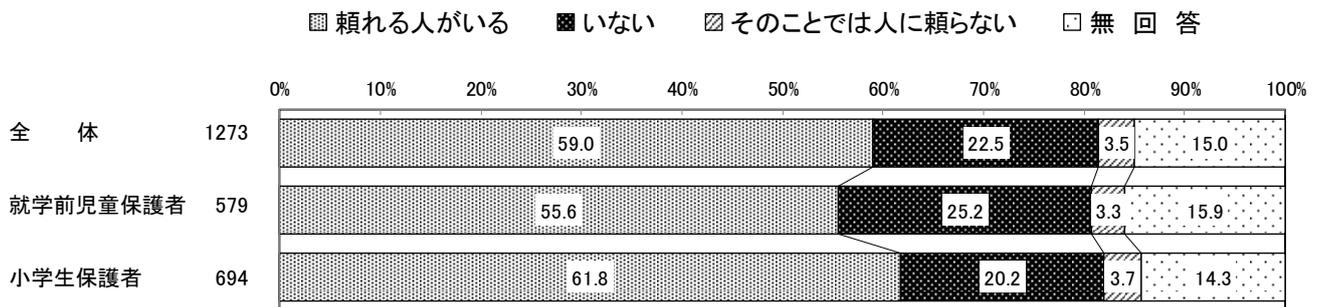
親の婚姻状況は、全体では「結婚している（再婚や事実婚を含む）」が87.5%と多く、「離婚」が5.4%となっています。就学前児童保護者で「結婚している（再婚や事実婚を含む）」が92.7%と多くなっています。

【婚姻状況】



急な預かりを頼める人は、全体では「頼れる人がいる」が59.0%と多く、「いない」が22.5%となっています。「頼める人がいない」は就学前児童保護者の方がやや多くみられます。

【急な預かりを頼れる人】



急な預かりを頼める人は「家族・親族」が98.5%と多く、「友人・知人」が9.6%となっています。

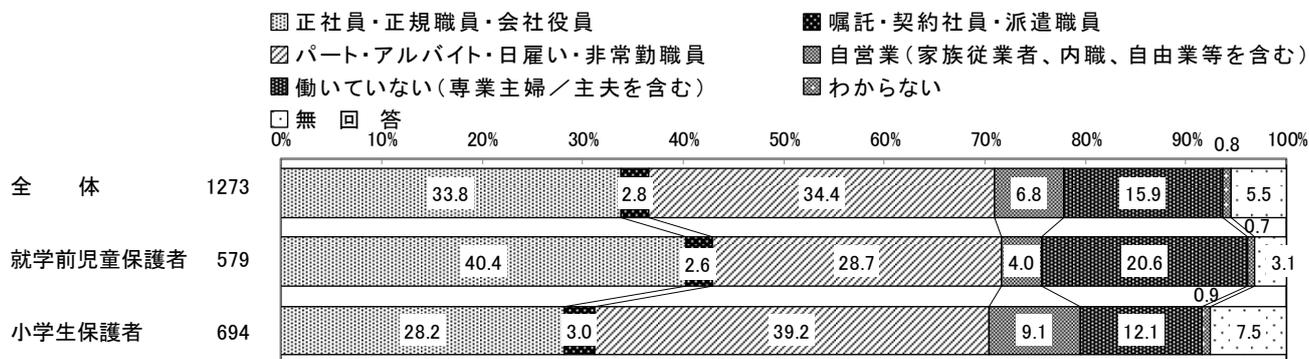
(%)

N=751	家族・親族	友人・知人	近所の人	職場の人	民生委員・児童委員	相談・支援機関や福祉の人	その他	無回答
全体	98.5	9.6	0.7	0.3	0.0	0.1	0.1	0.7
就学前児童保護者	99.1	4.3	0.9	0.3	0.0	0.3	0.3	0.6
小学生保護者	98.1	13.5	0.5	0.2	0.0	0.0	0.0	0.7

②保護者の就業状況

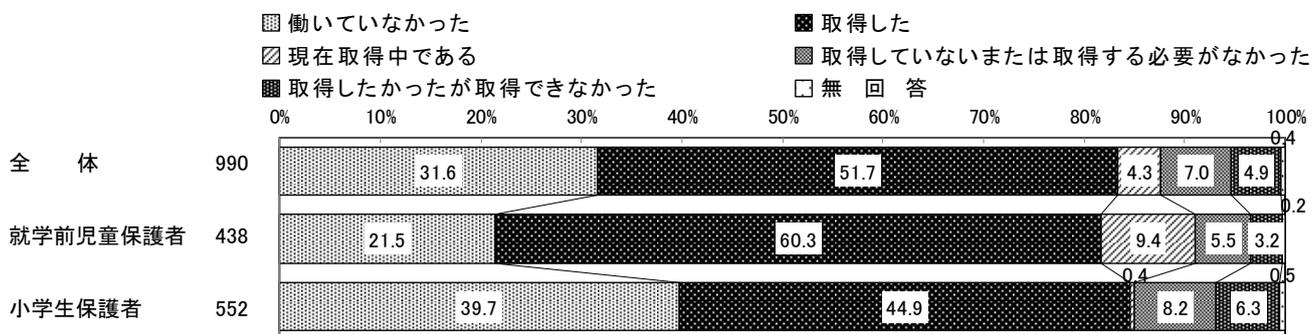
就学前児童・小学生（5年生以外）の母親の就業状況は、全体では「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」が34.4%、「正社員・正規職員・会社役員」が33.8%と多く、「働いていない（専業主婦／主夫を含む）」が15.9%となっています。就学前児童保護者で「正社員・正規職員・会社役員」が40.4%と多くなっています。

【保護者の就労状況（母親）】



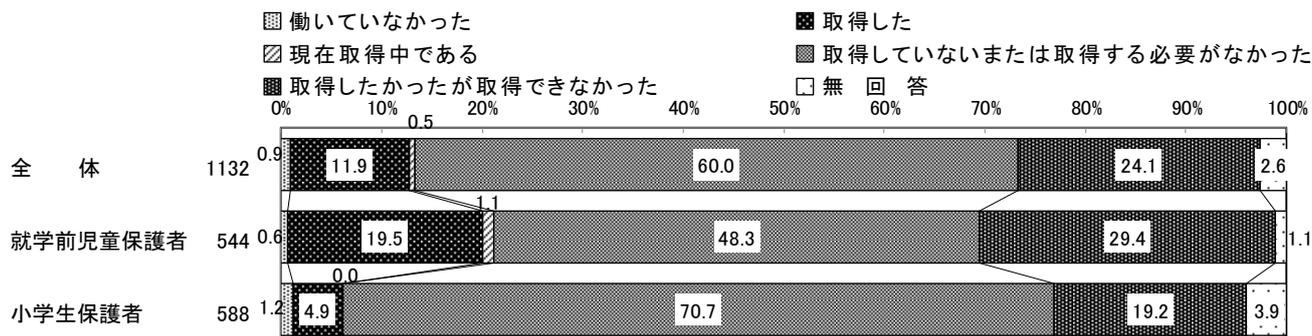
育児休業の取得について、母親は全体では「取得した」が51.7%と多く、「働いていなかった」が31.6%となっています。

【育児休業の取得（母親）】



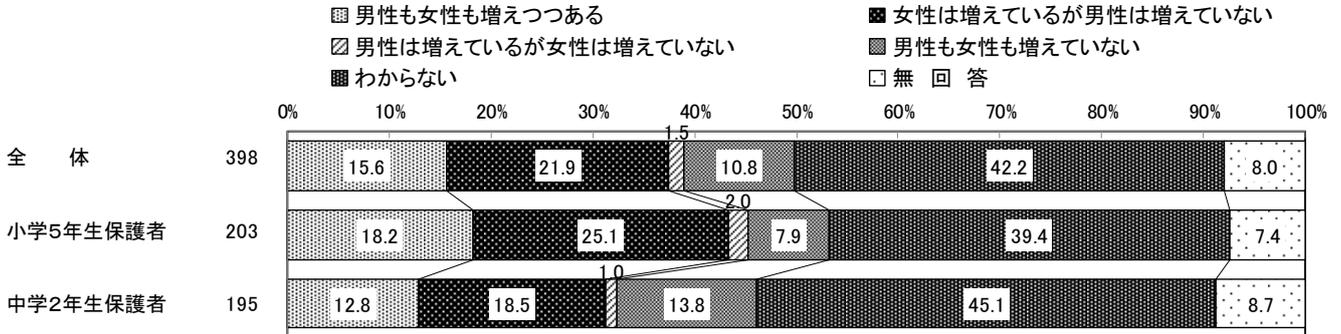
父親は、全体では「取得していないまたは取得する必要がなかった」が60.0%と多く、「取得したかったが取得できなかった」が24.1%、「取得した」が11.9%となっています。就学前児童保護者で「取得したかったが取得できなかった」が29.4%、「取得した」が19.5%と多くなっています。

【育児休業の取得（父親）】



小学5年生と中学2年生の保護者では、周辺の育児休業取得については「わからない」が42.2%と多く、「女性は増えているが男性は増えていない」が21.9%、「男性も女性も増えつつある」が15.6%となっています。

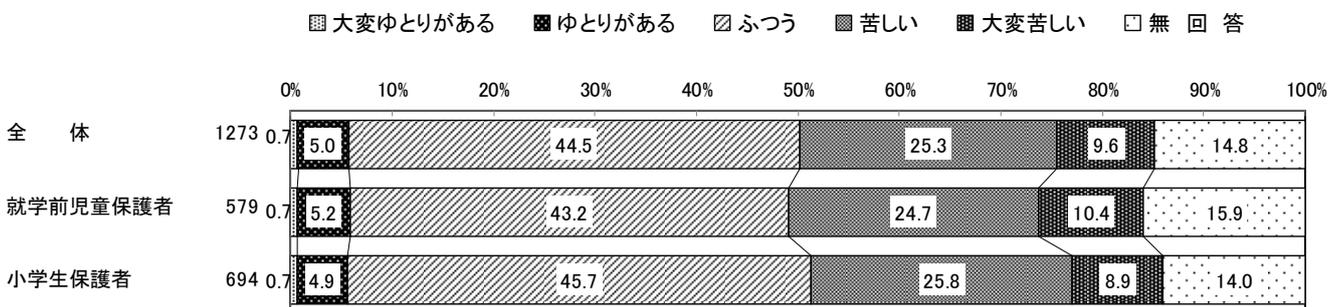
【周りでの育児休業取得者】



③現在の暮らしの状況

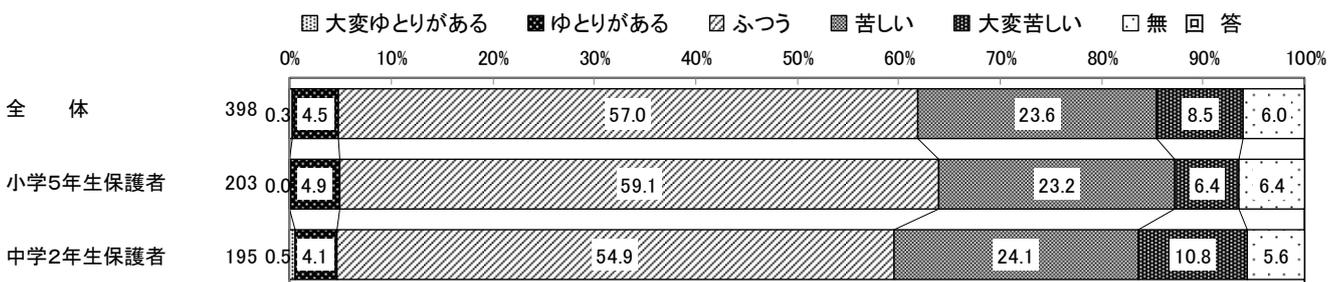
就学前児童保護者と小学生（5年生以外）保護者では、「ふつう」が44.5%と多く、「苦しい」が25.3%、「大変苦しい」が9.6%となっており、就学前児童保護者・小学生保護者ともに同様の傾向となっています。

【現在の暮らしの状況】



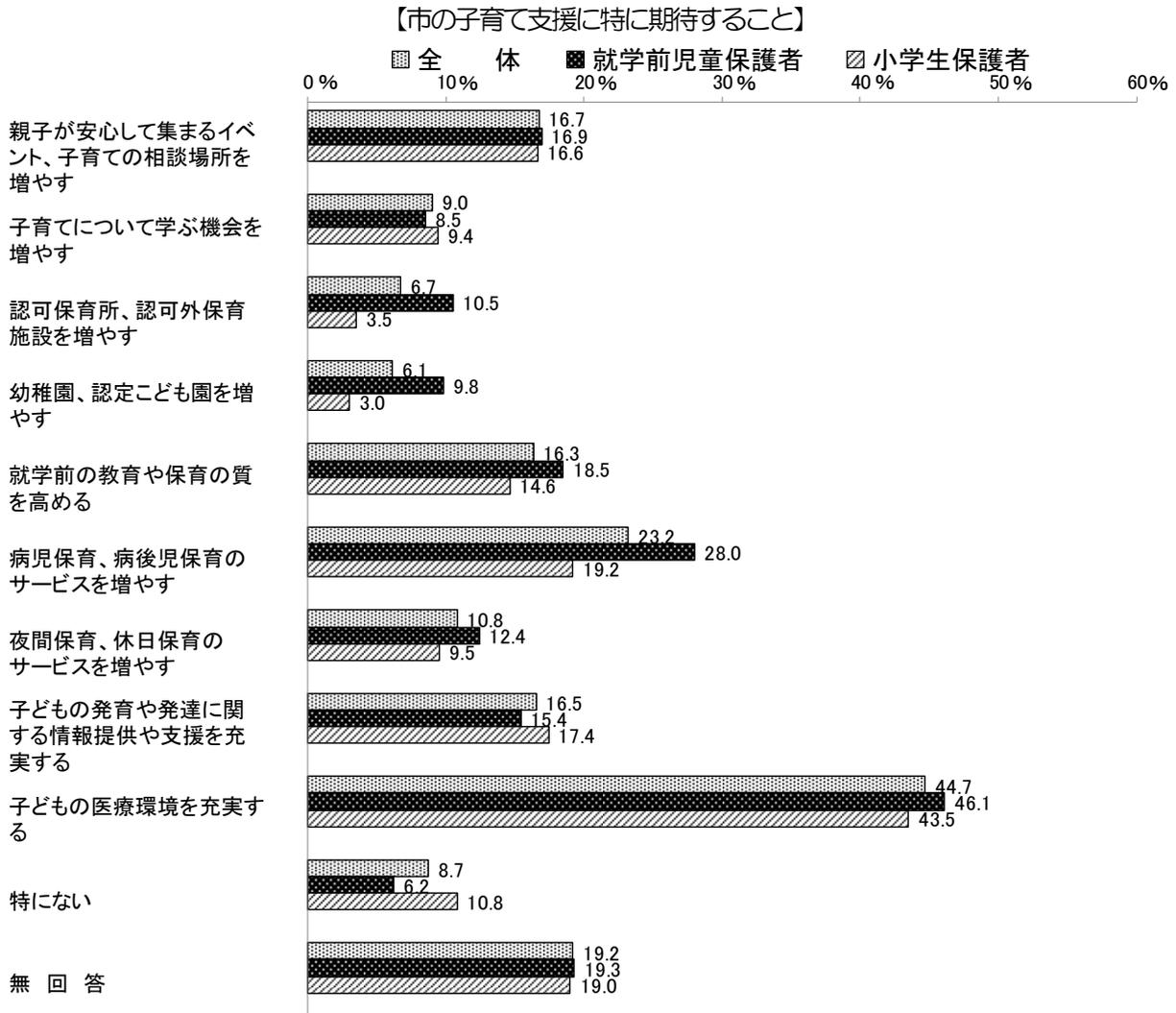
小学5年生と中学2年生の保護者の回答状況では、「苦しい」が23.6%、「大変苦しい」が8.5%と就学前児童保護者と小学生保護者と同程度となっていますが、生活の状況や健康状態などにより「苦しい」という回答が増えています。

【現在の暮らしの状況】

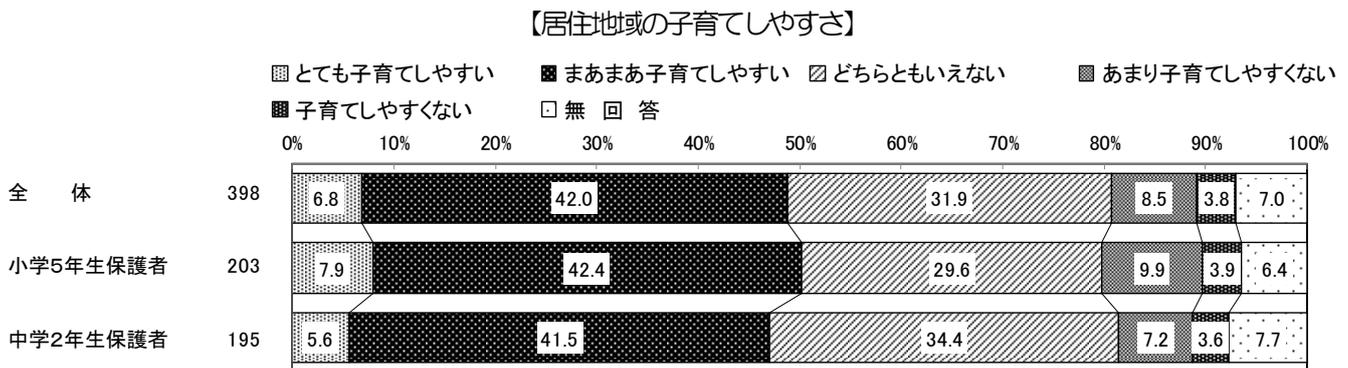


④市の子育て支援に特に期待すること

就学前児童と小学生保護者では、「子どもの医療環境を充実する」が44.7%と多く、「病児保育、病後児保育のサービスを増やす」が23.2%となっています。



住んでいる地域は「まあまあ子育てしやすい」が42.0%と多く、「とても子育てしやすい」の6.8%と合わせた『子育てしやすい』は48.8%となっています。

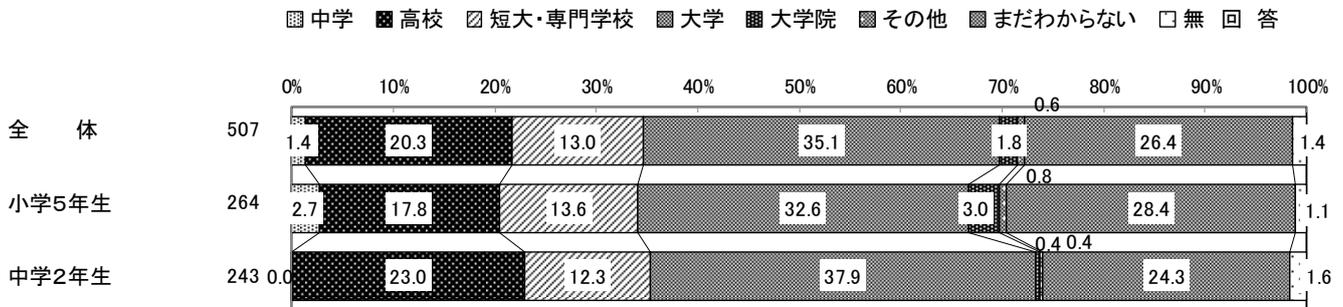


(2) こども本人調査

①将来の進学希望

全体では、「大学」が35.1%と多く、「まだわからない」が26.4%、「高校」が20.3%となっています。

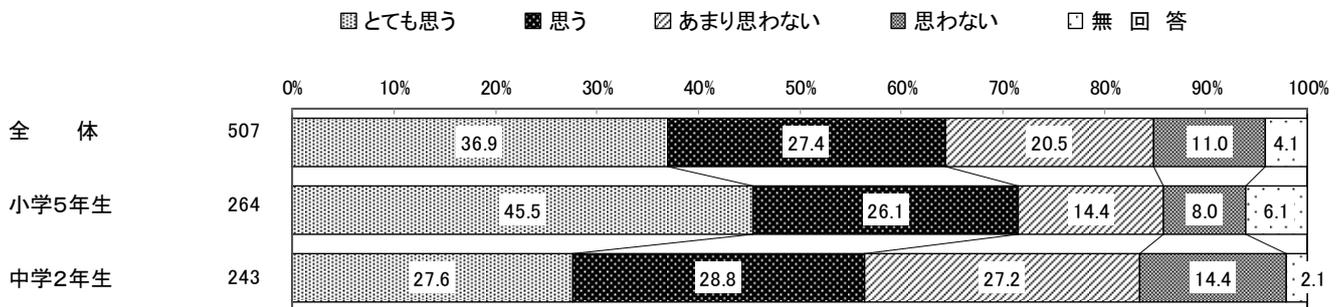
【将来の進学希望】



②自分の将来が楽しみだ

全体では、「とても思う」が36.9%と多く、「思う」の27.4%と合わせた『思う』は64.3%で、『思わない』が31.5%となっています。

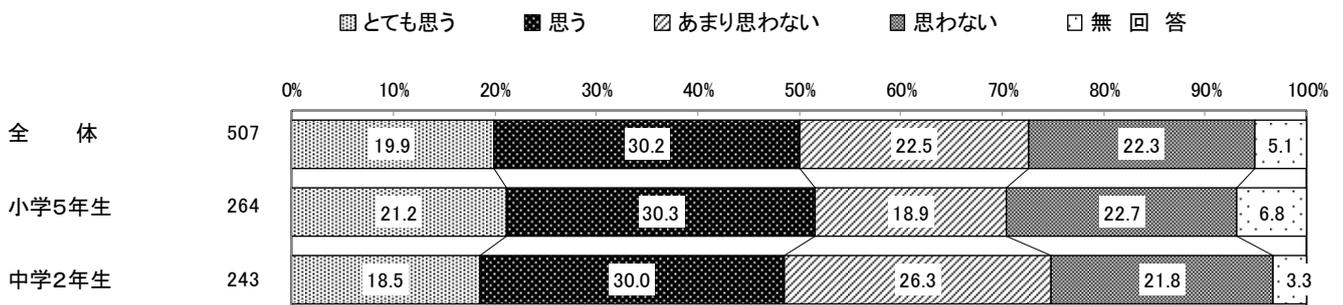
【自分の将来が楽しみだ】



③自分のことが好きだ

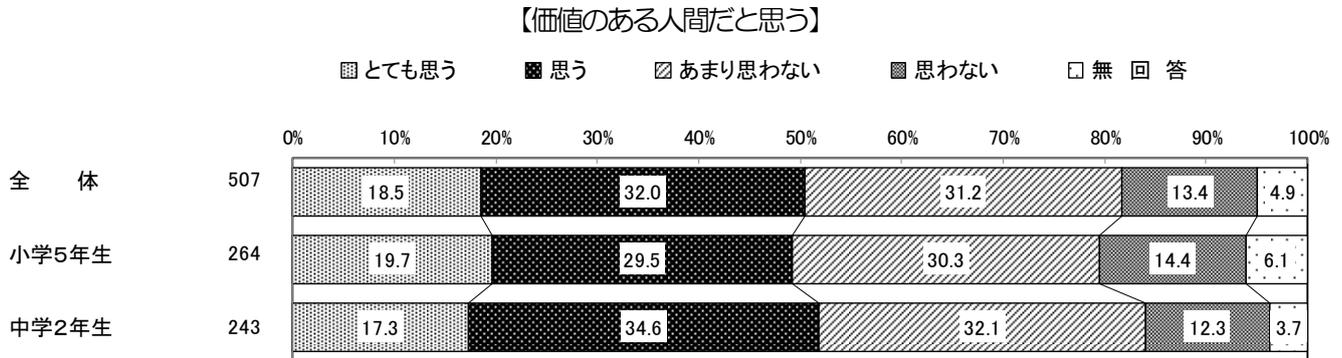
全体では、「思う」が30.2%と多く、「とても思う」の19.9%と合わせた『思う』は50.1%で、『思わない』が44.8%となっています。

【自分のことが好きだ】



④自分は価値のある人間だと思う

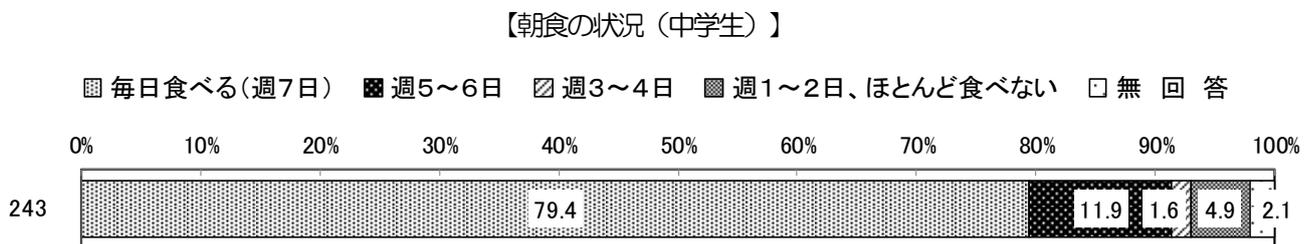
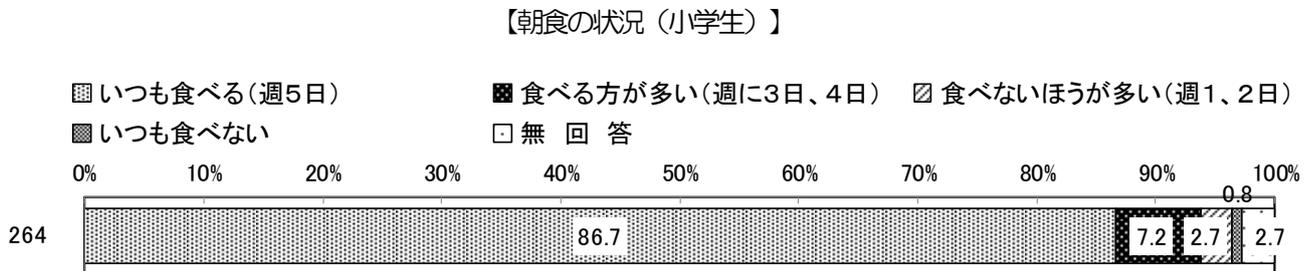
全体では、「思う」が32.0%と多く、「とても思う」の18.5%と合わせた『思う』は50.5%で、『思わない』が44.6%となっています。



⑤朝食の状況

小学生が「いつも食べる(週5日)」が86.7%で、中学生が「毎日食べる(週7日)」が79.4%と多く、「週5~6日」が11.9%となっています。

また、食べない理由は、「朝は食欲がないから」が77.8%と多く、「学校に行くのに時間がないから」が44.4%、「朝ごはんが用意されていないから」と「ダイエットのため」がともに11.1%の結果でした。

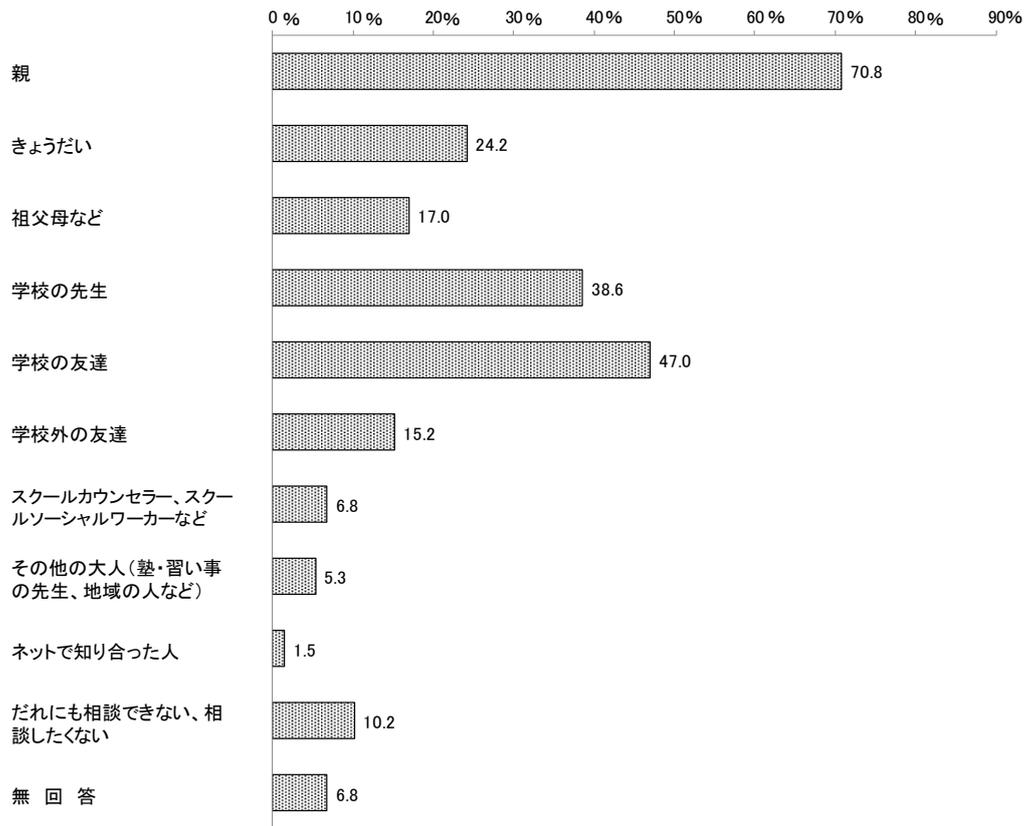


⑥困っていることや悩みの相談先

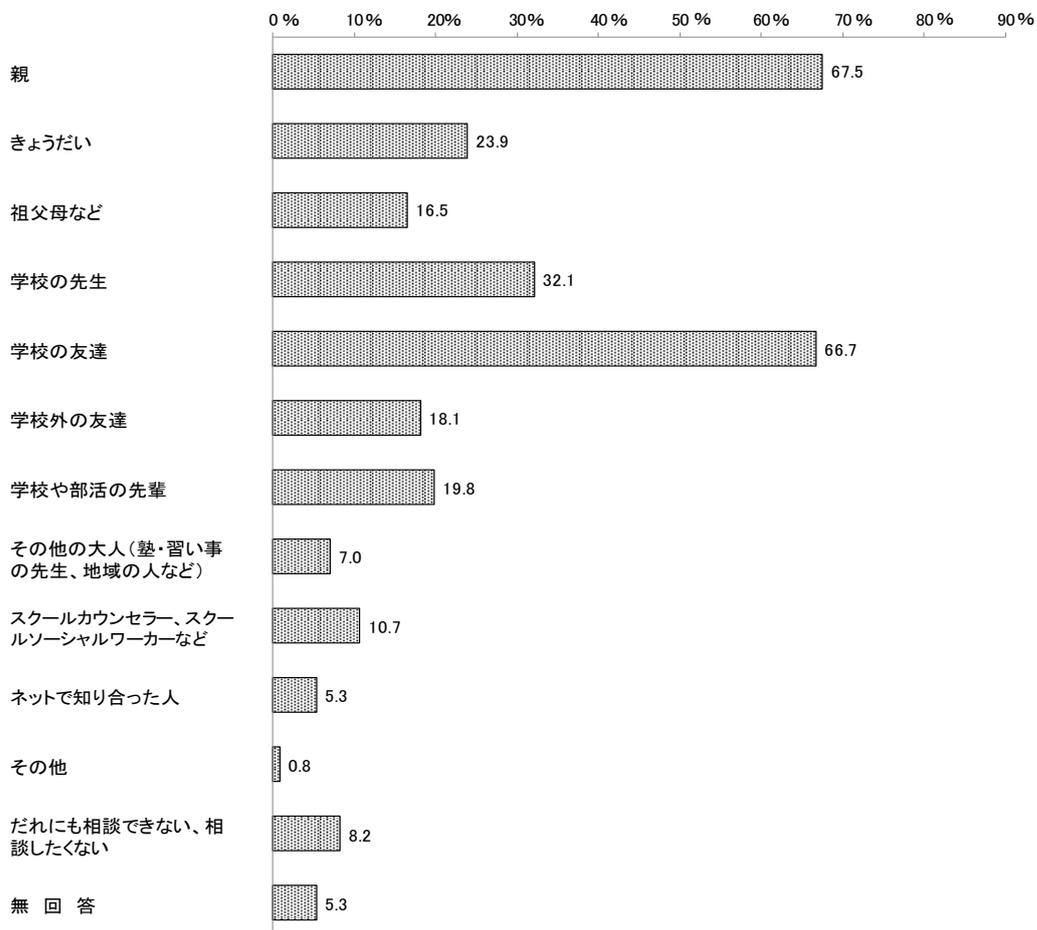
小学生では、「親」が70.8%と多く、「学校の友達」が47.0%、「学校の先生」が38.6%となっています。

中学生では、「親」が67.5%と多く、「学校の友達」が66.7%、「学校の先生」が32.1%となっています。

【困っていることや悩みの相談先（小学生）】

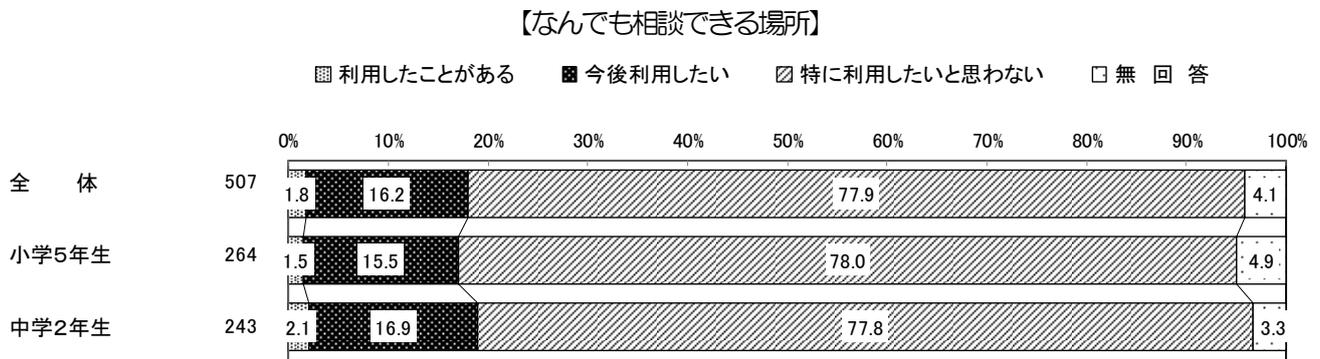


【困っていることや悩みの相談先（中学生）】



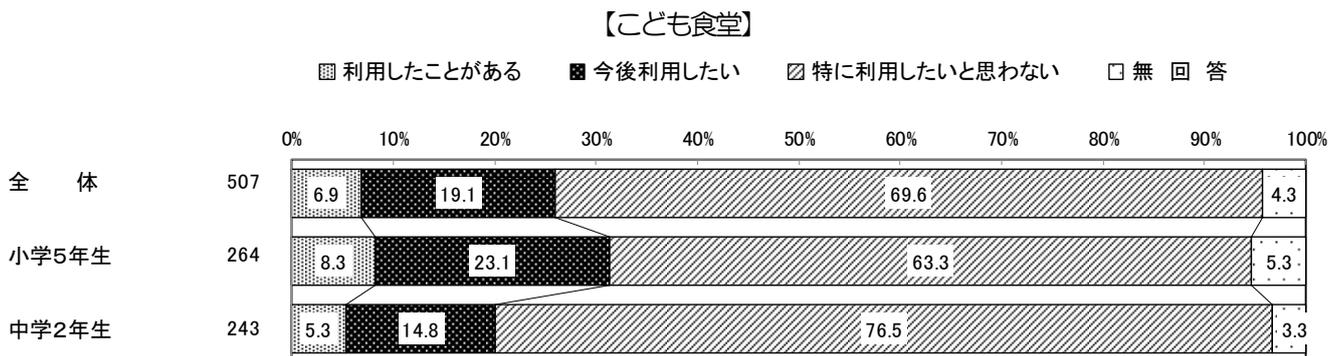
⑦なんでも相談できる場所

全体では、「特に利用したいと思わない」が77.9%と多く、「今後利用したい」が16.2%となっています。



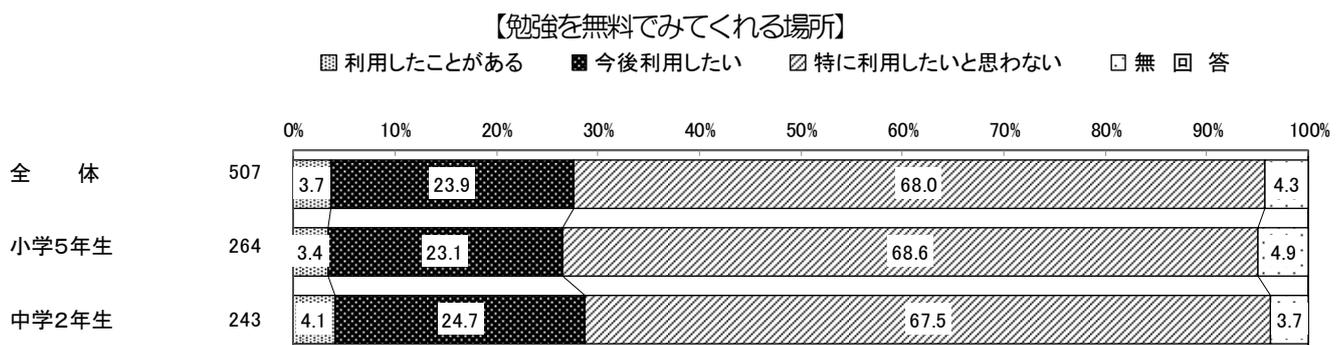
⑧こども食堂

全体では、「特に利用したいと思わない」が69.6%と多く、「今後利用したい」が19.1%となっています。



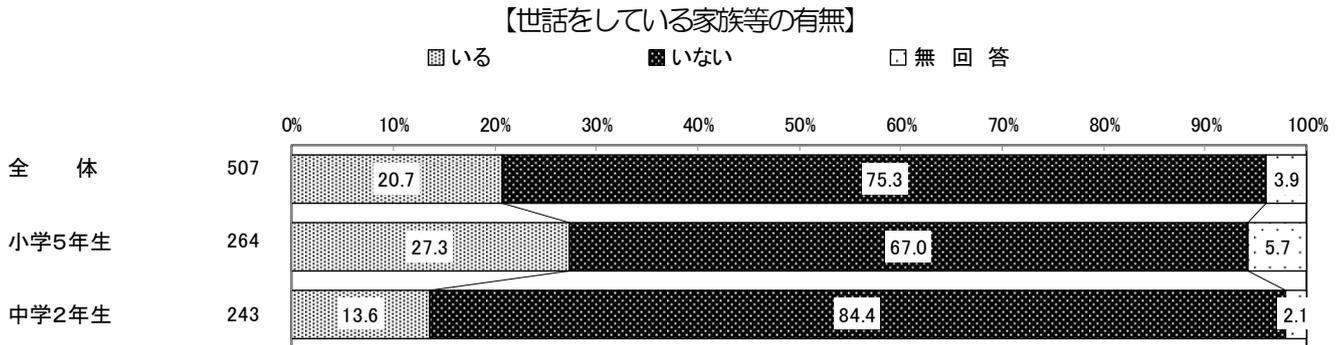
⑨勉強を無料でみてくれる場所

全体では、「特に利用したいと思わない」が68.0%と多く、「今後利用したい」が23.9%となっています。

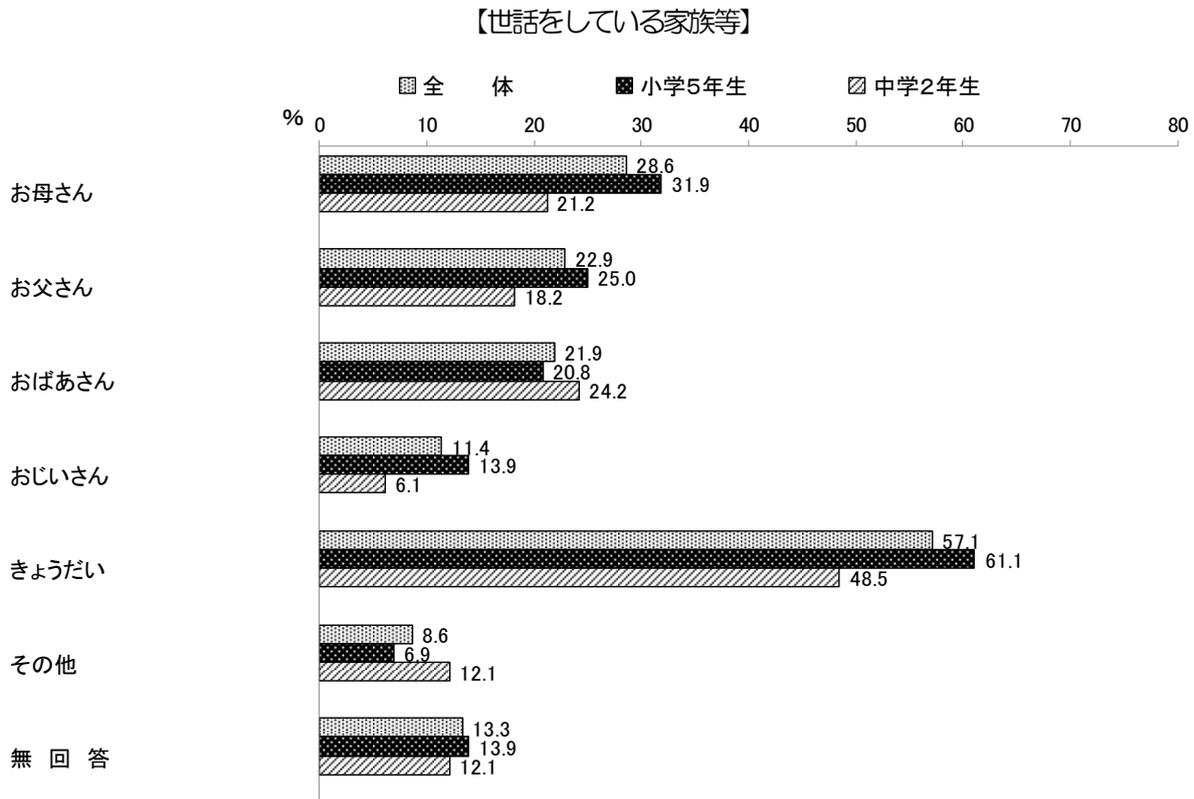


⑩世話をしている家族等の有無

全体では、「いない」が75.3%と多く、「いる」が20.7%となっています。



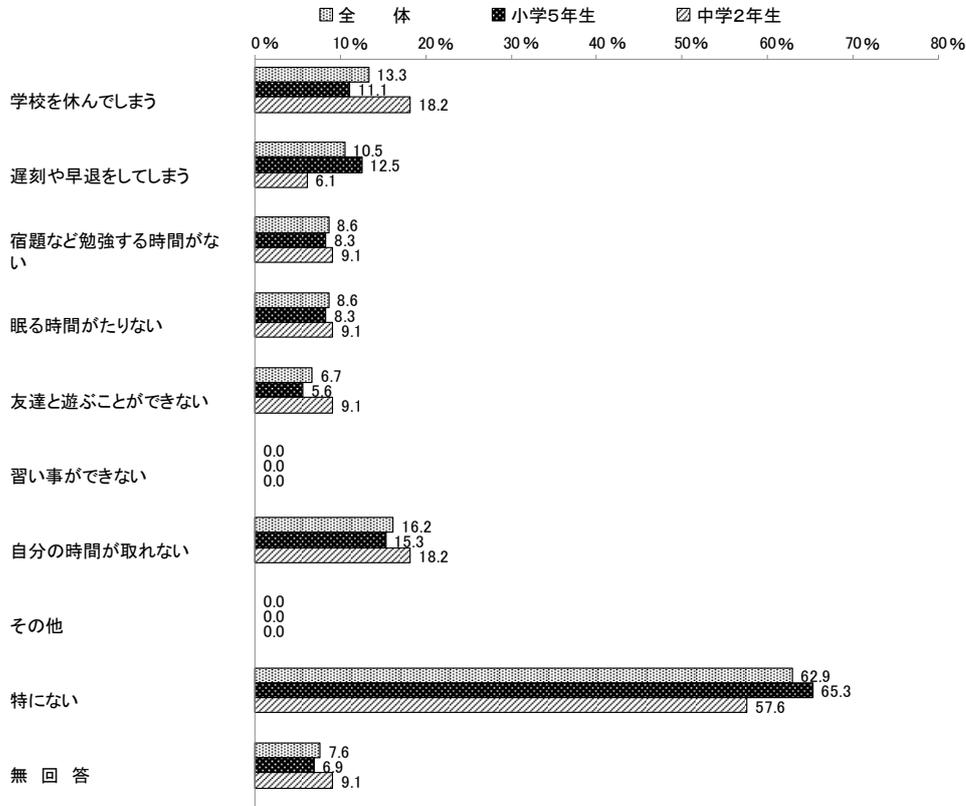
世話をしている家族等は、全体では「きょうだい」が57.1%と多く、「お母さん」が28.6%、「お父さん」が22.9%、「おばあさん」が21.9%となっています。



⑪家族等の世話をしていることでの経験、大変さ

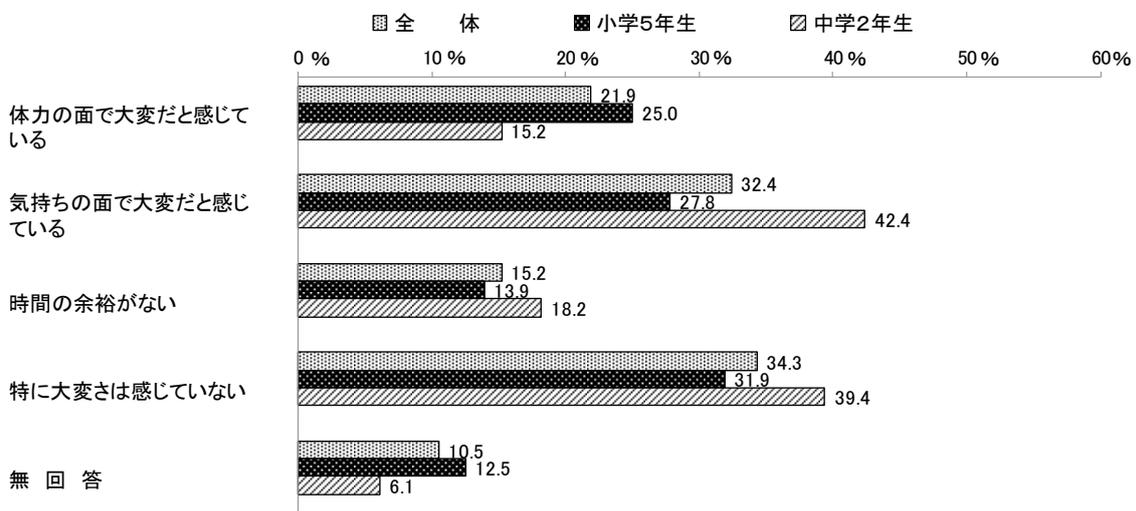
世話をしていることでの影響は、「特にない」が62.9%と多く、「自分の時間が取れない」が16.2%、「学校を休んでしまう」が13.3%となっています。

【世話をしていることでの経験】



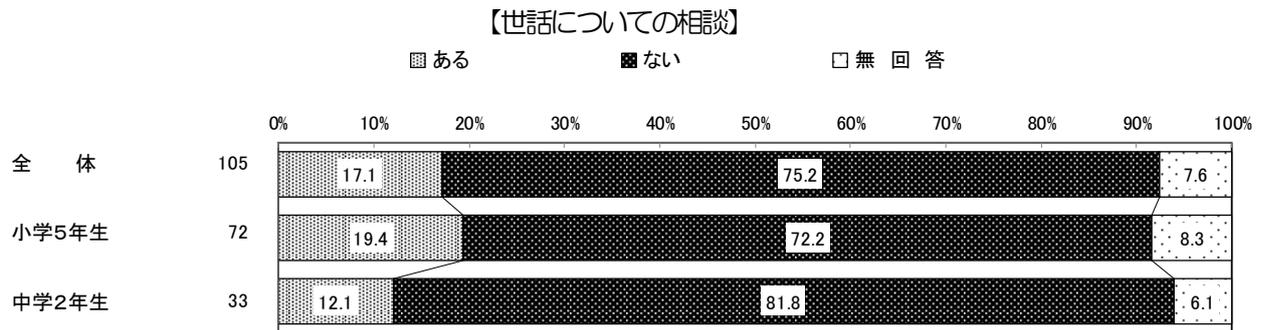
また、大変さについては「特に大変さは感じていない」が34.3%と多く、「気持ちの面で大変だと感じている」が32.4%、「体力の面で大変だと感じている」が21.9%、「時間の余裕がない」が15.2%となっています。

【世話での大変さ】

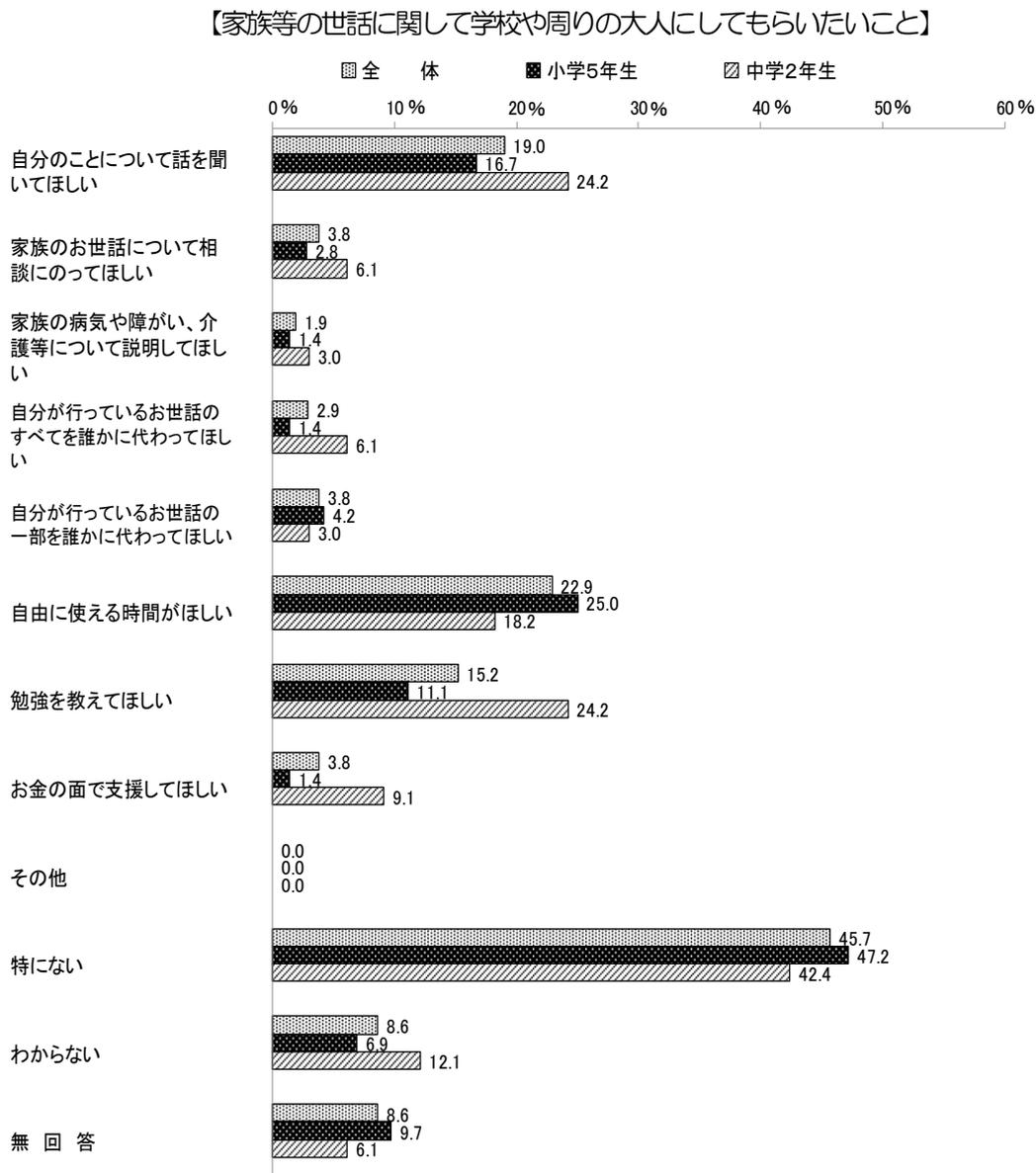


⑫世話についての相談、周りの大人にしてもらいたいこと

全体では、「ない」が75.2%と多く、「ある」が17.1%となっています。



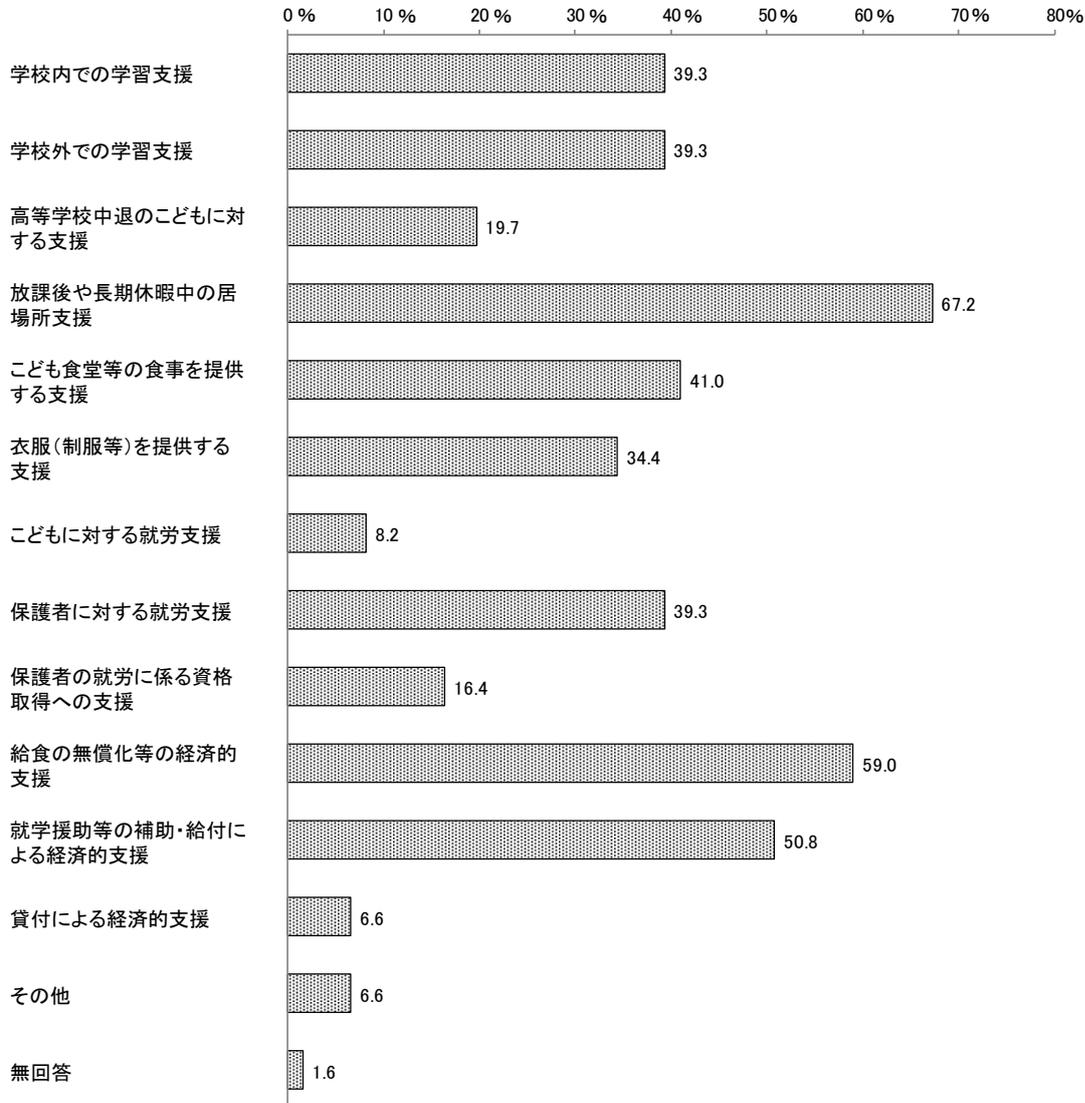
家族等の世話に関して、学校や周りの大人にしてもらいたいことは「特にない」が45.7%と多く、「自由に使える時間がほしい」が22.9%、「自分のことについて話を聞いてほしい」が19.0%、「勉強を教えてほしい」が15.2%となっています。



(3) 子育て支援を行う中で感じること（支援機関・団体等調査から）

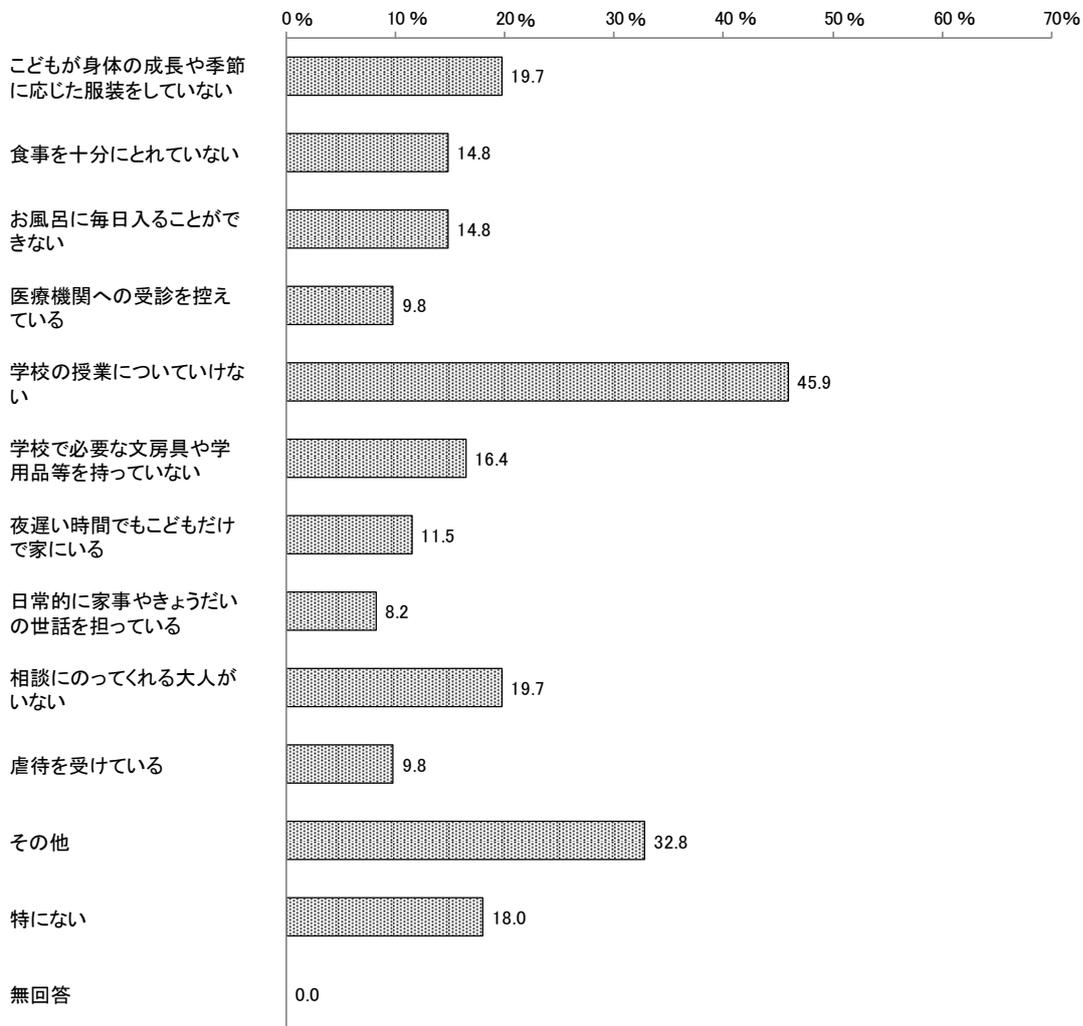
困難を抱えるこども・保護者のために充実が必要だと思う支援・制度として、「放課後や長期休暇中の居場所支援」が67.2%、「給食の無償化等の経済的支援」が59.0%、「就学援助等の補助・給付による経済的支援」が50.8%と多く回答されています。

【経済的困難な家庭に必要なだと考える支援・制度】



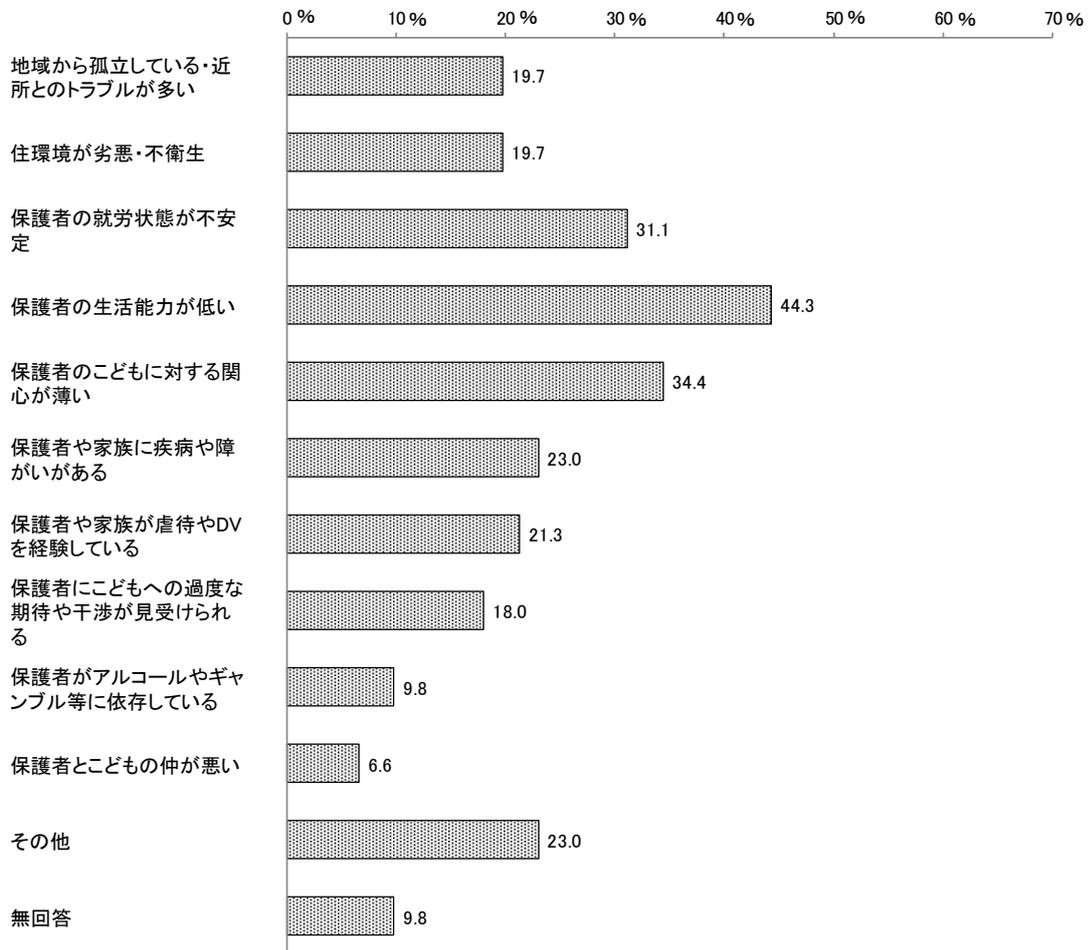
利用しているこどもたちの困難な状況については、「学校の授業についていけない」が45.9%、「その他」が32.8%、「こどもが身体の成長や季節に応じた服装をしていない」と「相談にのってくれる大人がいない」がともに19.7%となっています。

【利用しているこどもたちの困難な状況】



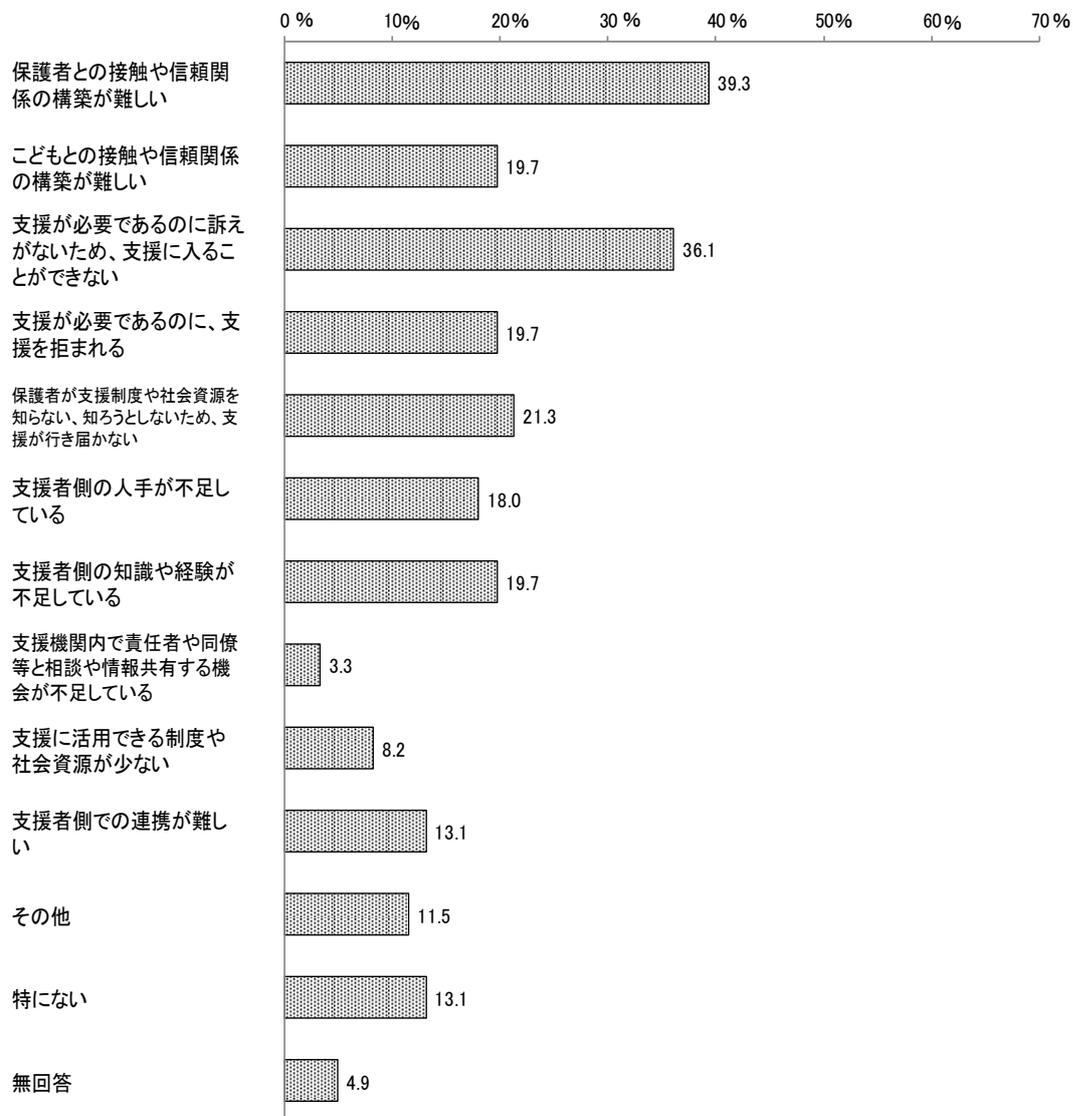
困難を抱える状況のこどもの家庭の要因、背景としては、「保護者の生活能力が低い」が44.3%、「保護者のこどもに対する関心が薄い」が34.4%、「保護者の就労状態が不安定」が31.1%となっています。

【困難を抱える状況のこどもの家庭の要因、背景】



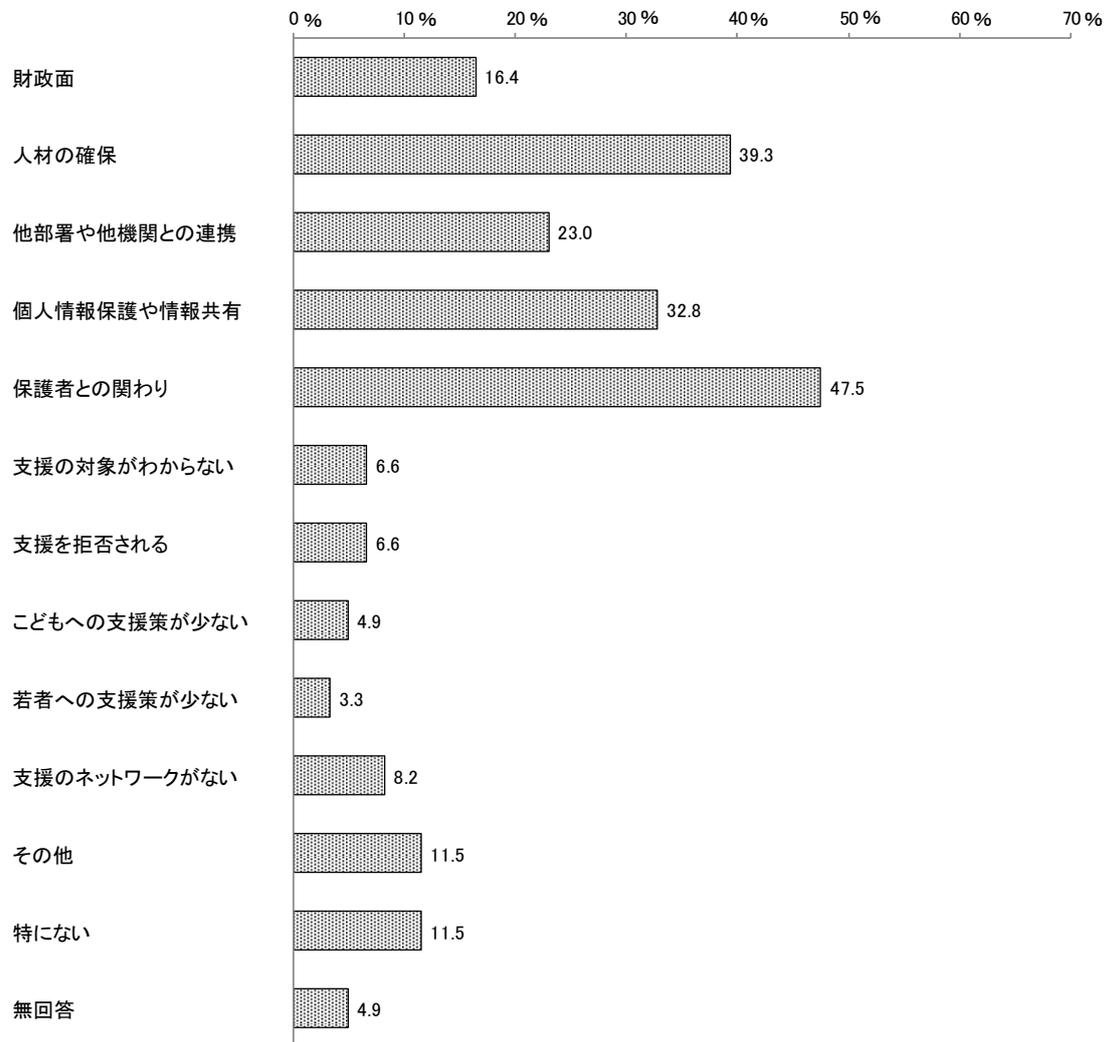
支援や活動において気になることは、「保護者との接触や信頼関係の構築が難しい」が39.3%、「支援が必要であるのに訴えがないため、支援に入ることができない」が36.1%、「保護者が支援制度や社会資源を知らない、知ろうとしないため、支援が行き届かない」が21.3%となっています。

【支援や活動において気になること】



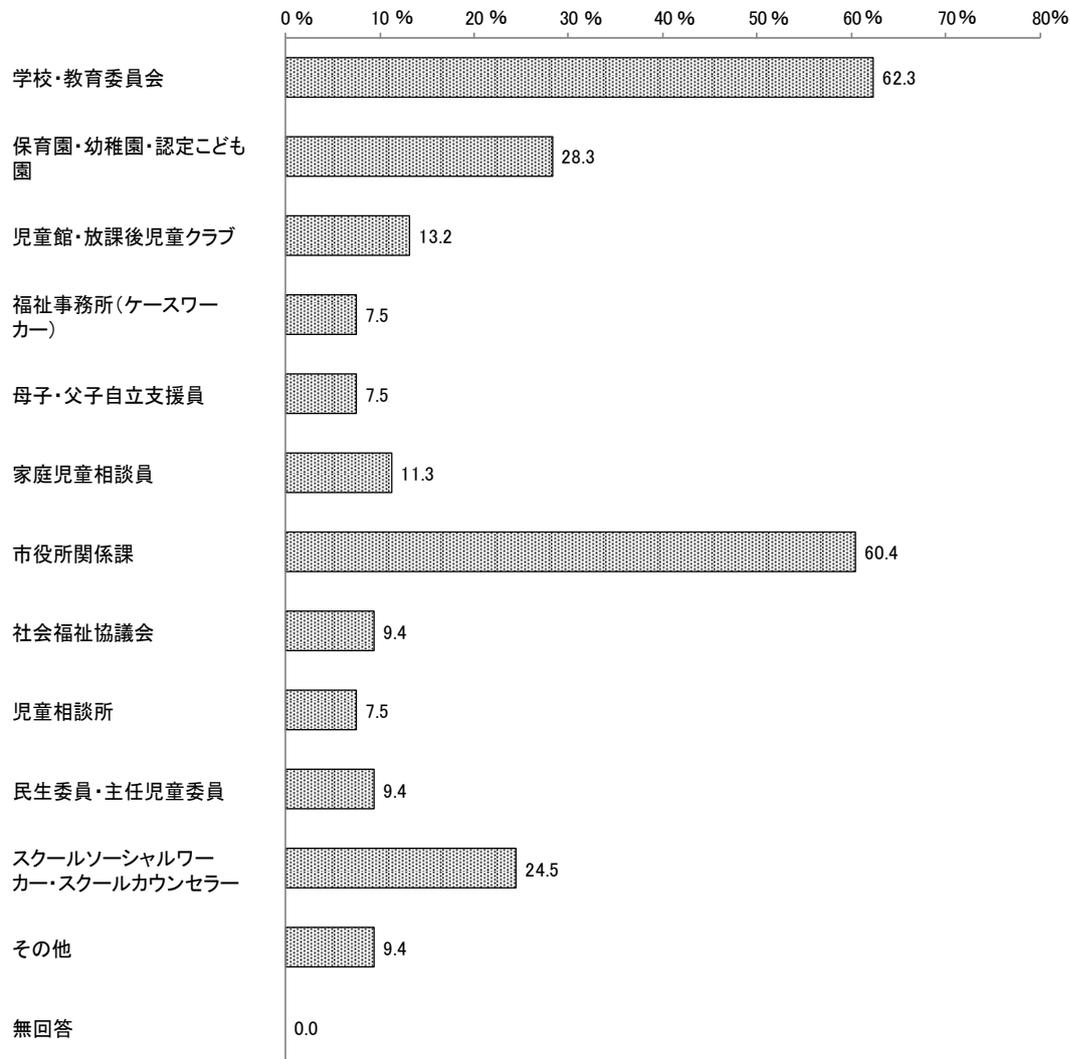
支援を行う中で感じる難しさとして、「保護者との関わり」が47.5%、「人材の確保」が39.3%、「個人情報保護や情報共有」が32.8%となっています。

【支援を行う中での難しさ】



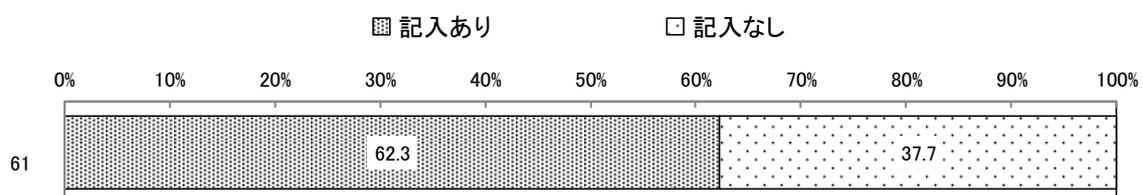
支援を行う上での連携機関は、「学校・教育委員会」が62.3%、「市役所関係課」が60.4%、「保育園・幼稚園・認定こども園」が28.3%、「スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー」が24.5%となっています。

【支援を行う上での連携機関】



支援を充実していくための関係機関の連携については62.3%が記入しており、「こども・家庭に関する必要な情報の共有が必要である。ケース会議を開催するなど情報を共有することで対応しやすくなる。」「関係者が集まる機会を増やすなどして、必要な場合に連携しやすくすることが必要である。支援資源をわかるようにしておく。支援のネットワークづくりが必要である。」などの意見が出されています。

【支援を充実していくために関係機関の連携方法】



4 子育て環境・子育て支援の課題

課題1 子育て家庭の状況を踏まえた施策の推進

こどものいる世帯は、全体的に親子だけの世帯の割合が高まっており、アンケートでは、「4人世帯」が35.3%、「5人世帯」と「3人世帯」が21%台で、世帯構成は「親と子の2世代世帯」が全体で74.3%と多く、就学前児童保護者では81.3%となっています。また、こどものいる世帯数が減少している中で、ひとり親家庭の割合は微増しており、就学前児童保護者では2.9%であるのに対し、小学生保護者では7.5%となり、こどもの年齢が上がると割合は微増しています。国勢調査では、6歳未満のこどものいる世帯より18歳未満のこどものいる世帯の方がひとり親家庭の割合は増加しています。

また、アンケートでは急な預かりを「頼れる人がいる」は全体の59.0%で、その相手について多くが家族・親族と回答しています。一方で、頼れる人が「いない」が22.5%となっており、第2期計画策定時の調査より、急に預かってくれる人がいるという回答は減少しています。

このように、少子化とともに核家族化の進行など、こどもと子育て家庭を取り巻く環境は変化しており、家族形態や保護者の働き方の変化などに対応できるよう施策を展開することが重要となっています。

課題2 子育て家庭の就業環境に対応できる保育体制の充実

雇用情勢の変化等により子育て家庭の就労状況も変化しており、就学前児童保護者の母親の就労状況はフルタイムの「正社員・正規職員・会社役員」が多くなっています。小学生保護者ではフルタイムが28.2%、パート・アルバイトが39.2%ですが、就学前児童保護者はフルタイムが40.4%、パート・アルバイトが28.7%とフルタイムの割合が多くなっており、今後もその割合は高まることが考えられます。低年齢児の頃から共働きが主流となり、継続した就業により保育ニーズは高くなり、保育施設や放課後児童クラブ等の利用率が高まる傾向にあるといえます。

また、育児休業等の取得は、母親・父親ともに小学生保護者より就学前児童保護者で増えています。就学前児童の母親では取得率が60.3%、取得中が9.4%であり、正社員等の割合も高く取得率が高まっています。就学前児童の父親も取得率は19.5%となっており、育児休業が取得しやすい状況になっていることがうかがえます。

このような点を踏まえ、低年齢児からの保育ニーズ、病児保育等の一時的な保育ニーズなど、保育施設の機能の配置と提供体制づくりについて、保育サービスの質の確保を図りながら取り組んでいくことが必要です。

課題3 妊娠期からの切れ目ない支援の充実

母親の心身の健康維持や不安の解消・軽減に向けて、特に妊娠から出産後にかけての取組が引き続き重要であり、継続的に「育児不安への対応、親子が安心して集まるイベント、子育ての相談場所」の周知と充実を図っていく必要があります。

こどもの成長や発達には個人差がありますが、全国的に発達に関する支援を必要とするこどもが増えており、本市においても同様であることから、発達に関する支援を必要とするこどものフォローアップや、こどもと保護者を早い段階からサポートする関係機関・多職種の連携体制の充実、心理士や保健師等による発達相談や家庭訪問・巡回相談等、継続的な支援体制を拡充していくことが求められています。

課題4 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

こどもの貧困の現状は見えにくいといわれています。保護者やこどもに貧困であることの自覚がない場合や「困り感」がないことがあり、また、貧困の自覚があっても周囲の目が気になり支援が求めにくいことや身近に頼れる人がいないなど、地域や行政の支援が届きにくい側面があります。

経済的に困窮している保護者やこどもが、社会的に孤立しないようにするためには、家庭の状況やこどもの成長段階に応じた支援を切れ目なく提供できるよう様々な施策を推進するとともに、困難を抱える家庭の実態把握や相談機能の連携強化などが重要であり、関係機関による支援ネットワークの拡充が課題となっています。

第3章 計画の基本方針

第3章 計画の基本方針

1 基本理念

少子化がさらに進む中、こどもの人権を守り、様々な状況にあるこどもの健全な成長・発達を支えることは重要な課題となっています。本市では、地域で支え合う心を大切にし、だれもが子育てを楽しいと感じ、『笠間』でこどもを産み育てて良かったと実感できるまちづくりを目指しています。

一貫した基本理念の下、社会の要請や本市の状況に応じて事業の再編を行いつつ、家庭における子育ての孤立感を和らげ、保護者がしっかりとこどもと向き合い、喜びを感じ、親として成長しながら子育てができるよう、安心してこどもを産み育てることのできる環境づくりを推進するとともに、妊娠期から切れ目なくこどもの発達に応じた支援と子育て家庭への支援を推進し、こどもが安心して生まれ、こども同士が集団のなかで育ち合う環境づくりに向けて取り組みます。

【基本理念】

地域みんなで支え合う子育てのまち 笠間市

2 基本目標

基本目標 1 教育・保育サービスと地域子ども・子育て支援事業の推進

- 子育て家庭の多様化するニーズの動向を踏まえ、よりよい幼児期の教育・保育環境の整備を推進し、教育・保育の質の向上を図ります。
- 子育て世代に対する支援体制を拡充しながら、子育てサポートと地域の実情に応じた子育て支援サービスの充実を図ります。

基本目標 2 総合的な子育て支援の推進とこどもの育成支援

- こどもが心身ともに健やかに成長するために、安心して養育・育児ができるよう、子育て家庭を妊娠期から切れ目なく支援する体制の充実を図るとともに、成長段階にあわせた親子の健康支援を推進します。
- 相談支援や情報提供の充実を図るとともに、子育て家庭の交流や支え合い活動など地域における子育て支援を推進します。
- 子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。
- 子育て家庭の仕事と家庭生活の両立を支援するとともに、子育てしやすい環境づくりに取り組みます。
- こどもの居場所や学んだり体験する場の充実をはじめ、こどもの学びと成長を支援する取組を推進します。
- 障がいや発達で支援が必要なこども、ひとり親家庭、児童虐待等の課題を抱える家庭・こどもへの支援体制の充実を図ります。

基本目標3 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

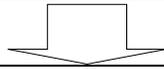
- 生活困窮や貧困問題、ヤングケアラーなどを含め様々な課題と生活のしづらさを抱えるこども・家庭を包括的に支援するため、こどもの成長過程に即し、切れ目のない総合的な支援体制を確保し、学習支援・生活支援・経済支援・親の就労支援などの施策を推進するとともに、課題を抱える家庭への支援ネットワークの強化を図ります。



3 施策の体系

【基本理念】

地域みんなで支え合う子育てのまち 笠間市



基本目標	方針・事業
1 教育・保育サービスと地域子ども・子育て支援事業の推進	(1) 教育・保育提供区域
	(2) 教育・保育の見込み量と提供体制
2 総合的な子育て支援の推進とこどもの育成支援	(3) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制等
	①利用者支援事業
	②延長保育事業（時間外保育事業）
	③実費徴収に係る補足給付を行う事業
	④多様な事業者の参入促進・能力活用事業
	⑤放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
	⑥子育て短期支援事業
	⑦乳児家庭全戸訪問事業
	⑧養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
	⑨地域子育て支援拠点事業
⑩一時預かり事業	
⑪病児保育事業	
⑫子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
⑬妊婦に対して健康診査を実施する事業	
⑭子育て世帯訪問支援事業	
⑮児童育成支援拠点事業	
⑯親子関係形成支援事業	
⑰妊婦等包括相談支援事業	
⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	
⑲産後ケア事業	
(4) 教育・保育の一体的提供等の推進	
①認定こども園への移行促進	
②質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進	
③教育・保育施設と地域型保育事業者及び学校等との連携の推進	
④育児休業後等における特定教育・保育施設の円滑な利用支援	
⑤県が行う施策との連携	
⑥労働者の職業生活と家庭生活の両立支援施策との連携	
(1) 親子の健康支援の推進	
①安心して妊娠・出産ができるための支援体制の強化	
②乳幼児の健やかな発育支援と子育て支援の体制強化	
③学童期と思春期から成人期に向けた保健対策の推進	
(2) 地域における子育て支援の充実	
(3) 子育てに係る費用の負担軽減の推進	
①医療費助成等による負担軽減の推進	
②こどもと子育て家庭の生活支援の推進	
(4) 仕事と家庭生活の両立支援と子育てしやすい環境づくりの推進	
①子育て力の育成支援の推進	
②子育てしやすい職場づくりの支援	
(5) こどもの学びと成長を支援する取組の推進	
①こどもの学びと成長を応援する取組の推進	
②こどもの居場所づくりとこどもに寄り添う支援の推進	
(6) 支援や関わりが必要なこども・子育て家庭の支援	
①ひとり親家庭の自立支援の充実	
②障がい・発達で支援が必要なこどもの支援	
③児童虐待防止対策等の推進	
3 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進	
(1) 基本方針	
(2) 重点的に取り組む項目	
①教育支援	
②生活支援	
③経済的支援	
④保護者の就労支援	
⑤支援ネットワークの強化	

第4章 計画の内容

第4章 計画の内容

基本目標 1 教育・保育サービスと地域子ども・子育て支援事業の推進

(1) 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情、その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定することとなっています。

本市では第1期計画より広範囲の児童を柔軟に受け入れ、一時的な需要の増減に広域で対応するため市内1区域としており、本計画期間においても1教育・保育提供区域を継続して設定します。

(2) 教育・保育の見込み量と提供体制

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和6年4月1日施行）」に基づき、令和7年度から5年間の見込み量と提供体制を示します。

【こどもの数の推計】

(人)

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	333	331	329	323	321
1歳	329	344	342	340	333
2歳	344	324	338	336	334
3歳	429	349	330	343	341
4歳	416	431	351	332	345
5歳	424	420	434	354	335

※各年4月1日現在

(住民基本台帳人口をもとにコーホート変化率法で推計)

[量の見込み、確保方策の考え方]

アンケート調査で保護者の就業状況等から家族形態を把握し、利用希望を把握するとともに、近年の利用状況を踏まえて量の見込みを推計します。1号認定及び2号認定は微減を見込み、提供体制を確保します。3号認定は利用率の高まりを踏まえて利用者数を見込み、提供体制を確保します。引き続き、認定こども園、保育所（園）、幼稚園等を中心に提供体制を確保します。

(人)

区分	年齢	主な利用施設		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	3~5歳 (教育)	幼稚園 認定こども園	量の見込み	393	372	346	319	317
			提供体制 (確保の内容)	453	425	395	347	346
2号認定	3~5歳 (保育)	保育所 認定こども園	量の見込み	875	825	769	710	704
			提供体制 (確保の内容)	912	869	812	763	763
3号認定	0歳	保育所 認定こども園 小規模保育施設	量の見込み	121	120	118	115	114
			提供体制 (確保の内容)	123	123	123	121	121
	1歳		量の見込み	171	185	182	179	175
			提供体制 (確保の内容)	220	223	226	226	226
	2歳		量の見込み	225	212	221	220	219
			提供体制 (確保の内容)	236	222	239	236	232

(3) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制等

①利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

母子保健と児童福祉を一体化した相談支援機関（こども家庭センターの機能を有した組織）の運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応します。

本市では、こども政策課において、妊娠中から子育て期の親を対象に相談業務を実施しています。また、身近な相談機関である子育て支援センター（3か所）に月に1度出張し、利用者からの相談にも応じ、関係機関と連携し必要な支援を行います。

[量の見込み、確保方策の考え方]

こども政策課において、引き続き実施します。

(か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	1	1	1	1	1

※令和6年度実績 11 月末時点

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
提供体制（確保の内容）	1	1	1	1	1

②延長保育事業（時間外保育事業）

保育施設において、通常保育の前後の時間に、従来の預かり時間を延長して保育を実施する事業です。本市では認定こども園、保育所（園）等において実施しています。

[量の見込み、確保方策の考え方]

利用者数の見込みは、これまでの利用実績と当該年度の対象者数に、今後の利用ニーズを踏まえ算出しました。提供体制の確保方策は、現行の認定こども園、保育所（園）等において、引き続き実施します。

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	602	530	499	589	484

※令和6年度実績 11 月末時点

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	600	600	600	600	600
提供体制（確保の内容）	600	600	600	600	600
実施か所	15	15	15	15	15

③実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得状況を勘案して、保育施設等に保護者が支払う日用品、文房具、教材費、行事への参加費などの一部を助成することで、保護者の経済的な負担軽減を図ります。

[量の見込み、確保方策の考え方]

事業の性質上、量の見込みは設定しません。今後も保育施設等と連携して、対象となる世帯の把握に努めます。

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
世帯数	実績	8	8	7	1	1
児童数	実績	8	8	8	1	1

※令和6年度実績 11 月末時点

④多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

[量の見込み、確保方策の考え方]

今後も、教育・保育ニーズに対応する多様な事業者の能力を活用するため、事業者に対する助言・指導等の支援策を講じます。

(件)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績		1	0	0	0	1

※令和6年度実績 11 月末時点

⑤放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休業期間に実施します。市内の小学校に在籍している1年生から6年生を対象としています。

〔量の見込み、確保方策の考え方〕

利用者（登録者）は増えていることから、利用実績と今後の児童の数の減少を踏まえ、計画期間の量を見込みました。毎年度、公設と民設児童クラブで連携し提供体制の確保を図ります。

（人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
低学年	実績	823	820	883	889	875
高学年	実績	442	439	425	463	490
合計	実績	1,265	1,259	1,308	1,352	1,365

※各年度実績5月1日時点

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
低学年	量の見込み	860	815	790	762	731
	提供体制（確保の内容）	860	815	790	762	731
高学年	量の見込み	562	561	546	535	501
	提供体制（確保の内容）	562	561	546	535	501
合計	量の見込み	1,422	1,376	1,336	1,297	1,232
	提供体制（確保の内容）	1,422	1,376	1,336	1,297	1,232
実施か所（合計）		19	19	19	19	19
		公設	11	11	11	11
		民設	8	8	8	8
クラス数（合計）		41	41	41	41	41
		公設	29	29	29	29
		民設	12	12	12	12
定員数（合計）		1,427	1,427	1,427	1,427	1,427
		公設	1,026	1,026	1,026	1,026
		民設	401	401	401	401

※公設と民設児童クラブの合計数

◎子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

利用条件は、保護者が疾病・疲労等の身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合、保護を適切に行うことのできる児童養護施設等において養育・保護を行うもので、原則7日以内となっています。

なお、本市では夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）は実施していません。

[量の見込み、確保方策の考え方]

短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）の利用者数の見込みは、事業の利用状況と当該年度の対象者数、利用ニーズの高まりを加味して算定しました。提供体制の確保方策は、県内の児童養護施設等と連携し、引き続き実施します。

（延人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	75	53	33	42	79

※令和6年度実績 11 月末時点

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	110	110	110	110	110
提供体制（確保の内容）	110	110	110	110	110
短期入所生活援助事業（実施か所）	10	10	10	10	10



⑦乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

本市では、保健師等が生後4か月以内にすべての家庭を訪問しています。訪問後は乳児全戸訪問指導票を作成し、支援が必要な対象家庭に対しては会議等を開催し、支援を行います。

[量の見込み、確保方策の考え方]

利用者数の見込みは、すべての乳児の家庭を訪問するため、各年度の0歳児童数で見込みます。提供体制の確保方策は、保健師等がすべての乳児を対象に、引き続き実施します。

(延人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	379	403	330	316	161

※令和6年度実績 11 月末時点

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	333	331	329	323	321
提供体制（確保の内容）	333	331	329	323	321



⑧養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

子どもを守る地域ネットワーク強化事業は、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関構成員の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

[量の見込み、確保方策の考え方]

養育支援訪問事業には、「育児・家事援助」と「専門的相談支援」がありましたが、令和6年度の制度変更に伴い「育児・家事援助」が、子育て世帯訪問支援事業に移行し、保健師等による「専門的相談支援」のみとなりました。

「専門的相談支援」の利用実績を踏まえ、当該事業として見込みを算定しています。こども・家庭支援への相談、要保護・要支援児童等への支援や関係機関との連絡調整の強化を図ります。

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	47	42	36	90	0

※令和6年度実績 11 月末時点

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3	3	3	3	3
提供体制（確保の内容）	3	3	3	3	3

⑨地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子や妊娠している方が気軽に集い、子育ての不安や悩みを解消するため、地域の身近な場所でふれあいや交流、育児相談などを行う事業です。市内3地区に設置する子育て支援センターで実施しています。

[量の見込み、確保方策の考え方]

利用者数の見込みは、こどもの数の推計値や利用実績、ニーズ調査の結果を踏まえ算出しました。提供体制は、引き続き、子育て支援センター「みつばち」「くりのこ」「かんがるー」において実施します。

(延人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	11,502	12,084	18,644	19,747	9,598

※令和6年度実績 11 月末時点

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	21,930	21,778	21,996	21,778	21,538
提供体制（確保の内容）	21,930	21,778	21,996	21,778	21,538
実施か所	3	3	3	3	3



⑩一時預かり事業

保護者の病気やケガ、育児疲れその他の理由により、家庭での保育が一時的に困難となった場合に、認定こども園、保育所（園）、幼稚園等において一時的にこどもを預かる事業です。

幼稚園型は、認定こども園・幼稚園の在園児を対象とした預かり保育及び2号認定相当による定期的な利用です。幼稚園型以外は、未就園児が対象となり、認定こども園、保育所（園）での一時的な利用です。

本市では、2号認定相当による定期的な利用が最も多く、利用者数も増えています。一方で、認定こども園・幼稚園の在園児及び未就園児の利用は減少傾向にあります。

[量の見込み、確保方策の考え方]

利用者数の見込みは、これまでの利用実績と当該年度の対象者数に、今後の利用ニーズを加味して算出しました。提供体制の確保方策は、現行の各施設において、引き続き実施します。

(延人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園型	実績	21,372	22,551	16,130	23,066	10,998
幼稚園型以外	実績	807	591	558	861	424

※令和6年度実績 11 月末時点

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
幼稚園型	量の見込み	20,920	19,930	18,627	17,505	17,505
	提供体制（確保の内容）	20,920	19,930	18,627	17,505	17,505
	実施か所	9	9	9	9	9
幼稚園型以外	量の見込み	985	952	919	878	870
	提供体制（確保の内容）	985	952	919	878	870
	実施か所	10	10	10	10	10

⑪病児保育事業

入院加療の必要のない病中のこどもや、病気の回復期ではあるが集団保育が難しい状態にあるこどもを、保護者が家庭で保育できない場合に、医療機関や保育施設等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

本市では、病児対応型 1 か所、病後児対応型 1 か所、体調不良児対応型 11 か所で実施しています。なお、訪問型及びファミリー・サポート・センターにおける病児・緊急対応は実施していません。

[量の見込み、確保方策の考え方]

利用者数の見込みは、これまでの利用実績と今後の利用ニーズを加味して算出しました。提供体制の確保方策は、現行の各施設において引き続き実施します。

(延人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	4,540	3,817	2,919	3,548	2,201

※令和6年度実績 11 月末時点

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,941	3,809	3,679	3,513	3,480
提供体制(確保の内容)	3,941	3,809	3,679	3,513	3,480
病児対応型(実施か所)	1	1	1	1	1
病後児対応型(実施か所)	1	1	1	1	1
体調不良児対応型(実施か所)	11	11	11	11	11



⑫子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育ての手助けが必要な方（利用会員）と子育ての手助けができる方（提供会員）の会員制により、こどもの一時預かりや保育所等への送迎など、地域で子育てを支援する仕組みです。アドバイザーが会員のマッチングなど援助活動に関する連絡・調整を行います。

[量の見込み、確保方策の考え方]

利用者数の見込みは、利用実績を踏まえ算出しました。提供体制（確保方策）は、事業の利用促進に向けて提供会員を確保するため、事業の周知と会員募集を実施します。

（延人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	201	230	433	526	280
提供会員（人）	16	23	24	30	32

※令和6年度実績 11 月末時点

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	423	428	433	438	443
提供体制（確保の内容）	423	428	433	438	443
提供会員（人）	36	40	44	48	53

⑬妊婦に対して健康診査を実施する事業

妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導とともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

本市では、こども政策課で母子健康手帳交付時に医療機関で行う健康診査の受診票を妊婦健康診査は14回分、産婦健康診査は2回分を交付し、受診勧奨と公費助成による経済的負担の軽減を図っています。健康な妊娠期を過ごし、安全に出産できるよう、支援が必要な妊婦に早期より関わり、産科医療機関等と連携し、家庭訪問等の個別支援をしながら、継続した支援を行っています。

[量の見込み、確保方策の考え方]

利用者の見込みは、母子健康手帳の交付実績や受診率をもとに算出しています。提供体制の確保方策は、医師会の協力を仰ぎながら、健康診査の内容や必要性について周知を図り、受診促進に取り組めます。

(延人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	4,797	4,917	4,103	3,810	2,313

※令和6年度実績 10月末時点

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,996	3,972	3,948	3,876	3,852
提供体制(確保の内容)	3,996	3,972	3,948	3,876	3,852



⑭子育て世帯訪問支援事業

要支援児童・要保護児童及びその保護者、特定妊婦、ヤングケアラーのいる家庭等を対象に訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。

[量の見込み、確保方策の考え方]

支援数や相談状況から対象となるこども・家庭に月8回程度を3か月間定期的に支援することを想定し、量の見込みを行いました。提供体制については、ヘルパー事業所等と連携し支援体制を確保します。

(延人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	360	360	360	360	360
提供体制（確保の内容）	360	360	360	360	360

⑮児童育成支援拠点事業

養育環境の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童生徒を対象にこどもの居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。

[量の見込み、確保方策の考え方]

相談状況などから支援が必要となる児童数を見込み、月8日程度の利用を見込んでいます。提供体制の確保策については、登録者25人、利用定員20人の拠点を確保して支援します。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	25	25	25	25	25
提供体制（確保の内容）	25	25	25	25	25
実施か所	1	1	1	1	1

⑯親子関係形成支援事業

要支援児童・要保護児童及びその保護者等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的としたこどもの発達状況等に応じた支援を行う事業です。

[量の見込み、確保方策の考え方]

提供体制の確保方策については、ペアレンティング・トレーニングの教室を開催します。研修等を行い、実施体制を確保します。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	30	30	30	30	30
提供体制（確保の内容）	30	30	30	30	30

⑩妊婦等包括相談支援事業

妊娠・出産・子育てに関する情報や相談窓口をわかりやすく提供し、先を見据えた子育てを行えるように支援を行う事業です。

[量の見込み、確保方策の考え方]

すべての妊産婦・乳児に、母子健康手帳交付時と乳児家庭全戸訪問事業時に面談を行います。提供体制の確保策については、保健師等がすべての妊産婦を対象に実施します。

(延人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	666	662	658	646	642
提供体制（確保の内容）	666	662	658	646	642

⑪乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等に未就園の生後6か月～3歳未満の児童が、1か月あたり10時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず利用できる通園制度です。

[量の見込み、確保方策の考え方]

令和6年度のモデル事業の状況を踏まえ、令和7年度は対象年齢のこどもの人数から教育・保育ニーズに該当するこどもの数を差し引き、対象児童に対して利用率を3%、1人月10時間の利用を見込みました。令和8年度以降は本格的な実施となり、事業の認知度が高まり、利用率も上昇することを見込んで算出しました。提供体制の確保策については、市内の教育・保育施設で提供できる体制を確保していきます。

(人/日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	12	14	14	14	14
提供体制（確保の内容）	12	14	14	14	14
実施か所	1	4	4	4	4

⑫産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。施設でサポートを受ける日帰り型と宿泊型、そして自宅で受ける訪問型があります。

[量の見込み、確保方策の考え方]

要支援妊婦や産後の電話支援等で経過観察の必要な方、産後ケア事業を希望する方などが利用できるように、提供できる体制を確保します。

(日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	131	131	131	131	131
提供体制（確保の内容）	131	131	131	131	131

(4) 教育・保育の一体的提供等の推進

幼児期の教育・保育の一体的な提供及び保護者の多様なニーズに対応する体制の確保を図り、サービスの質の向上と円滑な利用を促進します。

【取組】

①認定こども園への移行促進

認定こども園は、幼稚園及び保育所（園）の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に利用できる施設として認識されるようになり、移行に係る手続きの簡素化も進んできました。今後も、幼稚園及び保育所（園）から認定こども園への移行に必要な支援に努めます。

②質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進

保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するためには、こどもの育ちを支援する保育教諭等の専門性や経験が必要であり、保育人材の育成・確保も重要となっています。教育・保育の一体的提供に関する意義や課題を共有できるよう、保育教諭等の研修の開催等を促進します。

③教育・保育施設と地域型保育事業者及び学校等との連携の推進

地域型保育事業は0歳～2歳までの保育施設となるため、3歳以降の入園先となる教育・保育施設（連携施設）を確保する必要があります。また、教育・保育施設から小学校等へも円滑に入学できるように、提供体制の確保及び子育て支援に関わる機関の密接な連携を推進します。また、保・幼・小の交流や連携を推進することで、幼児期の教育・保育の充実や小学校への円滑な接続を図ります。

④育児休業後等における特定教育・保育施設の円滑な利用支援

産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて特定教育・保育施設等を利用できるよう、産前・産後休業や育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、計画的な教育・保育施設の提供体制の確保に努めます。

⑤県が行う施策との連携

児童虐待防止対策、ひとり親家庭の自立支援事業、障害福祉施策など専門的な知識・技術を要する支援に関して、県が行う施策との連携を図ります。

⑥労働者の職業生活と家庭生活の両立支援施策との連携

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しや労働条件の向上、育児休業制度の普及などについて広報、啓発を推進していきます。あわせて、仕事と子育ての両立を支援するため、保護者の就業状況を踏まえた保育サービスの推進を図るとともに、男女の仕事と子育ての両立支援を推進します。

基本目標 2 総合的な子育て支援の推進とこどもの育成支援

(1) 親子の健康支援の推進

【現状・課題】

こどもの心身の健康は人生の基盤となるものであり、親と子の健康づくりを関係機関が連携して支援する必要があります。そのため、妊娠期からこどもの成長段階に沿った支援に努めています。

疾病の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や保健指導等を実施しており、妊娠届出時から各種健診などをきっかけに多職種が関わりながら、助言指導や個別相談など一人ひとりに寄り添った支援に努めています。妊娠や出産に関する正しい情報の提供や相談支援の周知徹底など、妊婦を孤立させない取組をはじめ、子育て家庭が抱える課題が多様となっていることや支援が必要な子育て家庭が増えている状況をとらえて、切れ目なく支援できる体制づくりを拡充していくことが必要となっています。

【取組】

①安心して妊娠・出産ができるための支援体制の強化

妊娠前から経済的支援と相談支援を組み合わせた包括的な支援体制を整備し、安心して妊娠・出産ができる環境を整備します。また、個々の妊婦の不安等に早期に対応し必要なサポートにつなげられるよう、周産期における相談支援と妊娠期及び出産前後の親子の健康づくりを支援します。

取組・事業	事業概要等	担当課
プレコンセプションケア推進事業	プレコンセプションケアを受診する際の経済的負担を軽減するとともに、相談に応じます。	笠間市立病院 こども政策課
若年がん患者等妊孕性温存療法等助成	若年がん患者等が行った妊孕性温存療法と生殖補助医療に要した費用の一部を助成します。	こども政策課
生殖補助医療費等助成	生殖補助医療、男性不妊治療、一般不妊治療に要した費用の一部を助成します。	こども政策課
不育症検査・治療費助成	不育症と診断された方の不育症検査・治療に要した費用の一部を助成します。	こども政策課
妊婦のための支援給付	妊婦であることの認定後に給付金を支給し、その後妊娠しているこどもの人数に応じ給付します。	こども政策課
かさママサロン	妊娠中の方、生後1か月～5か月までの母子が集まり、助産師の個別相談や他の妊産婦との交流機会として開催します。	こども政策課
マタニティクラス	妊婦とその夫が、妊娠・出産・育児の勉強をしながら、仲間づくりをします。	こども政策課
要支援妊産婦への個別支援とサポートプランの作成	要支援妊産婦の状況を把握し、関係機関と予防的介入を行います。必要時、サポートプランを作成し支援を行います。関係機関との調整を行い、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施します。	こども政策課

取組・事業	事業概要等	担当課
多胎児ピアサポート事業 ※ピアサポート：子育て中の親同士など同じような悩みをもつ人たち同士で支えあう活動のことを指します。	多胎児と多胎妊産婦を対象に子育て交流の場を実施します。また、多胎妊産婦への相談支援や技術的指導を行い、より丁寧な相談支援を実施します。	こども政策課
父親の育児支援	男性の育児参加を促し、父親同士の交流や子育てに悩む父親に対する支援を行います。	こども政策課
産後うつ予防・支援 ※EPDS:エジンバラ産後うつ病質問票	妊娠期から周産期のメンタルヘルスについての知識を普及させ、産後はEPDSを用いて評価します。必要時には医療機関へつなげ、子育て等継続的なサポートをします。	こども政策課
身障者等用駐車場利用証の交付（駐車場の確保）	母子健康手帳を交付された妊娠7か月～産後6か月の方で歩行が困難な方に対し、ショッピングセンターや公共施設などにある身障者等用駐車場を利用しやすくするために利用証を交付します。	社会福祉課



②乳幼児の健やかな発育支援と子育て支援の体制強化

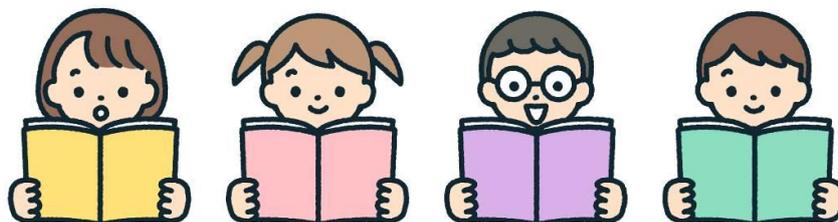
妊娠期から子育て期まで、関係機関が連携し、切れ目のない支援ができる体制整備に取り組み、こどもの発育・成長にあわせて必要な支援ができるよう体制の充実を図ります。

取組・事業	事業概要等	担当課
新生児聴覚検査費用の助成	先天性の聴覚障害を早期に発見し、早期療育や支援につなげるため、聴覚検査費用の一部を助成します。	こども政策課
離乳食教室	赤ちゃんとその保護者を対象に離乳食の進め方について学ぶ教室を開催します。	こども政策課
親子サロン	赤ちゃんとその保護者を対象に、赤ちゃんとのスキンシップを通して子育ての方法や色々な考え方を学ぶ機会を提供します。	こども政策課
2歳児キッズクラス	2歳児とその保護者を対象に、ほめ方トレーニングなど親子遊びの機会を提供します。	こども政策課
乳幼児健康診査	乳幼児の健康診査と育児相談を実施します。	こども政策課
乳幼児・家庭訪問指導	乳幼児育児相談、乳幼児訪問指導、養育支援を必要とする家庭を訪問します。	こども政策課
発達相談支援事業	発達や行動面の問題等の早期発見・早期支援につなげるとともに、育児不安の軽減、幼児の心身発達を支援します。	こども政策課
医療的ケア児に対する相談支援	保健・医療・福祉・教育等の分野を超えた連携の下、子どもの成長にあわせた切れ目のない支援を実施します。	社会福祉課 こども政策課 こども福祉課 こども育成支援センター 学務課
予防接種事業	こどもの定期予防接種は市内及び県内で接種可能となっており、こどもの予防接種の種類と回数（標準的な接種年齢）を参考にしてもらい接種勧奨を行います。任意予防接種についても周知を図り、接種勧奨を行います。	健康医療政策課 こども政策課
ブックスタート	赤ちゃんの時から本に接してもらい、言葉と心を育てることを目的として、3～4か月児相談の時に絵本を配布し、読み聞かせをしながら絵本を開く時間の楽しさを体験してもらい、親子で絵本を読む楽しさ・大切さや地域で子育てを支援していることを伝えます。	図書館
おはなし会	こどもたちが様々な言葉や物語の世界に触れ、本を読むことの楽しさを知る一助となるよう、0歳から3歳児向け、4歳から6歳児向けにおはなし会を実施します。	図書館

③学童期と思春期から成人期に向けた保健対策の推進

こどもの成長段階に沿い、学童期・思春期の健康課題をとらえた健康支援施策を推進します。

取組・事業	事業概要等	担当課
いのちの教育・思春期教育	学校・地域の中で、いのちの大切さや性に関することをテーマに講座を実施します。	こども政策課
学校における喫煙・飲酒・薬物乱用防止等の教育	市内小・中・義務教育学校で薬物乱用防止教室等を実施します。	学務課



(2) 地域における子育て支援の充実

【現状・課題】

核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、子育てにおける孤立感や負担感が増している状況があることから、こどもの保護者が必要とする子育てサービスが必要となるときに利用できるよう、安心できる成育環境を確保していくことが重要となっています。そのため、乳幼児健診などをきっかけにつながりを持ち、子育てに関する情報の提供や気軽に相談ができる体制を確保して、孤立した子育てにならないように関わることでできる体制づくりを進めています。

アンケートでは、就学前児童保護者と小学生保護者ともに、子育てや育児を父親と母親の両方で行っているという回答が多く、就学前児童保護者で特に多くみられます。一方で、親と子だけの世帯が増え、急にこどもを預けられる家族がいない世帯が増えている状況もあり、保育のニーズは多様化することが見込まれます。

また、市の子育て支援に期待することとして、「子どもの医療環境を充実する」が最も多いものの、「病児保育、病後児保育のサービスを増やす」が23.2%、「親子が安心して集まれるイベント、子育ての相談場所を増やす」が16.7%、「子どもの発育や発達に関する情報提供や支援を充実する」が16.5%、「就学前の教育や保育の質を高める」が16.3%など、子育て支援に関する回答も多くみられます。

地域における子育て支援の充実には、子育てに関する情報が子育て世代に行き渡り、子育て支援の利用につながるということが重要です。アンケートでは、子育てに関する情報を「幼稚園、保育所、認定こども園、学校」や「笠間市の広報」、「口コミ、友人や親族からの情報」などから入手している状況が見られ、より一層、市の子育て支援ポータルサイトの活用促進を図るとともに、子育てに関する情報の充実が必要です。

【取組】

子育てに関する情報提供を充実するとともに、家庭での子育てを支援するため、親子が集まる場づくりと一時的な保育サービスを推進します。

取組・事業	事業概要等	担当課
子育て支援ポータルサイト「かさまぼけっと」の運営	子育てに関する情報を一元的に集約し、保護者が必要とする情報や役に立つ情報を提供します。	こども政策課
児童館運営事業	地域のこどもたちに健全な遊びを提供し、心身の健康増進と豊かな情操を育みます。また、子育て支援センターを併設し、子育て中の親子のふれあいや交流、育児相談などを行います。	こども福祉課
ママ・リフレッシュ事業	家庭で保育をしている保護者のリフレッシュを図るため、託児付きの講座を無料（実費負担あり）で開催します。	こども福祉課

(3) 子育てに係る費用の負担軽減の推進

【現状・課題】

アンケートでは、理想のこどもの数と予定のこどもの数が異なる理由として、「子育てや教育にお金がかかる」と「金銭的に不可能」が多く、子育てや教育にかかる費用の負担感が大きいことがうかがえます。また、就学前児童保護者と小学生保護者では、子育てで大変なこととして、「こどもの健康管理・食生活」に続き、「仕事と子育ての両立」と「将来の進学のための学費の貯金等」がともに39.7%、「生活習慣や勉強を教えること」が39.5%となっています。小学5年生と中学2年生の保護者では「将来の進学のための学費の貯金等」は43.0%で、中学2年生の保護者では49.7%、「こどもの受験・進学」が46.7%と増えており、高学年になるにつれ、こどもの教育に関する回答が増えています。また、教育費で負担が重いものとして、就学前児童保護者と小学生保護者では、「学習塾、通信教育、習い事など学校以外の教育費」が53.0%と多く、「制服、靴、かばんなど学校指定用品」が41.2%、「学級費、教材費などの学校徴収金」が20.0%となっています。小学5年生と中学2年生の保護者においても同様の回答順位となっており、中学2年生保護者では「修学旅行などの積立」も41.0%と多くなっています。

少子化が進む背景として、生産年齢人口の減少に加え、未婚化・晩婚化の進行と夫婦のもつこどもの数が少なくなっていることがいわれており、理想のこどもの数をもたない理由として、経済的な理由、年齢・身体的な理由、育児負担などが指摘されています。

これまでも、子育て費用の経済的負担の緩和を図るための取組が段階的に推進されるとともに、市単独事業として親子の健康を支援するための検査費の助成や就学・通学に関する支援などを実施しています。こどもと子育て家庭の状況や社会動向等を勘案して必要な支援に継続して取り組み、こどもと子育て家庭を支援していくことが必要となっています。

【取組】

①医療費助成等による負担軽減の推進

保険料等の軽減や医療費の助成等を実施し、妊娠・出産期の負担軽減を推進します。

取組・事業	事業概要等	担当課
未熟児養育医療事業	身体の発育が未熟なままで生まれ、入院治療が必要な乳児の入院治療に要する医療費の一部を助成します。	こども政策課
出産育児一時金	国民健康保険の被保険者（妊産婦）で妊娠 85 日（4 か月）以上で出産された方（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶を含む）に、500,000 円（産科医療補償制度に未加入の医療機関での出産の場合は 488,000 円）を支給して出産に係る費用負担の軽減を行います。	保険年金課
産前産後期間の国民健康保険税の軽減	出産する国民健康保険の被保険者（妊産婦）で妊娠 85 日以上（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶を含む）の方の国民健康保険税の軽減を行います。	保険年金課
産前産後期間の国民年金保険料の免除	国民年金第 1 号被保険者で妊娠 85 日以上（死産、流産、早産、人工中絶を含む）の方の国民年金保険料の免除を行います。	保険年金課
国民健康保険税における子どもに係る均等割の軽減措置・減免措置	国民健康保険加入中の 18 歳未満の子ども（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である国保被保険者）を対象に、国民健康保険税の均等割の 5 割減免を行います。	保険年金課
医療福祉費支給制度（マル福）	<ul style="list-style-type: none"> ○妊産婦医療費助成（マル福）※1：母子健康手帳を発行された妊産婦に医療費を助成します。 ○小児医療費助成（マル福）※1：18 歳の年度末までの児童に医療費を助成します。 ○ひとり親医療費助成（マル福）※1：18 歳の年度末までの児童を養育するひとり親とその子、20 歳未満の一定の障がい児または高校等の在學生とそのひとり親を対象に医療費を助成します。 ○重度心身障害者医療費助成（マル福）※2：一定の障がいをもつ児童の医療費を助成します。 <p>※1 自己負担あり：外来は 1 日 600 円まで月 2 日を限度、入院は 1 日 300 円まで月 10 日を限度</p> <p>※2 自己負担なし</p>	保険年金課

②こどもと子育て家庭の生活支援の推進

児童手当の他、就学や通学に関する支援策を推進します。

取組・事業	事業概要等	担当課
在宅育児応援給付金	妊娠・出産に伴い離職または休職をした方で、育児休業給付金等を受けることができない方に、一時金20万円を支給します。	こども福祉課
多子世帯保育料軽減事業	こどもを2人以上もつ世帯の第二子以降の保育料を無償にします。	こども福祉課
児童手当	18歳年度末までの児童を養育している保護者に、3歳までは月額15,000円、3歳以上は月額10,000円、第三子以降は月額30,000円を支給します。	こども福祉課
就学援助	経済的に義務教育を受けることが困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校生活に必要な経費の一部を助成します。	学務課
エコランドセル配布	次年度小学校等へ入学する児童のうち希望者に、エコランドセルを配布します。	学務課
制服等購入費支援事業	次年度中学校等へ入学または義務教育学校後期課程へ進む児童の保護者に対し、学校指定の制服等を購入するために必要な経費の一部を助成します。	学務課
通学支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○遠距離通学の路線バス定期代補助：路線バスを使用している小学生に、距離、学年、居住地区に応じて路線バス定期代の一部を補助します。 ○自転車購入費の補助：自転車通学の小学生の保護者に対し、距離や学年に応じて自転車購入費の一部を補助します。 ○スクールバス利用経費補助：スクールバス利用者の保護者に対し、距離、きょうだいの数、居住地区に応じて通学に関わる経費の一部を補助します。 ○ヘルメット配布：自転車通学の小中学生に対し、ヘルメットを配布します。 	学務課
高校生等生活応援事業	中学校等を卒業する生徒の保護者に対し、新生活を始めるために必要な経費の一部を助成します。	学務課
第三子給食費無償化事業	小学1年生から18歳までの子を3人以上養育し、生計を同じくしている家庭の第三子以降の給食費を無償とします。	おいしい給食推進室
学校給食費負担軽減事業	学校給食費を値上げすることなく、食材高騰分を市が負担し、保護者の負担の軽減を図ります。	おいしい給食推進室

(4) 仕事と家庭生活の両立支援と子育てしやすい環境づくりの推進

【現状・課題】

本市では、男性も女性もともに仕事と子育て、介護などを調和させることができるようワーク・ライフ・バランスの実現に向けて広報、情報提供等による啓発を行っています。

平成30年度から、女性の登用や育成、ワーク・ライフ・バランスの推進等に積極的に取り組んでいる事業者を「キラリかさま優良企業」として認定しています。また、NPO法人子連れスタイル推進協会と連携し、多様な働き方やライフステージに合わせて自分らしく生きるためのセミナーを開催しています。

職場環境について、就学前児童保護者と小学生保護者のうち就労している保護者では、「子育て中の職員に職場・上司の理解があると思う」は、母親が83.6%、父親が66.5%。「出産や育児が仕事を続けることやキャリアの障害になっていると感じる」は、母親が49.3%、父親が39.0%。「子どものための休暇はとりやすい」は、母親が75.6%、父親が51.3%回答されています。アンケートから、働きやすい環境になってきているものの、父親と母親またはこどもの年齢により職場環境が異なることがうかがえます。

また、育児休業は父親の取得も増えてきていますが、周りの取得状況は「わからない」という意見がみられます。また、子育てで大変なこととして、「仕事と子育ての両立」は就学前児童保護者と小学生保護者で39.7%と多くみられ、共働き世帯が増加するなか、育児休業の取得促進とともに、継続した就業と保育ニーズの動向を捉えた保育サービスの提供と、働きやすい職場環境づくりや再就職の支援等を継続して促進していくことが課題となっています。



【取組】

①子育て力の育成支援の推進

保護者の子育て力の育成を支援するとともに、市民・事業所など地域の子育て力を高め、こどもの育ちを地域で応援できるように、家庭教育学級を実施します。

取組・事業	事業概要等	担当課
家庭教育学級	保護者を含む大人に対する学びの機会をつくり、教育力の向上を図ります。 ①市内の教育・保育施設や小中義務教育学校の保護者を対象に、講演会や親子活動等を実施します。②3～4か月児相談時や就学時健康診断時に、保護者対象に講話を実施します。③市内の事業所の従業員または担当者を対象に、家庭教育に関する講話の実施及び資料配布等を行います。	生涯学習課

②子育てしやすい職場づくりの支援

市民・市内企業に、ワーク・ライフ・バランスや仕事と子育ての両立支援に関する啓発や情報提供を継続して推進するとともに、「キラリかさま優良企業認定制度」の普及を図ります。

取組・事業	事業概要等	担当課
「キラリかさま優良企業認定制度」の普及	男女がともに働きやすい職場環境の整備や子育て支援を行う事業者を「キラリかさま優良企業」に認定します。 認定事業者を増やし、働きやすい職場の普及を図ります。	総務課
再就職に向けた就業支援	ハローワーク水戸マザーズコーナーが実施している就職支援セミナーと連携を図り、こどもの成長や保護者のライフステージに合わせた働き方への支援を行います。	商工課

(5) こどもの学びと成長を支援する取組の推進

【現状・課題】

こどもが生きる力を身につけていくために、成長段階において学校と地域に多様な学びや体験の機会が用意された環境が必要であり、地域にもこどもの居場所があることで、地域がこどもの成長に関わり応援する地域づくりを進めていくことが必要です。

小学5年生と中学2年生のアンケートでは、「教科によってはわからないことがある」が41.0%、「だいたいわかる」が38.7%と回答されており、悩みや心配ごとについては、小学5年生は「なやみや心配ごとはない」が50.4%、「勉強のこと」が17.8%、「自分の性格のこと」が15.9%となっており、中学2年生は「勉強のこと」が49.0%と多く、「進学・進路のこと」が39.5%、「なやみや心配ごとはない」が28.8%となっています。また、ほっとできる場所として、1位は「自分の家」がそれぞれ80%程度と大半を占め、2位は「親せきの家（おじいちゃん・おばあちゃんの家など）」が続いていますが、「ない」が約19%回答されています。

家庭・学校・地域が連携して、こどもが学ぶ場や体験する機会を増やし、安心して過ごせる場所や相談できる場所を確保していくことが必要です。

【取組】

①こどもの学びと成長を応援する取組の推進

生きる力を身につける教育を推進するとともに、多様な学びの場を提供します。

取組・事業	事業概要等	担当課
寺子屋事業	小学5・6年生に学校教育以外で学習の基礎・基本を教える「学びの場」を提供します。	生涯学習課
学力向上支援事業	モデル校において、放課後学習塾を実施します。	学務課
英語教育強化推進事業	市内学校に在籍し、英語の語学力向上のため2週間以上の海外研修に参加した中学生に対し、費用の一部を助成します。	学務課



②こどもの居場所づくりとこどもに寄り添う支援の推進

学校や教室以外のこどもの居場所や相談できる場所を確保するとともに、こどもが声をあげられる場づくりについて検討します。

取組・事業	事業概要等	担当課
こどもの居場所拠点	困難を抱えるこどもたちに対して、安心して過ごせる居場所を開設し、生活習慣の形成や食事の提供、学習支援、課外活動など必要な支援を提供します。	こども政策課
教育支援室事業「ここから」	市内小・中・義務教育学校児童生徒及び市内在住の笠間市立中・義務教育学校卒業後の18歳までの生徒を対象に、学校に行きたくても行けない不登校児童生徒の心の居場所となるよう教育支援室「ここから」を運営し、学校生活復帰を支援します。	学務課
校内フリースクール	自分のクラスに入りづらい生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活ができる環境を提供します。	学務課
家庭児童相談室	こども（こどもの保護者）及び妊産婦、子育て家庭等に対する相談支援を行います。	こども政策課
スクールソーシャルワーカー配置事業	児童生徒が抱える課題の解決、置かれた環境の改善のために様々な支援を行います。	学務課
こどもの意見聴取の取組	こどもの意見を聴き、施策に反映する取組を行います。	こども政策課
こども食堂の支援	地域の居場所となっているこども食堂の開催状況の周知を図るとともに、連絡や調整などネットワークづくりに取り組みます。	こども政策課



(6) 支援や関わりが必要なこども・子育て家庭の支援

【現状・課題】

こどもと子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、ひとり親家庭など経済的に厳しい状況にある世帯や障がい・発育に関する支援が必要な児童、また、家庭の養育環境に課題があり支援や関わりが必要な家庭などが増加しています。

【ひとり親家庭の支援】

経済的な課題を抱えるひとり親家庭を対象に、児童扶養手当やこどもの就学援助等の経済支援とともに、個別の相談や指導等を行う母子・父子自立支援員を1名配置し、ひとり親家庭の生活状況等に応じた支援を行っています。また、就職に役立つ資格を取得するための高等職業訓練促進費の支給や、県の事業を活用した家庭生活支援員の派遣などを行い、多様な課題を抱えるひとり親家庭の自立を支援しています。

【障がい等で支援が必要なこどもの支援】

障がいや発達に関して支援が必要な児童の相談と各種教室・サービスの利用は増大しており、支援が必要なこどもの発達やライフステージに応じた支援に努めています。

幼児教育施設から小・中学校などの義務教育段階への就学や進学が円滑に進むように、こども育成支援センターの幼児施設の巡回相談、教育委員会と共催による就学に向けた発達相談会、さくらんぼ教室での指導や個別の指導計画を小学校に引継ぐなど、関係機関と連携を図りながら、継続的、包括的な支援体制を構築しています。また、小・中・義務教育学校の特別支援学級の児童生徒や通常の学級に在籍する配慮を必要とする児童生徒に「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」を作成し、一人ひとりに適した指導を行っています。

さらに、医療的ケア児に対する支援として、保健・医療・福祉・教育等の分野を超えた連携の下、こどもの成長にあわせた切れ目なく支援できる体制をとっています。

【児童虐待防止対策】

不登校や児童虐待の相談件数はコロナ禍で増加したといわれており、本市においても家庭児童相談員の相談利用件数が年々増して、継続的な相談者が多くなっているとともに、相談内容も多様となり、児童虐待防止対策として、市内の幼稚園、保育園、認定こども園、学校、病院等の関係機関と連携し、情報共有や早期の対応を行っており、要保護児童対策地域協議会において関係者の専門性向上と関係機関同士の連携強化を図っています。

【その他】

支援が必要なこども・世帯については、抱える課題が重複化し、複雑化しています。支援機関・団体等からの意見においても、「学校の授業についていけない」状況や生活面での影響が見受けられました。生活困窮・貧困の課題、保護者の健康や介護の課題などがこどもの学習や生活に影響を及ぼしていることが多く、こども達を地域で見守るサポート体制づくりやこどもの体験や居場所の確保などに取り組む必要があります。

【取組】

①ひとり親家庭の自立支援の充実

ひとり親家庭の状況に応じ、相談支援や経済的支援、生活支援、保護者の就労支援などを推進し、自立を促進します。

取組・事業	事業概要等	担当課
児童扶養手当	18歳までの児童を養育するひとり親等に、所得の状況や児童の数に応じて手当を支給します。	こども福祉課
母子・父子家庭高等職業訓練促進費	ひとり親家庭の父・母が、就職に有利な資格を取得するために養成機関で修学する期間、生活資金を支給します。	こども福祉課
女性相談支援員の配置	困難な問題を抱える女性への支援を行います。	こども政策課
母子・父子自立支援員の配置	ひとり親家庭の自立に向けた支援計画を作り、必要な情報提供や助言、就労の相談などを行います。 (母子・父子自立支援プログラム策定事業)	こども福祉課

②障がい・発達で支援が必要なこどもの支援

障がい・発達等で支援が必要なこどもが成長段階にあわせて地域で育ち学ぶことができるように、療育支援と生活支援・教育支援を推進します。

取組・事業	事業概要等	担当課
発達に関する総合相談	相談窓口を一本化し、発達が気になる18歳までの児童の保護者の相談に応じ、助言や適切な支援につながるようサポートします。	こども育成支援センター
幼児施設巡回相談	こども園等を巡回し特別な支援が必要な幼児の早期発見に努めるとともに、適切な支援が受けられるよう助言します。	こども育成支援センター
親子フォローアップ事業 「つくしんぼ教室」「さくらんぼ教室」「step up さくら」	発達が気になる未就学児に対し、それぞれの特性に合わせ小集団（つくしんぼ教室）または個別（さくらんぼ教室）による指導を行います。就学児に対しては、読み書き指導、アンガーマネジメントなどの個別指導（step up さくら）を行います。	こども育成支援センター
児童発達支援事業所「まるん」	通所受給者証の発行を受けた児童に対し、児童にとって適切な関わり方を保護者と一緒に考え、小集団や個別での指導を通じて、児童の成長・発達を促す教室や通園している保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応に向けた支援を行います。	こども育成支援センター
医療的ケア児の支援体制の強化	保健・医療・福祉・教育等の分野を超えた連携の下、「笠間市医療的ケア児支援に関する協議の場」を通じて、医療的ケアが必要なこどもの実態把握に努めるとともに、そのニーズに応えられる支援体制を強化します。	社会福祉課 こども政策課 こども福祉課 こども育成支援センター 学務課
医療的ケア児保育支援事業	特定教育・保育施設において、医療的ケア児へ支援を行うため、看護師の配置または派遣を行い、乳幼児の健やかな成長とその家族の負担軽減を図ります。	こども福祉課

第4章 計画の内容

取組・事業	事業概要等	担当課
学校における医療的ケア支援事業	市内小・中・義務教育学校において、医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、看護師による医療的ケアを実施し、当該児童等の自立の促進、健康の維持・増進及び安全な学習環境の整備を図ります。	学務課
保幼小中特別支援連携事業	保幼小中を接続するための特別支援連携コーディネーターを2人配置。市内幼児教育施設について、こども育成支援センターと連携をしながら、小学校進学に向けた協議などを実施します。また、小・中・義務教育学校の特別支援学級を巡回訪問し、個々の実態に応じた指導計画の作成について助言をします。	学務課
特別支援教育支援員配置事業	特別な支援や配慮が必要な児童生徒に対し、食事・排泄・教室移動補助など、学校における日常生活動作の補助や学習活動上の支援を行います。	学務課
児童発達支援 (障害児福祉サービス)	通所受給者証の発行を受けた就学前の児童に対し、日常生活における知識機能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を提供します。	社会福祉課
保育所等訪問支援 (障害児福祉サービス)	通所受給者証の発行を受けた保育所などを利用している児童が集団生活に適応することができるよう、訪問支援員が保育所などを訪問して専門的な支援を提供します。	社会福祉課
放課後等デイサービス (障害児福祉サービス)	通所受給者証の発行を受けた就学後から18歳までの児童に対し、授業の終了後または学校の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。	社会福祉課
日中一時支援事業 (地域生活支援事業)	障がいのある人等の介護者が緊急その他の理由により介護をすることができないとき、日中の活動の場の確保と一時的な見守り等の支援を行います。	社会福祉課
特別児童扶養手当	身体または精神に障がいのある20歳未満の児童を家庭で養育している保護者に給付します。	社会福祉課
障害児福祉手当	身体または精神に重い障がいがあるため、日常生活において常に介護を必要とする20歳未満の重度の障がい児に給付します。	社会福祉課
在宅心身障害児福祉手当	身体または精神に重い障がいのある20歳未満の児童と同居・養育している保護者に給付します。	社会福祉課
基幹相談支援センターによる相談支援	障がい児等に関する相談支援について、こども育成支援センターをはじめとする関係各課と連携し、就労・自立といった視点も視野に、生涯にわたり切れ目ない支援を実施します。	社会福祉課

③児童虐待防止対策等の推進

児童虐待の課題をはじめ、ヤングケアラーやひきこもり等の問題を含め社会的養護を必要とするこどもと家庭等の抱える様々な課題に地域で気づき、相談、見守りや支援をつなげられる体制を強化します。

取組・事業	事業概要等	担当課
母子生活支援施設	DV、虐待の被害を受けた母子の居住場所を確保し、生活、子育てを支援します。	こども政策課
要保護児童対策地域協議会	児童相談所をはじめこどもに関わる各機関がこどもを守る地域ネットワークを構築し、虐待防止等に向けた支援、見守り等を行います。	こども政策課
児童虐待防止啓発活動	市民向けに児童虐待防止に関する出前講座やオレンジリボン運動等の啓発活動を行います。	こども政策課
家庭児童相談室（再掲）	家庭児童相談員が、こども（こどもの保護者）及び妊産婦、子育て家庭等に対する相談支援を行います。	こども政策課

基本目標 3 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

(1) 基本方針

こどもの貧困を取り巻く背景と現状

[国の動き]

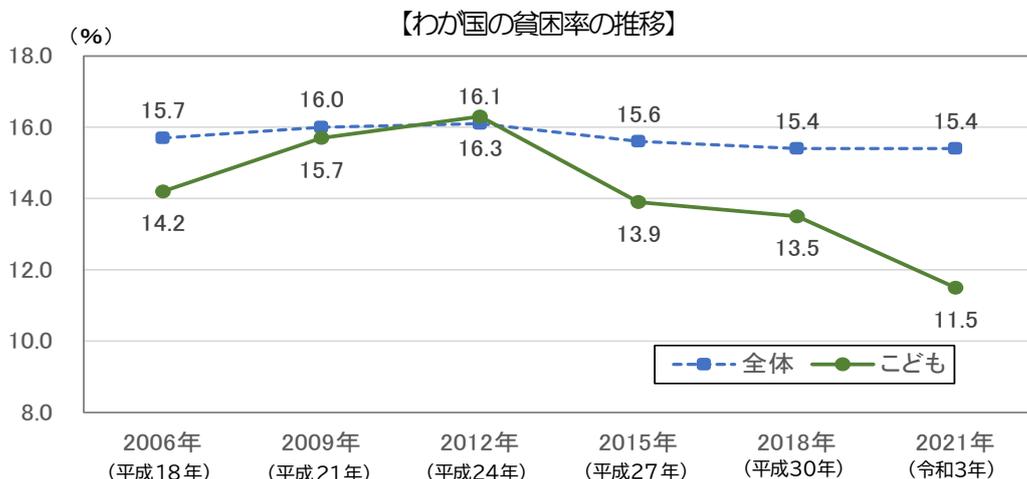
厚生労働省が国民生活基礎調査結果により発表した令和3年のこどもの相対的貧困率は11.5%と、約9人に1人が貧困状態といわれています。平成30年の13.5%（新基準では14.0%）からは改善傾向が続いていますが、国際的にはわが国のこどもの貧困率は、OECD（経済協力開発機構）加盟国の平均を上回っており、少子化が進む中、こどもの貧困問題の潜在化・深刻化が懸念され、こどもの将来が生まれ育った環境に左右されやすいことが指摘されています。この課題の解決には、こどもの成育環境を整備するとともに、生まれ育った環境によってこどもの将来が決定されることなく、教育を受ける機会の均等化を継続的に図っていく必要があります。さらに、生活の支援、保護者への就労支援などをあわせて、こどもの貧困状態を解消するために総合的な施策の推進が求められています。

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は令和6年に一部改正され、「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する法律」が施行され、現在の貧困の解消と将来の貧困を防ぐことを推進するとともに、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもが大人になるまでの各段階における支援が切れ目なく行われるように推進することが、新たに明記されました。

このため、すべてのこどもが生まれ育った環境に左右されることなく、将来に夢や希望をもって成長できる環境を整え、貧困による負の連鎖を断ち切ることができるよう、こどもと子育て家庭に様々な機関が関わり、連携しながら切れ目のない支援体制の充実を図ります。

[わが国の貧困率の推移]

厚生労働省の国民生活基礎調査では、貧困線は直近の2021（令和3）年が127万円で、相対的貧困率は15.4%、こどもの貧困率は11.5%となっています。こどもの貧困率は最も高かった2012（平成24）年の16.3%から減少傾向となっています。



〔生活困窮リスクの把握〕

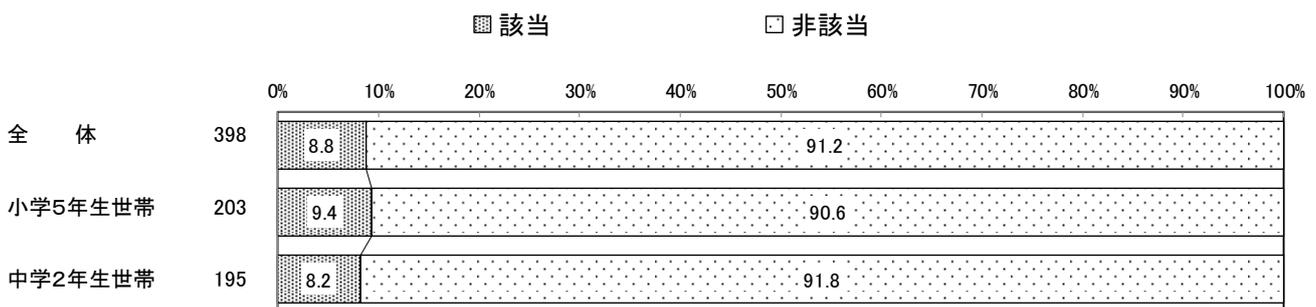
今回実施した小学5年生と中学2年生の保護者・こども本人への設問を中心に、世帯の可処分所得と世帯人数による分布により所得水準を把握するとともに、家計の逼迫リスクやこどもの体験や所有物を把握し、生活困窮のリスクを集計しました。

低所得に該当する世帯は8.8%と少ないものの、家計の逼迫やこどもの体験機会・所有物の要素を加えて集計すると、「困窮家庭」と「周辺家庭」は22.9%となっています。

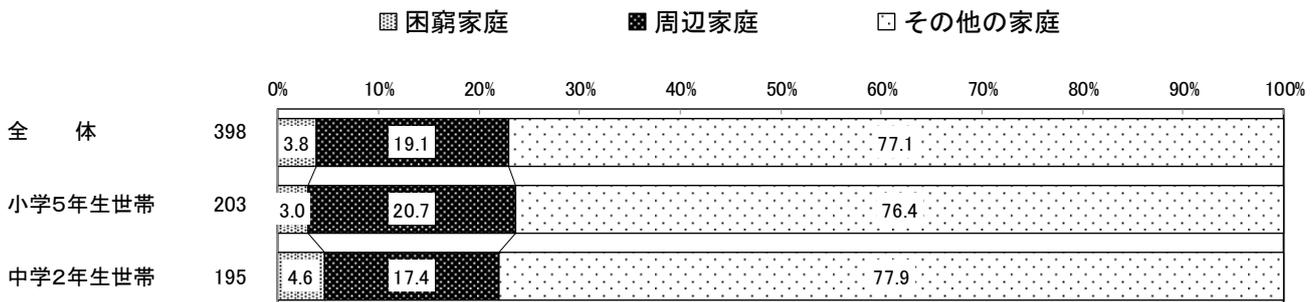
ア低所得	世帯の可処分所得（収入による可処分所得＋児童手当等の支給額等）と世帯人数から、低所得のリスクを把握した。国民生活基礎調査の困窮の区分を参考しているが、厚生労働省発表の子どもの相対的貧困率の算出方法と可処分所得の把握方法が異なる箇所がある。（参考：2人世帯 175万円未満、3人世帯 210万円未満、4人世帯 245万円未満、5人世帯 275万円未満等）
イ家計の逼迫	5項目（電気・ガス・水道の公共料金、食料・衣類の購入）について、経済的な理由で払えなかった、または買えなかったことが1つ以上ある場合
ウ子どもの体験や所有物の欠如	子どもの体験や所有物など12項目（公民館・図書館・プール等に行く、スポーツ観戦等に行く、映画に行く、キャンプ等に行く、スキー等に行く、海水浴に行く、遊園地等に行く、デパート等に行く、子どもの年齢に合った本、子ども用のスポーツ用品・おもちゃ、自宅で宿題ができる場所、世帯人数分のベッドまたは布団）のうち、経済的な理由で体験していない、所有していないなどで欠如する項目が2つ以上ある場合

アイウで2つ以上の要素に該当 = **困窮家庭**
 1つの要素に該当 = **周辺家庭**
 該当しない世帯 = **その他の家庭** と分類している。（その他の家庭には無回答等により分類できない世帯を含む。）

【低所得率】



【生活困窮状況】



保護者の調査結果では、世帯状況や日常生活での影響がみられるとともに、生活の満足度が低調で生活全体に貧困のリスクの影響が一部みられました。また、教育費の負担については、困窮家庭で「制服、靴、かばんなど学校指定用品」が最も負担が大きいと答えており、将来の進学先については、困窮家庭で「高校」までが多くみられます。こども本人も将来の進学先が「高校」の割合が高く、希望や可能性が家庭状況により影響を受けることが考えられます。また、生活面では朝食欠食がみられたり、学校に行きたくないという回答もみられました。

こどもの貧困を解消するための取組については、総合的な推進が必要であり、低所得の状況に加え、世帯の生活状況やこども自身の生活状況などを踏まえて取り組んでいくことが重要です。

基本視点

アンケートの結果を踏まえて、以下の4つの視点で貧困解消対策の施策を推進します。

- 基本視点1 親から子への貧困の連鎖を断ち切り、すべてのこどもが夢や希望を持てる社会を目指します。
- 基本視点2 親の妊娠・出産期からこどもの社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築します。
- 基本視点3 支援が届かない、または届きにくいこども・家庭に配慮して対策を推進します。
- 基本視点4 地域社会全体で、支援の仕組みづくりを構築します。

こどもの貧困解消対策の施策体系

視点	重点項目	施策	取組・事業
<p>基本視点1 親から子への貧困の連鎖を断ち切り、すべてのこどもが夢や希望を持てる社会を目指します。</p> <p>基本視点2 親の妊娠・出産期からこどもの社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築します。</p> <p>基本視点3 支援が届かない、または届きにくいこども・家庭に配慮して対策を推進します。</p> <p>基本視点4 地域社会全体で、支援の仕組みづくりを構築します。</p>	①教育支援	I 学びの場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・2歳児キッズクラス ・親子フォローアップ事業 ・児童発達支援事業所「まるん」 ・児童発達支援（障害児福祉サービス） ・寺子屋事業 ・学校生活学習支援事業 ・校内フリースクール ・教育支援室事業「ここから」
	②生活支援	I 妊娠期から切れ目のない支援	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦等包括相談支援事業 ・かさママサロン ・赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業） ・乳幼児健康診査 ・子育て世帯訪問支援事業 ・家庭児童相談室
	II 保護者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業 ・多様な保育体制 ・養育支援訪問事業 ・親子関係形成支援事業 ・子ども家庭総合支援拠点事業 	
	III こどもの育ちを支える生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・母子生活支援施設 ・子育て短期支援事業 ・ひきこもりサポート事業 ・こどもの居場所拠点 ・スクールソーシャルワーカー配置事業 ・児童館運営事業 ・ヤングケアラーの支援 ・民間シェルター事業 	
	③経済的支援	I 妊娠・出産に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・出産育児一時金 ・妊婦のための支援給付
	II 家庭生活を支える支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護による支援 ・在宅育児応援給付金 ・児童手当 ・児童扶養手当 ・JR通勤定期券割引 ・医療福祉費支給制度（マル福） ・公営住宅子育て世帯支援事業 	
	III 教育・保育費に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・実費徴収給付事業 ・多子世帯保育料軽減事業 ・要保護世帯における保育料の軽減 ・エコランドセル配布 ・通学支援事業 ・制服等購入費支援事業 ・学校給食費負担軽減事業 ・第三子給食費無償化事業 ・就学援助 ・高校生等生活応援事業 ・ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減 	
	④保護者の就労支援	I 困窮家庭・ひとり親家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子家庭高等職業訓練促進費 ・ひとり親家庭の親への就労支援 ・生活困窮者自立支援事業
	II 子育て・仕事の両立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育事業（時間外保育事業） ・病児保育事業 ・児童クラブ運営事業 ・再就職に向けた就業支援 	
	⑤支援ネットワークの強化	I 地域活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ケース会議 ・民生委員・児童委員との連携 ・こども食堂の支援 ・社会福祉協議会との連携
	II 関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止啓発活動 ・要保護児童対策地域協議会 	

(2) 重点的に取り組む項目

①教育支援

乳幼児期は様々な機関の事業（乳幼児健診や相談、児童館、子育て支援センター、教育・保育施設等）を通して、乳幼児期に相応しい生活の場での経験や遊び・学びの機会が提供されているかなど様々な観点で見ていくことにより、貧困の兆候に気づき、見極め、関係機関へつなげていくという社会全体で取り組むことが重要です。

また、学齢期はこどもたちの日中の居場所である学校を基盤に、安心して学び、学力・体力を養える環境の向上を図ります。あわせて、身近な地域での多様な居場所づくり、学びや遊びなど体験機会の確保などを行い、学び育つ環境づくりを進めます。

施策Ⅰ 学びの場の提供

取組・事業	事業概要等	担当課
2歳児キッズクラス	2歳児とその保護者を対象に、ほめ方トレーニング等親子遊びの機会を提供し、健やかなこどもの成長発達を促していきます。	こども政策課
親子フォローアップ事業 「つくしんぼ教室」「さくらんぼ教室」「step up さくら」	発達が気になる未就学児に対し、それぞれの特性に合わせ小集団または個別による指導を行うことで、健やかに成長できるよう支援をします。 就学児に対しては、読み書き指導、アンガーマネジメントなどの個別指導を行います。（step up さくら）	こども育成支援センター
児童発達支援事業所 「まろん」	発達が気になり、通所受給者証の発行を受けた未就学児に対し、小集団や個別の指導により、こどもの成長・発達を促すことで健やかな成長、生活できる力をつけるための支援を行います。	こども育成支援センター
児童発達支援（障害児福祉サービス）	発達が気になり、通所受給者証の発行を受けた未就学児に対し、日常生活における知識知能の習得、集団生活において適応することができるよう、必要な支援を行います。	社会福祉課
寺子屋事業	小学5・6年生に学校教育以外で学習の基礎・基本を教える「学びの場」を提供します。	生涯学習課
学校生活学習支援事業	要保護・準要保護世帯の中学生に学校教育以外で「学びの場」と進路や家庭の悩みなどに対応する「相談の場」を提供します。	生涯学習課
校内フリースクール	自分のクラスに入りづらい生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活ができる環境を提供します。	学務課
教育支援室事業「ここから」	市内小・中・義務教育学校児童生徒及び市内在住の笠間市立中・義務教育学校卒業後の18歳までの生徒を対象に、学校に行きたくても行けない不登校児童生徒の心の居場所となるよう教育支援室「ここから」を運営し、学校生活復帰を支援します。	学務課

②生活支援

妊娠期から切れ目ない支援を行うとともに、家庭の成育環境を高めるため、寄り添い型の相談支援、生活支援に向けた取組を推進します。

複合的な課題を抱える生活困窮者には、学習支援事業と家庭相談支援事業を実施します。

「ヤングケアラー」の認知度向上と、「ヤングケアラー」と思われるこどもを早期発見する仕組みづくりを推進するために、関係機関等の連携を強化し、家事や育児、介護サービス、こどもの居場所づくり事業等の利用を推奨し、こどもが自分らしく過ごせる時間と居場所づくりを進め、守るべきこども自身の権利を守るための支援に取り組みます。

施策Ⅰ 妊娠期から切れ目のない支援

取組・事業	事業概要等	担当課
妊婦等包括相談支援事業	伴走型支援として、妊娠届出時から子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や子育て情報の提供など継続的な支援を行います。	こども政策課
かさママサロン	妊娠中の方、生後1か月～5か月までの母子が集まり、助産師の個別相談や他の妊産婦との交流機会として開催します。	こども政策課
赤ちゃん訪問 (乳児家庭全戸訪問事業)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行い、適切な支援を行います。	こども政策課
乳幼児健康診査	乳幼児の健康状態を確認するとともに、相談支援を行い、適切な支援を行います。	こども政策課
子育て世帯訪問支援事業	家事・育児に不安を抱える妊産婦、子育て家庭、ヤングケアラー等の家庭に訪問支援員を派遣し、家事・育児支援を行います。	こども政策課
家庭児童相談室	家庭児童相談員がこども(こどもの保護者)及び妊産婦、子育て家庭、ヤングケアラーのいる家庭等の様々な悩みに対する相談支援を行います。	こども政策課

施策Ⅱ 保護者への支援

取組・事業	事業概要等	担当課
地域子育て支援拠点事業	子育て中の親子や妊娠している方が気軽に集い、子育ての不安や悩みを解消するため、地域の身近な場所でふれあいや交流、育児相談などを行います。市内3地区に設置する子育て支援センターで実施しています。	こども福祉課
多様な保育体制	家庭での保育が一時的に困難となった時に保育施設で預かる一時預かり保育や、保育時間を延長して預ける延長保育、病児・病後児を専用スペースで預かる病児保育など、多様な保育体制で保護者を支援します。	こども福祉課
養育支援訪問事業	養育支援を必要とする家庭に、保健師・助産師等が訪問し、養育に関する指導や助言を行います。	こども政策課
親子関係形成支援事業	子どもとの関わりや子育てに不安を抱える保護者、その児童へ情報提供・相談支援を行うとともに、情報交換の場を提供します。	こども政策課
子ども家庭総合支援拠点事業	こどもや妊産婦、ヤングケアラーのいる家庭等へのニーズに応じたサービスの提供や、児童虐待の予防・早期発見のための相談支援に対応します。また、女性相談支援員を配置し、困難な問題を抱える女性への相談支援を行います。	こども政策課

施策Ⅲ こどもの育ちを支える生活支援

取組・事業	事業概要等	担当課
母子生活支援施設	DV、虐待の被害を受けた母子の居住場所を確保し、生活、子育てを支援します。	こども政策課
子育て短期支援事業	保護者が一時的に児童の養育が困難になったとき、児童を児童養護施設で養育保護し、支援します。	こども政策課
ひきこもりサポート事業	社会復帰に向けた適切な支援につなぐことを目的に、精神科医など多職種チームにより、自宅を訪問、本人及びその家族への支援のためのアウトリーチ活動を行います。	社会福祉課
こどもの居場所拠点	困難を抱えるこどもたちに対して、安心して過ごせる居場所を開設し、生活習慣の形成や食事の提供、学習支援、課外活動など必要な支援を提供します。	こども政策課
スクールソーシャルワーカー配置事業	児童生徒が抱える課題の解決、置かれた環境の改善のために様々な支援を行います。	学務課
児童館運営事業	地域のこどもたちが、放課後や休日に気軽に利用できる施設であり、健全な遊びを提供する中で、心身の健康の増進と豊かな情操を育みます。	こども福祉課
ヤングケアラーの支援	ヤングケアラー認知度向上に向けた啓発活動及び関係機関との連携による実態把握を行い、サービスの案内、利用勧奨等の適正な支援を行います。	こども政策課
民間シェルター事業	緊急一時避難の場を確保し、避難者の生活支援と自立に向けた支援を行います。	こども政策課

③経済的支援

子育て費用や教育費用の負担軽減を図るための各種支援制度及び、安心して医療を受けられるように医療費等助成制度などの経済的支援等を継続して実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

施策Ⅰ 妊娠・出産に対する支援

取組・事業	事業概要等	担当課
出産育児一時金	国民健康保険の被保険者（妊産婦）で妊娠 85 日（4か月）以上で出産された方に、500,000 円または 488,000 円を支給します。	保険年金課
妊婦のための支援給付	妊婦であることの認定後に 50,000 円を支給し、その後妊娠しているこどもの人数に応じ（1 人につき 50,000 円）給付をします。	こども政策課

施策Ⅱ 家庭生活を支える支援

取組・事業	事業概要等	担当課
生活保護による支援	生活に困窮している相談者に対し、その状況に応じた就労や家計支援等、自立に向けた支援をします。	社会福祉課
在宅育児応援給付金	妊娠・出産に伴い離職または休職をした方で、育児休業給付金等を受けることができない方に、一時金 200,000 円を支給します。	こども福祉課
児童手当	18 歳年度末までの児童を養育している保護者に、3 歳までは月額 15,000 円、3 歳以上は月額 10,000 円、第三子以降は月額 30,000 円を支給します。	こども福祉課
児童扶養手当	18 歳までの児童を養育するひとり親等に、所得の状況や児童の数に応じて手当を支給します。	こども福祉課
JR通勤定期券割引	児童扶養手当の支給を受けている本人または世帯員が、JRの通勤定期券を購入する場合に、割引（3割引き）を受けられます。	こども福祉課
医療福祉費支給制度（マル福）	下記の該当者に医療費の自己負担分の一部または全部を助成します。 ○妊産婦医療費助成（マル福） ○小児医療費助成（マル福） ○ひとり親医療費助成（マル福） ○重度心身障害者医療費助成（マル福）	保険年金課
公営住宅子育て世帯支援事業	公営住宅（福原）に居住する中学3年生以下の子のいる世帯に対し、子育て等に係る費用の一部を助成します。	都市計画課

施策Ⅲ 教育・保育費に対する支援

取組・事業	事業概要等	担当課
実費徴収給付事業	保育所等に入所するこどもの保護者に対し、施設に必要な費用の一部を補助します。	こども福祉課
多子世帯保育料軽減事業	こどもを2人以上もつ世帯の第二子以降の保育料を無償にします。	こども福祉課
要保護世帯における保育料の軽減	要保護世帯に対し、特定教育・保育施設に入所するこどもの保育料を軽減または免除します。	こども福祉課
エコランドセル配布	次年度小学校等へ入学する児童のうち希望者に、エコランドセルを配布します。	学務課
通学支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○遠距離通学の路線バス定期代補助：路線バスを使用している小学生に、距離、学年、居住地区に応じて路線バス定期代の一部を補助します。 ○自転車購入費の補助：自転車通学の小学生の保護者に対し、距離や学年に応じて自転車購入費の一部を補助します。 ○スクールバス利用経費補助：スクールバス利用者の保護者に対し、距離、きょうだいの数、居住地区に応じて通学に関わる経費の一部を補助します。 ○ヘルメット配布：自転車通学の小中学生に対し、ヘルメットを配布します。 	学務課
制服等購入費支援事業	次年度中学校等へ入学または義務教育学校後期課程へ進む児童の保護者に対し、学校指定の制服等を購入するために必要な経費の一部を助成します。	学務課
学校給食費負担軽減事業	学校給食費を値上げすることなく、食材高騰分を市が負担し、保護者の負担の軽減を図ります。	おいしい給食推進室
第三子給食費無償化事業	小学1年生から18歳までの子を3人以上養育し、生計を同じくしている家庭の第三子以降の給食費を無償とします。	おいしい給食推進室
就学援助	経済的に義務教育を受けることが困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学校生活に必要な経費の一部を助成します。	学務課
高校生等生活応援事業	中学校等を卒業する生徒の保護者に対し、新生活を始めるために必要な経費の一部を助成します。	学務課
ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減	ひとり親家庭のこどもが、高等学校等の修学の継続や大学等への進学を断念することがないように、「母子・父子・寡婦福祉資金貸付金」による経済的支援を行います。	こども福祉課

④保護者の就労支援

ひとり親家庭の経済的自立に向けて、保護者の就労支援を関係機関と連携して取り組み、親の学び直しや職業訓練などの情報提供や相談支援に努めます。

施策Ⅰ 困窮家庭・ひとり親家庭への支援

取組・事業	事業概要等	担当課
母子・父子家庭高等職業訓練促進費	ひとり親家庭の父または母が、就職に有利な資格を取得するために養成機関で修学する期間、生活資金を給付します。	こども福祉課
ひとり親家庭の親への就労支援	ひとり親家庭の自立に向けた支援計画を作り、必要な情報の提供や助言、就労の相談など伴走支援を行います。	こども福祉課
生活困窮者自立支援事業	多様で複合的な問題について、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、様々な支援を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立促進を図ります。	社会福祉課

施策Ⅱ 子育て・仕事の両立支援

取組・事業	事業概要等	担当課
延長保育事業 (時間外保育事業)	多様な働き方に対応するため、就労支援の一環として、保護者の勤務時間に応じて時間外保育を実施します。	こども福祉課
病児保育事業	保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を目的として、病児保育を実施します。	こども福祉課
児童クラブ運営事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図ります。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休業期間に実施します。	こども福祉課
再就職に向けた就業支援	ハローワーク水戸マザーズコーナーが実施している就職支援セミナーと連携を図り、こどもの成長や保護者のライフステージに合わせた働き方への支援を行います。	商工課

⑤支援ネットワークの強化

実態把握と相談機能の連携強化を図るため、関係者相互のネットワークづくりと支援のコーディネート機能の確保により、包括的な支援体制の確立を目指します。

地域の関係団体との連携を強化し、多様な主体との協働または多様な主体の活動支援により、各種施策・事業の推進を図ります。

また、全庁を挙げてこどもの貧困に関する情報を共有し、適切な支援につなげていく体制を強化します。

施策Ⅰ 地域活動の支援

取組・事業	事業概要等	担当課
ケース会議	妊産婦・乳幼児等のケースを協議し、貧困などの問題を抱えている世帯について、関係機関と連携し、適切な支援を行います。	こども政策課
民生委員・児童委員との連携	地域における相談窓口であり、また行政とのパイプ役でもある民生委員児童委員と協力・連携を図ることで、適切な福祉サービスの提供を図ります。	社会福祉課
こども食堂の支援	食の提供、居場所、地域交流の場として活動する団体への運営継続の支援を行うとともに、活動内容の周知徹底、ネットワークの構築により連携した支援を行います。	こども政策課
社会福祉協議会との連携	社会福祉協議会が行う貧困家庭への支援活動を支援します。 ○フードパントリー ○フードバンク（きずなBOX）	こども政策課

施策Ⅱ 関係機関との連携

取組・事業	事業概要等	担当課
児童虐待防止啓発活動	市民向けに児童虐待防止に関する出前講座やオレンジリボン運動等の啓発活動を行い、社会全体の気運を高めます。	こども政策課
要保護児童対策地域協議会	児童相談所をはじめこどもに関わる各機関がこどもを守る地域ネットワークを構築し、虐待防止等に向けた支援、ヤングケアラーの早期発見、見守り等を行い、適切な支援を行います。	こども政策課



參考資料

参考資料

1 子ども・子育て会議設置条例

平成 25 年 9 月 20 日

規則第 30 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、笠間市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(令 5 条例 29・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 会議は、法第 72 条第 1 項各号に定める事務を所掌する。

2 前項に規定するもののほか、市長の諮問に基づき、本市における子ども・子育て支援に関する施策について必要な調査及び審議を行い、これを答申するものとする。

(平 26 条例 21・令 5 条例 29・一部改正)

(組織)

第 3 条 会議は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援の関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 公募市民
- (7) その他市長が必要と認める者

(平 26 条例 21・一部改正)

(任期)

第 4 条 会議の委員の任期は、2 年とする。ただし、前条第 6 号の委員を除く委員については、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が不在のときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員の除斥及び回避)

第7条 委員は、第2条に掲げる事務で、自己の関係する団体等に関するものについては、除斥されるものとする。

2 委員は、前項に規定するもののほか、公平な審議を妨げる相当の理由があると認めるときは、自ら回避することができる。

3 前2項の規定による委員の除斥及び回避は、会長が他の委員の意見を聴いて決定する。

(意見の聴取)

第8条 会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、こども部で処理する。

(平30条例4・令6条例3・一部改正)

(個人情報保護)

第10条 委員は、会議において知り得た個人の情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

2 市長は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に定めるもののほか、個人情報の保護のため適切な措置を講じるものとする。

(令5条例9・一部改正)

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(笠間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 笠間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年笠間市条例第39号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附則(平成26年条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(笠間市保育料審議会条例の廃止)

2 笠間市保育料審議会条例(平成18年笠間市条例第252号)は、廃止する。

(笠間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 笠間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年笠間市条例第39号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附則(平成30年条例第4号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附則（令和5年条例第9号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附則（令和5年条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（令和6年条例第3号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 委員名簿

区 分	氏 名	団体名等	備 考
学識経験を有する者	室谷 直子	常磐短期大学 教授	会長
	北野 智子	茨城県立中央看護専門学校 講師	
子ども・子育て支援の 関係団体に属する者	塩田 勝二	笠間市連合民生委員児童委員協議会 主任児童委員	
	森谷 未来	NPO法人キズナベース 理事長	
	菊地 規子	子育て支援センターかんがるー	
	谷川 有唯	笠間市ファミリー・サポート・センター	
教育・保育関係者	大関 律子	大原小学校 校長（笠間市校長会）	
	平田 勝	茨城県立友部特別支援学校 教頭	
	荒川 千恵子	さくら幼稚園 園長	
	浅野 学志	めぐみこども園 園長	副会長
	太田 周夫	くるす保育所 所長	
子どもの保護者	國谷 明香	さくら幼稚園保護者	
	栗原 梨花	ともべ保育園保護者	
	青木 直美	くるす保育所保護者	
公募市民	米田 智子	公募市民	
	羽方 義典	公募市民	
その他市長が必要と 認める者	會澤 由希子	笠間市社会福祉協議会	
	大槻 寿子	家庭児童相談員	
	松本 浩行	教育部長	
	深澤 充	こども部長	

3 策定経過

年月日	内容
令和6年4月28日～ 令和6年5月14日	こどもと子育て家庭生活実態等調査（ニーズ調査）の実施
令和6年5月21日	第1回庁内ワーキング会議 （1）子ども・子育て支援事業計画の概要について （2）策定の方法・今後のスケジュール等について （3）関係事業の調査票記入方法について
令和6年6月28日	令和6年度第1回笠間市子ども・子育て会議 （1）こども部の新設について （2）令和6年度笠間市の子育て支援について （3）令和5年度子ども・子育て支援事業計画実績報告について （4）第3期笠間市子ども・子育て支援事業計画の策定について
令和6年8月	こどもと子育て家庭に関する支援機関・関係団体等調査の実施
令和6年8月29日	第2回庁内ワーキング会議の開催 （1）「子ども・子育て支援事業計画施策シート」及び「支援事業計画に未掲載既存事業及び新規事業」について
令和6年9月26日	令和6年度第2回笠間市子ども・子育て会議 （1）第3期笠間市子ども・子育て支援事業計画の骨子案について
令和6年10月	こどもと子育て家庭の生活に関する調査（支援機関・関係団体等）のヒアリング
令和6年11月14日	令和6年度第3回笠間市子ども・子育て会議 （1）第3期笠間市子ども・子育て支援事業計画の素案について
令和7年1月21日	市議会全員協議会において、第3期笠間市子ども・子育て支援事業計画（案）の報告
令和7年1月30日～ 令和7年2月18日	パブリック・コメントの実施
令和7年3月26日	令和6年度第4回笠間市子ども・子育て会議 （1）第3期笠間市子ども・子育て支援事業計画書について （2）笠間市特定教育・保育施設別利用定員変更について

4 用語解説

用語	説明
あ行	
アウトリーチ	支援が必要な人に必要なサービスと情報を積極的に届けること。
アンガーマネジメント	怒りの感情を上手にコントロールすること。
1号認定	満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の認定を受けた就学前子ども。
EPDS（エジンバラ産後うつ病質問票）	産後うつ病のスクリーニングを行うための調査票のことで、10種類の質問項目に対して回答した結果を点数化して行う。
医療的ケア児	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む）のこと。
か行	
教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業所。
子ども・子育て支援	すべてのこどもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施することも及びこどもの保護者に対する支援。
さ行	
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前児童（保育を必要とするこども）。
シェルター	DVや家庭内暴力などの被害を受けた人が一時的に避難できる施設のこと。
小規模保育	6～19人までの小規模の多様なスペースで家庭的保育に近い雰囲気の中で、きめ細やかな保育を実施する。
スクールソーシャルワーカー	児童生徒が置かれている環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒及び保護者の支援を行う人のこと。福祉的な視点や手法を用いて、学校の問題解決力の向上を図る人のこと。
た行	
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」をいう。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。
な行	
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童（保育を必要とするこども）。
認定こども園	保護者の就労の有無に関わらず、小学校就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供する機能と地域における子育て支援として、相談活動や親子の集いの場の提供等を行う機能を併せ持つ施設。
妊孕性温存療法	がん等の治療前に、将来こどもを妊娠・出産できる可能性（妊孕性）を残すための治療のこと。
は行	
ピアサポート	同じ障害や苦しみを抱える人が自らの体験や情報を共有して支援する仲間関係のこと。
フードバンク	安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などから寄贈していただき、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動のこと。
フードパントリー	ひとり親家庭や生活困窮世帯など、様々な理由で日々の食品や日用品の入手が困難な方に対して、企業や団体などからの提供を受け、地域で食品等を無料で配付する活動のこと（場所）。

用語	説明
は行	
プレコンセプションケア	将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うこと。
や行	
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることものこと。
ら行	
ライフステージ	人間の成長や発達に応じて移り変わる大きな区分を指す概念で、一般的に、人の人生を幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期などに区切ったそれぞれの段階のこと。
わ行	
ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」のことで、一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

第3期笠間市子ども・子育て支援事業計画

発行：笠間市

発行日：令和7年3月

編集：笠間市子ども部 子ども福祉課・子ども政策課

住所：〒309-1792 茨城県笠間市中央三丁目2番1号

TEL：0296-77-1101（代表）



笠岡市 第3期
子ども・子育て
支援事業計画